

の場合には光線及び空氣のもつとも少なき区域内に存するであらう。斯くの如きは、貧困が食物缺乏を含む程に甚だしき場合、殆んど不可避的に遭遇すべき衛生上の危険である。而して、斯る危険の總額は生命に對して驚くべく顯著のものなる故、單に食物の缺乏すると云ふと其れ自體が極めて由々しき事柄なのである。…以上は、殊に問題の貧困が怠惰に基く自業自得の貧困にあらざるを思ふ時悲痛の考想たるのである。總ての場合に於て、それは労働民の貧困なのである。加之都市労働者に於ては、僅かばかりの食物を得べき労働は大抵過度に延長されてゐる。而も我々はたゞ極く局限された意味に於てのみ、斯る労働を自立的なりと稱し得るに過ぎぬ。…而して有名無實の自立は、極めて大規模に、被救恤的窮乏への或は長距離或は短距離なる迂路たり得るに止まる〔百十四〕。

〔百十四〕前掲報告第一四及一五頁。

最勤勉なる労働者部分の飢餓苦と、資本制蓄積に基く富者の上品又は下品なる贅澤的消費との間の内部的聯絡は、我々が經濟的法則を知悉する時はじめて明となるのである。住屋状態に於ては然らず。生産機關の集中が大なればなる程、そ

れに應じて労働者等が同じ場所に堆積さるゝことますます顯著となり、随つて資本制的蓄積急激なるに従ひ、労働者の住屋状態ますます慘澹たるに至ることは、總ての偏見なき觀察者の之を認むるところである。富の發達に伴ふ、建築不良區域の取壊しに依る市區「改正」、銀行倉庫等用大建築物の造設、通商及び贅澤馬車用街路の延長、馬車鐵道の敷設等が、貧民をますます不良にして込み合つた隠れ場へ追ひ遣ふことは明かである。他方に於て、住屋が其品質に逆比例して高價なること而して窮乏の鑛山が書てポトシの鑛山に於て經驗された以上の利潤と以下の費用とを以て家屋投機業者等に依り採掘されることは、何人も知る所である。

資本制的蓄積、随つて又資本制的所有關係一般の矛盾的性質は〔百十五〕、此場合極めて分明であつて、本問題に關する英國政府の報告でさへも、「所有及び其權利」に對する異端的攻撃を以て充滿してゐる程である。害禍は産業の發展、資本の蓄積都市の發達及び「美化」と歩調を描へ、斯くて「體面」をも容赦する所なき疫病を單に恐るゝ餘り、一八四七年より一八六四年に至る間、十ヶ條を下らざる衛生警察上の議會條例を喚び起し、リヴァプール、グラスゴウ等若干都市に於ける驚駭せる



ブルジョアは、其都市當局を通じて之に干渉した程であつた。

(百十五)『人格權は何處に於ても、勞動階級の住居に於けるほど公然また破廉恥的に、所有權の犠牲に供されたことはなかつた。總ての大都市は人間の犠牲所、即ち年々幾千の人が貪慾のモロクへの糞として火にくべられる祠と見做し得る』前掲サミュエル・レーング著『國民的窮乏』一八四四年刊、第一五〇頁。

而もドクトル・サイモンは一八六五年の報告中に叫んで曰く、『概して言ふと、英吉利に於ては惡弊は取締られて居らぬと云ひ得る』と。樞密院の命令により、一八六四年には農業勞動者の住屋状態、一八六五年には都市貧民階級の住屋状態に關する調査が試みられた。ドクトル・ジュリアン・ハンターの立派なる調査の結果は『公衆健康』第六及第八報告中に見出される。農業勞動者に就ては後段に述べる。都市の住屋状態に就ては、先づドクトル・サイモンの概述を掲げる。彼は曰く、『予の職務上の見地は専ら生理上の者であるが、普通の人道は此惡弊の他の方面を閉却せざるべきを要求する。…混雜が甚しきに及ぶと、それは人間的と云ふよりも寧ろ獸的な、有らゆる雅致の否定、身體並に身體機能の不潔なる混亂、動物的並に性的裸出の展示を、殆んど必然に含むのである。斯る影響に委せらるゝこと

は、引續き其作用を受くる人々に取つて益々甚だしくなる所の墮落である。其呪詛の下に生るゝ兒童等に取つては、それは屢々、破廉恥への洗禮その者でなければならぬ。而して斯る境遇の下にある人々が他日自餘の點に於て、肉體上及び道徳上の清潔を本質とする文明の雰圍氣に向上すべく努力するに至るべしとの願望は、限りなく望みなきことである。』(百十六)。

(百十六)『公衆健康』第八報告、倫敦、一八六五年、第一四頁、註。

混雜せる、或は又人間の往居たらしむること絶對に不可能なる家屋に就ては、倫敦は第一位を占むるものである。ドクトル・ハンターは言ふ。——『二箇の點は分明てゐる。第一、倫敦には各一萬人近くの大貧民窟が約二十割あるが、其慘澹たる状態は予が嘗て英吉利の他の場所で見ただんど何物よりも甚だしい。而してそれは殆んど全く、彼等の家屋設備の不良なる結果である。第二、之等貧民窟に於ける家屋の混雜類廢せる状態は、二十年前よりも遙かに甚だしい』(百十七)。『倫敦及びニュー・キャスルの諸部分に於ける生活は、地獄的なりと云ふも過言ではないのである』(百十八)。



(百十七) 前掲報告第八九頁。之等貧民窟の兒童に於ては、ドクトル・ハンターは斯う言つてゐる。——「貧民の稠密なる群居が行はれてゐる現在以前に在つて、兒童が如何やうに養育せられたかを、我々に語り得る人々は今存して居らぬ。而して我國に於て恐らく前例なき境遇の下に、半裸體の、泥酔した、卑猥極まる、喧嘩好きな、有らゆる年齢の人々と一緒に半夜腹ずみゐることに依り、『危険階級』としての將來の常習に對する教育を今全うしつゝある兒童等の現成長から、將來に於ける如何なる行爲が期待せらるべきかを語らんとする者あらば、其は實に無謀なる豫言者であらう」(前掲報告第五六頁)。

(百十八) 前掲報告第六二頁。

労働者階級中の上流部分、並に小商人及び小中等階級の自餘成素も亦倫敦に於ては、市區「改正」及びそれと共に舊街路及家屋の取壊しが進み、市内に於ける工場並に人口流入が増大し、最後に市地代の昂騰と共に家賃が増騰するにつれて、益々斯くの如き卑陋なる住居状態の呪詛の下に落込んで來るのである。「家賃は暴騰し、如何なる労働者も殆んど一室以上を借ることが出來ぬ程である」(百十九)。倫敦に於ては、多數の「周旋屋」に依つて煩はされざる家屋財産は殆ど絶無の有様である。蓋し倫敦の他價は常に其年收入に比し極て高く、爲に各購買者は其購へる土地を早かれ晚かれ陪審價格(收用の際陪審官の査定する價格)で再び買拂ふか、又

は附近に何等かの大企業起るに依つて非常なる價格暴騰をセシメやうと目論んでゐる。其の結果、滿期に近づける賃貸契約買込の常規取引が行はれる。「斯る業務に携はる人々に就て期待し得る所は、彼等が爲すやうに爲すこと、換言すれば、自分が其家主である間に借家人から出來得る限り絞り取り、其後繼者には出來得る限り何も残さないやうにすること是れである」(百二十)。

(百十九) 「セント・マルチンス・イン・ザ・フィールツ健康報告、一八六五年」。

(百二十) 「公衆健康第八報告、倫敦、一八六五年」第九一頁。

家賃は週拂であるので、彼等は何等の冒險もしない。市内に鐵道の敷設された結果、「我々は、最近倫敦東部に於て、或土曜の夕べ、勞役場以外に何等の休息所となさ多くの家族が、其貧弱なる財産を背負つて徨ひ歩く光景を目撃した」(百二十一)。勞役場は既に滿員となつて居り、而して既に議會の協賛を経たる勞役場「改善」は漸く其緒に就いたばかりの所であつた。労働者等は、其舊來の家屋の取壊しに依つて驅逐される時、其教區を去らず、又は高々其限界に於て成るべく舊教區に近い所に居住する。「彼等は勿論、出來得る限り其勞働場近くに留まらうとする。居住



者等は自教區又は隣教區以外には出てないので、従前二室借りてゐたものは一室に制限され、其處にゴタ／＼と詰込まれることになる。……驅逐された人々は、従前より高い家賃を出しても、従前ほどの貧弱な住屋を得るは難いであらう。海岸地に於ける労働者等の半数は、……労働場まで二哩歩くのであつた。』

(百二十一) 前掲報告、第八八頁。

此海岸地——其大通は倫敦の富に就ての強い印象を見慣れぬ人々に與へる所の——は倫敦に於ける人間詰込みの一例として役立ち得るものである。健康吏は此海岸地に屬する諸教區の一に於て、一エーカーの人口五百八十一人に上ることを確めた。而も此計算は、テムス河幅の半ばを算入したものである。従來倫敦に於て爲された如く、住居に適せざる家屋を取壊すことに依つて労働者を一區域から驅逐する總ての衛生警察策は、彼等を益々稠密に他區域内に詰込むに役立つに過ぎぬことは自明である。ドクトル・ハンターは曰く、「此全處置は必然に背理として之を停止するか、然らずんば資本なきが故に自ら住屋を有する能はされども之れを自己に貸與する者に對し定期支拂を以て報酬し得る人々に、宿所を供

給すべき誇張なしに國民的と稱し得る義務に向つて、公衆の同情(一)を有効に喚起せねばならぬ(百二十二)。斯る資本制的正義を嘆賞せよ！地主、家主、實業家等は鐵道や街路開通などの如き「改正」に依つて收奪さるゝ時、單に其充分なる補償を受くるに止まるものではない。彼等はそれ以上に尙、其努めてする「節慾」に對し、神と法とに依り非常なる利潤を以て慰安されねばならぬのである。労働者は其妻子及所有物と共に放逐される。そして彼等は市當局が紳士の舉措を要求する區内へ餘りに澤山流れ込むと、衛生警察の名に於て告發されるのだ！

(百二十二) 前掲報告、第八九頁。

十九世紀初葉英國に於いて人口十萬を有する都市は倫敦以外には一つもなかつた。人口五萬以上の都市は五つ切りであつた。然るに今では、人口五萬以上の都市は二十八に上つてゐる。其の結果は、單に都市の人口が著しく増殖せることのみではない。舊來の密封された小都市は今では四方から建物で圍繞され、何づれの方面にも廣々とした空氣との接觸なき中心地となり、富者等に取つて最早居心地よき場所でなくなる故に、彼等は此處を去つてより愉快な郊外に引移つてし



まふ。彼等の後來者等は一家族に一室——甚だしきは屢々それに轉借者までも加はる——といふ割合で大家屋を占める。斯くて、自分等の爲に設けられたのではない全く不適當な、斯る家屋に居住し、大人に取つては眞に墮落的であり、子供に取つては破壊的である環境に圍繞された一人口が生じたのである〔百二十三〕。

(百二十三) 前掲報告、第五五及五六頁。

工業的又は商業的一都市に於ける資本の蓄積が急激なればなる程、搾取し得べき人間材料の流入は益々急激となり、労働者等の爲に急設さるゝ住屋は益々慘澹たるに至るのである。

されば、絶えず生産豊饒となる炭坑及他の鑛山地方の中心としてのニューキャッスル・オン・タイン市は、住居地獄たる點に於て倫敦に次ぐの位置を占めてゐる。此市に於ける個々室住居者の數は、三萬四千人を降らない。最近、ニューキャッスル及びグレートヘッド兩所に於ては、公衆に對し絶對に有害なりとの理由で多數の家屋が警察に依つて取壊された。新家屋の築造は極めて緩漫に進行し、業務は極めて急激に進行してゐる。斯くて該市は、一八六五年に於て空前の人口充滿を見

た。貸室は殆んど絶無の有様であつた。ニューキャッスル熱病院のドクトル・エンプレトンは曰く、『チブスの持續及び蔓延の大原因が、人々の混雜と其住屋の不潔とに在りしことは、殆んど疑ひを容れ難き所である。労働者が屢々居住する室は取圍まれた不衛生極まる中庭又は裏庭に存し、其場席、日光、空氣及び清潔の點に於ては、不充分と不衛生との典型であり、すべての文明社會に對する汚辱である。於ては、斯る室内に男女や子供がゴツチャに寝るのである。成年男子に就ては、若干期間、晝勤と夜勤とが間斷なく交代するので、床は冷める邊がない。給水は全屋を通じて不良である。便所に至つては更らに悪く、不潔にして、換氣なく、惡疫傳染的である』〔百二十四〕と。斯様な穴部屋の週賃借價格は、八片から三志に上つてゐる。ドクトル・ハンターは言ふ。——『ニューキャッスル・オン・タイン市は、家屋及街路の外部的環境に依つて屢々殆んど蒙昧的墮落狀態に低下せる、本邦人中最美種族の一標本を含むものである』〔百二十五〕と。

(百二十四) 前掲報告、第一四九頁。

(百二十五) 前掲報告、第五〇頁。



資本及び労働の満干運動の結果、一産業的都市の住屋状態は、今日は堪えられるにしても、明日は不快極まるものになつてしまふ。或は市當局は遂に勇を鼓して斯る恐しき弊状の除去に努めるかも知れぬ。されど明日は早や、檣樓を纏へる愛蘭人や又は壊顔せる英蘭の農業労働者等が、蝗の群れをなして押寄せて来る。彼等は地窖や穀倉に詰込まれ、又は以前體面を保つてゐた労働者家屋は、其宿泊者の顔觸れが、恰も三十年戦争中に於ける宿營の如く急激に變化する所の棟割長屋に變へられる。實例——ブラッドフォード市。此市に於ては、其當局たる俗人ばらは丁度市區改正に従事しつゝあつた。加ふるに、同市には一八六一年に尙一千七百五十一軒の明家があつた。然るに今や、温良なる自由主義者にして黒人の同情者なるフォルスター君が、最近かばかり愛嬌こめて鳴き立てた好景氣が生じてゐるのである。好景氣と共に、絶えず動搖しつゝある『豫備軍』即ち『相對的過剰人口』の波から、人口漲溢の生じ來たれるとは言ふ迄もない。ドクトル・ハンターが或保險會社の代理人から得た表(百二十六)中に記載されてゐる怖ろしき地窖と棟割長屋室とに居住するものは、大抵厚給労働者等である。彼等は言明した、若しよ

り上等な住屋があるなら進んで其れを賃借したいのだがと。斯る間に、彼等は一人のこらず檣樓者となり罹病者となる。同時に温良なる自由主義者にして代議士なるフォルスターは、自田貿易の祝福と、毛絲商に従事せるブラッドフォード市有力者等の利潤とに就て、歡喜の涙を滾してゐるのである。

(百二十六) ブラッドフォード市に於ける一労働者保險會社代理人より受けたる表。

ヴァルカン街百二十二番	一室	一六人
ルムレー街十三番	一室	一人
パワー街四十一番	一室	一人
ポートランド街百十二番	一室	一人
ハーディ街十七番	一室	一人
ノース街十八番	一室	一人
同上十七番	一室	八人(大人)
ワイマー街十九番	一室	二人
ジョウエット街五十六番	一室	三家族
チオーチ街百五十番	一室	一人
ライフル・コート・メリーゲイ十一番	一室	一人
マーシアル街二十八番	一室	一人



同上四十九番	一室	三家族
チオード街百二十八番	一室	一八人
同上百三十番	一室	一六人
エドワード街四番	一室	一七人
ローク街三十四番	一室	二家族
ソルト・ビー街	二室	二六人
地 窖		
レヂェント・スクエア	一窖	八人
エーウー街	一窖	七人
ロベイツ・コート街三十三番	一窖	七人
バック・ブラット街 <small>(銅鍛冶場として使用さる)</small>	一窖	七人
イーベネザー街二十七番	一窖	六人

(前掲報告、別丁第三頁)

ブラッドフォード市貧民救助法醫の一人ドクトル・ベルは一八六五年九月五日の報告中で、其管區に於ける熱病患者の驚くべき死亡率は患者の住屋状態に基くものなる旨言明してゐる。曰く「一千五百立方呎の一小地窖内に……十人の者が棲住してゐる。ヴァインセント街、グリーン・エイア・プレース及びビレーヌには、一千

四百五十人の住者と、四百三十五箇の寢床と、三十六箇の便所とを有する二百二十三軒の労働者家屋がある。……寢床——一卷きの汚ない古襪、又は一抱への鈍屑などのと——は各平均三三人を寢せ、各五人又は六人寢せるものも澤山ある。而して予の聴く所に依れば、若干の人々は全く寢床なくして寢る。彼等は若い男も婦人も、有偶者も、無偶者もゴッチャになつて平服の儘板敷の上に寢るのである。之等の住屋の多くが、全く人間の棲むに不適當なる、薄暗く、ジメ／＼した汚ない、惡臭ある穴部屋である事は附言を要すまい。其れは實に、斯る疫腫を我々の真中に於て化膿する儘に放任せる順境者等の間に、病氣と死とを傳播せしむる中心なのである」(百二十七)。

(百二十七) 前掲報告、第一一四頁。

ブリストル市は、住屋の慘澹たる點に於て倫敦以下第三位を占めてゐる。「歐洲に於ける最富裕都市の一なる此ブリストルは、純然たる貧困と家庭的窮乏とを以て充滿してゐるのだ」(百二十八)。

(百二十八) 前掲報告第五〇頁。



## 〇 浮浪労働者

我々は之より、其起源は田舎的にして其就業は大部分工業的なる一人民部層に目を轉ずる。之等の人々は資本の輕歩兵たる者であつて、資本は其要求に従ひ彼等を或は甲地點、或は乙地方に投げやる。行軍せざる時は、彼等は「野營」を張る。浮浪労働は建築及び排水上の種々なる作業、煉瓦製造、石灰焼、鐵道敷設等に使用される。其れは自己が野營を張る附近の場所々々に、惡疫の飛柱を、痘瘡、チブス、コレラ、猩紅熱等を輸入するのである(百二十九)。鐵道の如き多大の放資を要する企業に於ては、企業者は大抵みづから其労働者軍に木造の假小屋又は其れに類似の住屋を供給し、斯くして何等衛生上の設備なく、地方官憲の取締圏外にある村を急設する。斯くの如き村は企業者君にとつては極めて有利なるものであつて、彼れは之に依り労働者等を二重に、即ち産業兵として又借家人として搾取するのである。之等の假小屋が一箇、二箇又は三箇の穴部屋を有するに準じて、其居住者たる土工等は、一週に一志、三志、又は四志支拂はねばならぬ(百三十)。

(百二十九)『公衆健康、第七報告、倫敦、一八六四年』第一八頁。

(百三十)前掲報告第一六五頁。

一例で充分であらう。一八六四年九月、ドクトル、サイモンは、セヴンオークス教區除害委員長が内務大臣デオードグレイ卿の許へ左の摘發を送致せることを報告してゐる。——『約十二ヶ月以前までは、本教區に於ては痘瘡は殆んど知られて居らなかつた。其少し以前、本教區に於てリューインシナムよりタンブリッジに到る鐵道工事が開始された。而して其の主要工事は本市の近接地に於て執行せられた上に、本市にも亦全工本が設置せられたので、少なからざる人員は必然本市に於て使用せられることゝなつたのである。之等の人員全部を本小屋に收容するは不可能であつたから、企業者ジェー君は線路に沿へる數個所に、彼等を宿泊せしむべき假小舎を設けしめた。之等の假小屋には何等の換氣及び排水設備なく加ふるに雜沓を免れなかつた。なぜならば、各借家人は其占むる間數は二室に過ぎざるに、自家族員如何に多數なりとも尙他の宿泊者を採用せねばならなかつたからである。我等の得たる醫師報告に依れば、之れが結果は左の通りであつた。即ち夜間これらの窮民は不潔なる溜水や窓下に密接せる便所より發する惡疫的臭氣を避くる爲め、窒息の有らゆる苦痛に堪えねばならなかつたのである。遂に



我が除害委員は、偶々之れ等の假小屋を參觀せる一醫師から抗議を受けた。彼れは極めて激烈なる言葉を以て其の住屋としての状態に就て語り、何等かの衛生策を講ずるにあらざれば容易ならぬ結果の生すべきを危惧した。約一年前、ジェー君は、其使用労働者にして傳染病に冒されたるものある時は直ちに之れを收容すべき一軒の小屋を設くべきことを約したのであつた。彼れは過ぐる七月二十三日右の約束を繰返したが、爾後すてに其假小屋内に數人の痘瘡患者を生じ二名の死亡者を出だしたるに拘らず、其約束に就て何等の履行策を講じなかつた。今九月九日、醫師ケルソン氏は右の假小屋内に更らに痘瘡患者の生ぜる由を報告し、此の小屋の状態を最も恥づべきものとして叙述した。貴下（内務大臣）の參考までに尙附言を要することがある。蓋し傳染病に冒さるゝ我教區民の爲に設けたるベスト・ハウスと稱する一箇の隔離建物は、過去數ヶ月に互り絶えず傳染病患者を以て充滿し今尙左様である。而して或る家族に於ては、痘瘡及び熱病の爲めに五人の兒童を奪はれた程である。本年四月一日より九月一日に至る五ヶ月間に、本教區内に於て痘瘡の爲め死亡せるもの十人を降らず、中四人は上記假小屋に屬す

るものであつた。痘瘡に襲はれた家族は出來得る限り之を祕密に附せんと努むるを以て、痘瘡患者の正確なる數を知るは不可能である。されど其れが許多なることは人の知る所である（百三十一）。

（百三十一）前掲報告第一八頁、註。チアベル・エン・レフリッス聯合教區の救貧吏は、戸籍署長に報告して曰く『ダヴホルムスに於いては、石灰殻の積山に若干の小洞を鑿ち、之れを其附近に敷設中なる鐵道工事に使用さるゝ土工その他の労働者の住家に充てた。之等の洞は狭くジメ／＼してゐて、周圍に下水も便所もなく、頂上に鑿たれた煙突用の小穴の外には、些の換氣孔もない。斯る缺陷の爲、痘瘡は若干期間猖獗を極め、數名の死亡者（之れ等穴居民の間に）を生じた』（前掲報告、註二）。

炭坑及び其他の鑛山に於ける労働者等は、英國プロレタリア中の最厚給部類に屬するものである。彼等が如何なる價で其勞銀を購ふかは、曩に或個所に示した通りである（百三十二）。予は之より彼等の住屋状態に就て、急過的一瞥を投ずる。鑛山の採掘者——鑛山の所有者たると賃借者たるとを問はず——は、通常、其労働者の爲に若干の小屋を設ける。労働者は斯る小屋と燃用石炭とを「無料」で與へられる。換言すれば、之等の物は賃銀中現物で支拂はれた一部を成すのである。斯



様にして宿泊し得ざる者は、其補償として年四磅を受ける。鑛山地方は忽ちにして坑夫自身及び其周圍に群集する手工業者、小賣商人等より成る多數の人口を吸引する。人口稠密なる總ての所に於ける如く、鑛山地方に於ては地代が高いのである。そこで鑛山企業者は坑口に於ける可及的狭小敷地内に、自己の労働者並に其家族を收容するに丁度必要なだけの小屋を建てやうとする。附近に新坑が開掘され、又は再掘される時は、雑沓は甚だしくなる。小屋を建つるに當つては、必ずしも絶對的不可避ならざる一切の現金支出に對する資本家の「節慾」てふ一見地のみが、決定的たるのである。

(百三十二) 邦譯本第一卷第二册第三七五頁以下に掲げた細目は、特に炭坑労働者に關するものである。金屬鑛山に於けるより、不良なる状態に就ては、一八六四年勅命委員の調査ある報告を参照せよ。

ドクトル・ジュリアン・ハンターは曰く、「ノーサンバークランド及びデューアラムの炭坑に關係せる坑夫その他の労働者等が得た住屋は、モンマウスシャー州に於ける斯種諸教區を除き、大體に於て恐らく、英吉利が其れに就き大なる標本を提供し得る中の最悪最高價のものであらう。……極端に悪しき點は、一室に收容さるゝ人

員の許多なること、狭小なる敷地に澤山の家が詰込まれてゐること、水が不足し便所の存せざること、甲の家の上に乙の家を建て重ね、又は家を何階かに區分することが屢々行はるゝこと等である。……企業者は此の全小屋部落をば、定住したのでなく野營せるに過ぎぬものゝやうに待遇してゐる」(百三十三)。

(百三十三) 前掲報告、第一八〇及一八二頁。

ドクトル・スチーヴンスは曰く、「予は命に従ひデューアラム聯合教區に於ける大炭坑村の多くを視察した。……住民の健康を確保すべき何等の策も講ぜられて居らぬと云ふ一般的斷言は、極めて僅少の例外を以て總ての場合に當嵌る所である。……總の坑夫は十二ヶ月間炭坑の賃借者又は所有者に「拘備」されてゐる〔此「拘備」てふ言葉は、奴役(註)てふ言葉と同じく農奴制時代に由來せる者である〕。……若し坑夫等が不満を表示し、又は何等かの方法で「監督」を煩はす時は、彼等は其名前に記號或は附箋を施され、年拘備の更新さるゝ際に放逐される。……現物賃銀制の如何なる部分も、これらの人口稠密なる地方に行はるゝ以上に不良たり得る様には見えぬ。坑夫は其賃銀の一部として惡疫傳染的影響に圍繞さるゝ住屋を



受けねばならぬ。彼れは自分では如何ともする事が出来ぬのである。而して其雇主以外に何人か彼れを救ひ得るや否は疑はしいやうに見える(彼れは總ての點に於て農奴である)。而して彼れの雇主は、先づ損益表と相談する。斯くて結果は可なりの確なのである。坑夫は又屢々雇主から水を供給せられる。彼れは其水の良否如何に拘らず、それに就て代價を支拂はねばならぬ、或は寧ろ賃銀から差引かれるのである(百三十四)。

(百三十四) 前掲報告、第五一五及五一七頁。

『輿論』は勿論衛生警察とさへ衝突しても、資本は其勞働者の勞働的並に家庭的生活に課する、一部分は危険にして一部分は屈辱的なる條件をば、勞働者をより有利に搾取するに必要なりとして『辯護』することに、決して躊躇しないのである。工場に於ける危険機械に對する保護的設備や、鑛山に於ける換氣並に安全手段等を、資本が節約する場合が其れてある。茲に述ぶる鑛山勞働者の住屋に關する場合が其れてある。

樞密院醫吏ドクトル・サイモンは其の公式報告中に曰く、『鑛山企業者は、慘澹た

る家屋設備に就ての辯解として……鑛山は通常賃借して採掘するものであつて其賃借契約期間(炭坑に於ては通常二十一ヶ年)短きが故に、勞働者並に鑛山業が吸引する小賣商人その他の爲に良き住屋設備を供給するは骨折甲斐なきこと、或やうに見ゆる事、假りに自己は此點に於て氣前よく振舞はうとする意圖あるも、地下財産に於ける勞働者等の爲の住屋用として、地上に適當なる心地よき村を設くる特權に對し、地主は法外なる追加地代を要求するを以て、斯る意圖は通例無効に歸せられ、此禁止的價格は(直接の禁止では無いにしても)家屋設置を欲するなるべき他の人々をも均しく閉口させてしまふこと等を主張してゐる。斯くの如き辯解の價値に就て論究するは、本報告の目的外であらう。又適當なる家屋設備の供給さるゝ時、其費用が結局、地主、借地人、勞働者、或は公衆中いづれの者の負擔に歸すべきかを考察することも、此場合必要でない。されど茲に添付する諸報告(ドクトル・ハンター、スチーヴンス等の)中に證明せらるゝ如き恥づべき事實を見ては、之に對して救済策を講ぜねばならぬのである。土地所有權は、一の公的大非行を犯す様に利用されてゐる。地主は其鑛山所有者たる資格を以て、自領内に於て勞



働すべく産業者部落を招聘し、次に其地上所有者たる資格を以て、自己の召集せる労働者等が其生活すべき場所に適當なる住屋を見出すを不可能ならしめる。所で鑛山借地人〔資本家的採掘者〕は、斯る契約分割に反對すべき何等金銭上の動機を有して居らぬ。なぜならば彼れは、右の後の方の條件が法外であるとしても、其結果は自己の負擔に歸せざること、並に其れを負擔すべき彼れの労働者等は其衛生權の價值を解するに充分なる教育を有して居らず、不潔なる住屋も腐敗せる飲用水も、「罷工」に對する認識し得べき誘因たらざるべきを熟知してゐるからである〔百三十五〕。

(百三十五) 前掲報告、第一六頁。

a 労働者階級中の最厚給部分に及ぼす恐慌の影響

予は眞の農業労働者に論を移すに先だち、尙、恐慌が労働者階級中の最厚給部分たる労働貴族に對してさへも如何に作用するかを、一例に依て示さねばならぬ。産業循環が其都度よつて結了さるゝ大恐慌の一が一八五七年に生じたことは、我の記憶する所である。次の期間は、一八六六年に滿期となつた。今回の恐慌は

多大の資本を、其慣例の放下部面から貨幣市場の大中心地に驅逐せる木綿窮乏に依り既に眞の工場諸地方に於て割引されてゐたので、主として金融的の性質を取つた。一八六六年五月に於ける此恐慌の勃發は、倫敦に於ける或大銀行の破産に依つて信號されたのであつた。此破産に次いで、無數の金融的泡沫會社が續々倒壊した。此大瓦解に遭遇した倫敦に於ける大事業の一は、造船船業であつた。此事業の有力家等は好景氣期中法外に過剰生産したのみでなく、加ふるに信用源泉が即時活潑に流動し行くべきを見越して巨額の供給契約を引受けたのであつた。今や倫敦に於ける他の諸産業〔百三十六〕に於ても現在〔即ち一八六七年三月末〕に至るまで繼續してゐる、恐るべき一反動が生じたのである。

(百三十六) 倫敦に於ける窮民の大規模な飢饉！…此の數日來倫敦市内の土壁に左の如き注目すべき聲明を記した大ピラが張り出された。曰く「肥えた牛！ 餓えた人！ 肥えた牛は其の玻璃宮を出でて贅澤なる邸宅に住む富者を養ひに行き、餓えた人々は其破れた穴の中で腐れ死ぬまゝに放任されてゐる」と。斯る不祥文字を記したピラは、絶えず張り換へられる。既掲のものが消えてしまふか他のピラで張り置かれてしまふかすると、前の場所又は他の同様な廣告場に新らしいのを張り出す。…之れは…かの佛



蘭西人とは一七八九年の事變に準備したる秘密革命團の一を想起せしめる。…英吉利の勞働者は其妻子と共に餓え凍えつゝある此時に當り、英國勞働の産物なる幾百萬の金は露、西、伊、其他の外國企業に放下されてゐるのである』(『レーノルツ、ニュースペーパー』紙、一八六七年一月二十日)云々。

勞働者等の状態の特徴を示す爲に、一八六七年初葉、窮乏の主もなる中心を視察せる、『モーニングスター』紙の一通信記者の手に成れる詳細なる報告中から左の個所を引抄する。——「倫敦イースト・エンドの諸地方ポプラー、ミルウォール、グリーンウッチ、デプトフォード、ライムハウス、カニングタウン等に於ては、少なくとも一萬五千人の勞働者及び其家族等は極端なる窮乏状態にあり、三千人の熟練機械工は、(半ヶ年に互る窮乏の後)勞働場の中庭で道路に敷く石を碎いてゐた。…予は辛うじて勞役場(ポプラー地方の)の入口に達するとが出来た。餓えた群集が其處を取まいてゐたからである。…彼等はパン券の渡されるのを待つてゐたのであるが、まだ其配布の時が出来なかつたのである。中庭は大きな四角形を成し、明け放つた小屋が其れを取りまき、そして大きく積まれた數箇の雪山が中央の鋪石を覆ふてゐた。又中央には、羊檻の如き、柳枝の垣で取圍んだ小さな場所があつた。

此所で好日和には人々が勞働するのである。けれども予が視察せる日には、之等の檻は何人も其中に坐することの出来ぬ程、雪に覆はれてゐた。されど彼等は、明け放つた小屋の中で鋪石を割栗石に打碎いてゐた。どの男も大きな鋪石に腰かけ、大槌を以て、霜に覆はれた花崗石を碎くのであるが、驚くなかれ五ブシエルと云ふ嵩を碎き取るまでは其仕事を止めることは出来ぬ。之れが彼等の一日の仕事であつて、此仕事が終わると彼等は一日の支拂として三片と食料手當とを受ける。中庭の他の一方には、よろ／＼した木造りの一小屋があつた。我々は此家の扉を明けた時、其處に澤山の人々が互ひに温め合はうとして目白押しに充滿してゐるのを見出した。彼等は填絮を造つてゐた。そして其間絶えず、與へられたる食量を以て誰れが一番永く働けるかを議論し合つてゐた。蓋し彼等に取つて持久は名譽であつたのである。此の一勞役場に於ては…七千人の者が…救助を受けてゐた。中、數百人は六ヶ月又は八ヶ月以前には、熟練勞働者としての最厚給を受けてゐたのである。若し之れに、貯金は悉く使ひ果して了つたが尙質入れすべき僅少の品物を有するが故に教區にたよるを避けてゐる人々を算入するならば



其數は恐らく倍増するであらう。予は此勞役場を辭して、大抵は、ポプラー地方に數多き小さな一階家のみの町中を一巡して見た。予を案内して呉れたのは、「失業者委員」の一人であつた。……予が最初に視察した家は、此二十七週以來失業してゐた一鐵工の宅であつた。予は彼が其一家と共に小さな奥部屋に坐してゐるのを見た。此部屋にはまだ多少家具類が残つて居り、其處には火もあつた。其日は寒さが酷しかつたので、子供達の素足が霜げるのを防ぐに、火を要したのである。火に面した盆の上に一塊りの粗麻が載つてゐた。妻子は其れを填絮に造つてゐた。之れは教區から受けるパンの補償にするのである。亭主は日に一定の食料手當と三片とを受くる爲に、勞役場の石割場で働いてゐる。彼れは今、非常に空腹を感じながら——彼れが陰氣な微笑を浮べて我々に語つたやうに——晝飯を食べに歸つて來た所である。彼れの晝食と云へば、二切のパンと、垂脂と、乳を入れな一杯の茶とである。……其隣の扉を叩くと、それは中年の婦人に依つて開けられた。彼女は無言の儘、我々を小さな奥部屋に案内した。其處には彼女の全家族が無言に、そして刻々消えゆく火を見詰めながら坐してゐた。之等の人々と其小さ

な部屋とは、決して二度と見たくないやうな荒寥と絶望とが懸つてゐた。彼女は其子供等を指しながら「何しろ此二十六週間と云ふもの、アレ等は何もしないのですからね。お金は消えてしまひました。不景氣の時の用意にと思つて、私と爺父とで景氣の好い時に貯めた二十磅の金は皆んな無くなつてしまつたのです。まあ御覽下さい」と、彼女は殆ど叫ばんばかりに言つて、規則正しく預入と支拂とを書き入れた預金帳を出して見せた。我々は此預金帳に依つて、彼女の少財産が如何に第一回の預金五志から始まつて、次第に増額し遂に二十磅となるに至つたかそして、それから又次第に溶けて行つて、總額は何磅から何志となり、結局最後の記入が此預金帳を只の紙片同様値打なきものにしてしまふに至つたかを見ることが出来た。此の一家は勞役場の救助を受けてゐたが、其れは日に一回の貧弱な食事を給するに過ぎぬものであつた。……次に我々は、元造船所で働いてゐた或鐵工の妻を訪づれた。彼女は榮養缺乏の爲に病み、著物の儘蓆の上に寝てゐた。僅かに一枚の毛布が掛けてあるだけであつた。寢具は悉く質入れしてしまつたのである。二人の哀れな子供が彼女を看護してゐた。彼等は母親と同じく看護を要



するやうに見えた。十九週に亙る強制的懶惰が、彼等を斯る窮境に陥れたのである。そして彼女は其辛らかりし過去の物語をしてゐる間に、其れを輓回すべき將來に對する一切の希望が失はれたかの如く、深き嘆息を洩らした。……此家を出た時、一人の若者が追つかけて來た。そして自家に來て何うにかして戴けるか何うか見て下さいと言ふ。一人の若い妻と、二人の可愛い子供と、一束の質札と、空虚な一室——それが、彼れが我々に見せることの出來た總てであつた。』

一八六六年の恐慌の餘波に就ては、或るトリリ派新聞から得た次の抜萃を掲げる。此所に問題となつてゐる倫敦東部は、單に上記造船業の中心たるのみでなく、又常に最低限以下の支拂を受けてゐる所謂『家内勞働』の中心たることを忘れてはならぬ。——『倫敦市の一角に於て、昨日恐ろしい光景が目撃された。イースト・エンドに於ける幾千の失業者は、團合して黒旗を翳し隊をなして歩いた譯ではないが、それでも人波は素晴らしいものであつた。之等の人々の窮乏が、如何なる状態にあるかを記憶せしめよ。彼等は餓死に瀕してゐる。之れ單純にして恐るべき事實である。彼等は四萬人に達してゐた。……我々の眼前に、此驚くべき首都の一角

に、富の空前的大蓄積と密接して四萬の頼りなき餓卒がゐるのである。之等幾千の人々は、今や市内の他區域に侵入しつゝある。絶えず半ば餓死せる彼等は、我々の耳に其苦痛を叫び、之を天に哭泣し、其慘たる住屋の中から、職は見付からず乞食をするも益無きことを我々に語る。區内の救貧税納入義務者等は、彼等自身教區の課する負擔のため被救恤的窮乏の淵に追ひ遣られてゐるのである。』『スタンダード』紙一八六七年四月五日。

白耳義に於ては『勞働の自由』、又はそれと同じ事として『資本の自由』は、職工組合の専制に依つても工場法に依つても妨げられて居らぬと云ふので、英吉利の資本家社會に於ては白耳義を勞働者の樂園と稱するものが流行つてゐる。故に、此際同國勞働者の『幸福』に就て簡単に述べる。此幸福の神祕に就ては、白耳義に於ける監獄署及び慈善營造物の總視察官にして白耳義統計中央委員の一人たりし故エドワード・デュークベジョー氏以上に深く之を究めたものなきことは確かである。彼れの著『白耳義に於ける勞働階級の家計豫算ブルッセル、一八五五年刊』<sup>(3)</sup>を取らう。此書に於て我々は就中極めて正確なる材料に基いて其年收支を計算し



其榮養状態を兵士、水兵、囚人等のそれと比較せる、白耳義に於ける一標準家族を見出す。此家族は『父母及び四人の子女』より成り、之等六人の中『四人は一年中有効に使用され得る。』右の中には、病人も労働不能者もなく、又『教會に對する僅少の聽聞席費を除き、宗教上、道德上、知識上の目的に對する何等の支出もなく、』貯金銀行や養老積立に對する何等の出金もなく、『贅澤費または其他の不用支出もない』と假定する。但し父と長男とは喫煙し、日曜日には酒場を訪れ得べきである。此費用を一週八十六サンチムと見る。『種々なる職業の労働者に許與される賃銀を比較對照することに依て、我々は次の結論を得る。即ち……日賃銀の最高平均は、成年男子が一フラン五十六サンチム、婦人が八十九サンチム、少年が五十六サンチム、少女が五十五サンチムである。之に従て計算すると、一家の年収入は高々一千六十八フランに當るだけである……標本として擧げた右の一家に於ては、我々は一切の可能的収入を合算したのであるが、母が賃銀を得るとすれば、家計は其指揮者を失はれる事となる。誰が家の始末をし、誰れが子供の面倒を見るか？ 誰が煮焚きし、洗濯し、縫繕ひするか？ 此矛盾は日毎労働者に當面してゐるのである。』

右に依れば、一家の豫算は左の通りである。

	一日の賃銀	三百労働日の賃銀
父	一五 <sup>フラン</sup> 六	四六八〇〇 <sup>フラン</sup>
母	〇八九	二六七〇〇
少年	〇五六	一六八〇〇
少女	〇五五	一六五〇〇
合計		一〇六八〇〇

労働者が左の榮養を攝るとすれば其一家の年収入は次の如き不足を來たすであらう。

水兵の榮養	一八二 <sup>フラン</sup> 八	不足	七六〇 <sup>フラン</sup>
兵士の榮養	一四七三	不足	四〇五
囚人の榮養	一一一二	不足	四四

『我々を見る、水兵や兵士は勿論、囚人の榮養をさへも得るとの出来る労働者家族



は殆んど存せざることを。一八四七年より同四九年に至る白耳義の各囚人は、日に平均六十三サンチームを要した。之を労働者の一日の生計費に比較する時は十三サンチームの差を生ずる。囚人の場合には執務費及び監督費を要するに違ひないが、其れは囚人が何等の家賃を支拂はぬと云ふ事實に依つて相殺される。……それにしても労働者中の少なからざる數、否その大多數が、尙も儉約に暮らせるのは如何にしてか？それは只、労働者のみが其秘訣を知る應急策にたよることに依つてのみ可能なのである。即ち彼等は小麥パンの代りに裸麥パンを食べ、肉は之を減ずるか又は全然食はず、バターや香料も亦同様にして、其日々の食料を節減し、家族全體を一室又は二室に詰込み、其處に少年少女をゴツチャに、又往々同じ俵の上に眠らせ、衣服、洗濯、清潔資料等を節約し、日曜の氣晴らしを斷念する、略して言へば苦痛極まる缺乏を執行するのである。一度び此極限に達すると、生活資料が些でも騰貴し、就業が停滯し、又は病氣にでも罹ると、労働者は窮乏甚しくなり、全く破滅してしまふ。借財は嵩み、掛賣は拒まれ、衣類や必要缺くべからざる家具類は質入され、斯くて最後に全家は貧救恤的窮民名簿中への記入を願ひ出るのである『百三十七』。

る『百三十七』。

(百三十七) 前掲チニクベシオ；著『白耳義に於ける労働階級の家計豫算』ブルッセル、一八五五年刊、第一五一、一五四及一五五頁。

實際のところ、此『資本家の樂園』に於ては、最必要生活資料の價格の上に起る些些たる變動は、死亡及犯罪件數の一變化を伴ふ者である！(船員組合宣言『邁進せよ、ブラマン人！』ブルッセル、一八六〇年刊、第一五及一六頁<sup>(4)</sup>)を見よ。白耳義の家族總數は九十三萬で、政府の統計に依れば中九萬(二四十五萬人)は富者(有權者)である。而して都市及村落に於ける小中流家族數は十九萬(二一十九十五萬人)、その少なからざる部分は、絶えずプロレタリアに落込んでゐる。最後に労働者家族數は四十五萬(二二二十五萬人)であつて、中模範的のものはデニクベシオの描述せる幸福を享受してゐる。右、四十五萬の労働者家族中、二百萬以上は被救恤的窮民名簿に載つてゐるのである！

。英吉利の農業プロレタリア

資本制的生産並に蓄積の矛盾的性質は、何處に在つても英吉利に於ける農業(飼



畜を含む)の進歩及び農業労働者の退歩に於けるよりも残忍には現れて居らぬ。予は此農業労働者の現状に論を進めるに先ち、急過的に其過去を一瞥する。英吉利の近世農業は十八世紀中葉に起つたものである。尤も其基礎たる生産方法の變化を誘致せる土地所有關係の革命は、それよりも遙か以前に起つてゐる。

皮相的ではあるが正確なる觀察者アーサー・ヤングが、一七七一年の農業労働者に就て與へた叙述に依れば、英吉利の農業労働者は、之れを『都市及び村落に於ける英國労働者の黄金時代』たる十五世紀は言ふ迄もなく、『彼れが豊かに暮し、富を蓄積するを得た』(百三十八)十四世紀末に於ける其先行者と比較する時は、極めて悲惨なる役割を演じてゐる。されど我々は、其處まで溯る必要はない。一七七七年に公刊された極めて有益なる一書中に、我々は次の一齣を讀む。——『大なる小作農業者は殆ど彼れ(デェントルマン)と同じ水準に上つたが、哀なる農業労働者は殆んど地べたに押付けられてしまつた。……彼れの不幸なる状態は、僅々四十年前と現在とを比較することに依つて明かとなるであらう。地主と小作農業者とは……互ひに提携して労働者を壓迫したのである』(百三十九)。次て同書は、一七三七年よ

り一七七七年に至る間、農業上の實質賃銀は約四分の一即ち二五パーセント下落せることを詳細に説明してゐる。同時にドクトル・リチャード・プライスは言ふ。

——『近世的政策は事實上、上流階級に對してより、有利である。而して其の結果、全王國は早晩たゞ上流者と乞食、又は太公と奴隸とのみより成るに至るであらう』

(百四十)。

(百三十八) ジェームス・エドゥウキン・ソールド・ローチアリス(牛津大學經濟學教授)著『英吉利に於ける農業及物價史』牛津、一八六六年刊、第一卷、第六九〇頁(註)。苦心懃懃に成れる此書は、既に公刊された其の最初の二卷中一二五九年より一四〇〇年に至るだけの期間を含むに過ぎぬ。第二卷は單に統計的材料のみを含んでゐる。之は右の時代に就て我々の有する最初の信憑すべき『物價史』である。

(百三十九) 匿名者著『最近にける救貧税増大の理由、又は労働及食品の價格に就ての比較觀察』倫敦、一七七七年、第五及一一頁(註)。

(百四十) ドクトル・リチャード・プライス著『延期支拂に就ての觀察』第六版、ダブリュー・モルガン編、倫敦一八〇五年、第二卷、第一五八及一五九頁(註)。プライスは同書第一五九頁に述べて曰く、『現在に於ける日労働の名目價格は、一五一四年に比べて約四倍又は高々五倍以上には當つて居らぬ。然るに穀物の價格は七倍、食肉及び衣類の價格は約十五倍に上つてゐる。故に労働の價格は生活費の増大に比例して増大するどころか、當時



生活費に對して有してゐた比例の半分をも今日では有して居らぬやうに見える。』  
 それにも拘らず、一七七〇年より一七八〇年に至る英國農業労働者の位置は、其の榮養並に住屋状態に就ても、其の自信、娛樂等に就ても、爾來再び到達されたことのない理想たるものである。彼れの平均賃銀は、之をポイント單位の小麥で言現はすならば、一七七〇年より一七七一年に至る間は九十ポイント、イーデン當時（一七九七年）には僅かに六十五ポイント、一八〇八年には六十ポイントに過ぎなかつた（百四十一）。

（百四十一）前掲ペルトン著『社會に於ける労働階級の狀態に影響する事情に就ての觀察』倫敦、一八一七年刊、第二六頁。十八世紀末に就ては、前掲イーデン著『貧民の狀態』を參照せよ。

土地貴族、小作農業者、製造業者、商人、銀行業者、株式仲買人、軍需品請負師等が、其繼續中斯く異常に富を積んだ反ジャコピン黨戰爭の終末に於ける農業労働者の状態に就ては、曩に暗示した通りである。一部分は銀行券の下落、一部分は、それから獨立して生じた最必要生活資料の價格騰貴に基き、名目賃銀は増騰した。さりながら現實の賃銀運動は、此場合許し難き細目にたよらずとも、極く單純な方法で之

を確めることが出来る。貧民救助法と其施行とは、一七九五年に於ても一八一四年に於ても同一であつた。我々は、此法律が地方に於て如何やうに實施されたかを記憶してゐる。即ち教區は名目賃銀をば布施の形で、労働者がカツ／＼生きてゆくに必要な名目額に達するまで補充したのであつた。小作農業者に依つて支拂はれた賃銀と、教區に依つて補充された賃銀不足との割合は、我々に二箇の事柄を示す。曰く、第一に、勞銀が其最低限以下に、低落した事、第二に、農業労働者が賃銀労働者と被救恤的窮民とより成る程度、換言すれば彼れが其教區の農奴に轉化された程度。

我々は、他の總ての州に於ける平均状態を代表する一州を選ぶ。一七九五年ノイサンプトンシア州に於ける平均週賃銀は七志六片、六人より成る一家の年支出總額は三十六磅十二志五片、其の總収入は二十九磅十八志、教區に依つて補充された不足額は六磅十四志五片であつた。同州に於ける一八一四年の週賃銀は十二志二片、五人より成る一家の年支出總額は五十四磅十八志四片、其の總収入は三十六磅二志、教區に依つて補充された不足額は十八磅六志四片であつた（百四十二）。



即ち一七九五年には不足額は勞銀の四分の一以下であり、一八一四年には其二分の一以上であつたのである。斯る状態の下に於て、イデーデンが尙ほ農業労働者の小屋中に見出せる僅少の慰樂が、一八一四年には消滅してしまつたことは自明である(百四十三)。爾後、小作農業者の飼用せる總ての動物中、有聲器具たる労働者は最も苛酷に使役され、最も不良に給食され、最も残忍に待遇されたものであつた。

(百四十二) 前掲ヘーリ著『現在穀物條例の必要に就いての問題』倫敦、一八一六年刊、第八六頁。

(百四十三) 前掲書、第二一三頁。

斯る事態は、「一八三〇年スキング騒擾が焰々たる穀物袋の炎に依つて、農業英國の表面下に於ても工業英國の表面下に於けると同様猛烈に、窮乏と暗憚たる反抗的不満とが燃え立つてゐることを、我々(即ち支配階級)に示顯せる時」(百四十四)に至るまで、穩かに續いたのである。當時サドラーは、下院に於て農業労働者を「白奴隸」と名付け、或る監督僧は上院に於て此言葉を反覆した。此時代に於ける最も卓拔なる經濟學者エドワード・ギボン・ウエーキフィールドは曰く、『南部英國の

農業労働者は……自由民でもなく奴隸でもない。彼れは被救恤的窮民である』(百四十五)と。

(百四十四) 前掲サミュエル・レーン著『國民的窮乏』一八四四年刊、第六二頁。

(百四十五) ウエーキフィールド著『英吉利と亞米利加』倫敦、一八三三年刊第一卷、第四七頁(以下)。

穀物條例廢止間近かの時期は、農業労働者の位置に就いて新たなる光明を投げた。一方に於て、斯る保護法律が事實上の穀物生産者を保護せると如何に少なきかを立證するは、ブルジョアの煽動者等の利益とする所であつた。他方に於て、工業ブルジョアは、土地貴族が工場状態を非難せること、此根本的に腐敗せる無情にして上品な懶惰者等が工場労働者の苦痛に對して同情を装へること、又工場立法に對する彼等の『外交的熱中』等を憤激した。二人の賊が争ふ時必ず有益な事が起るとは、英吉利の古い諺である。而して労働者を最も破廉恥的に搾取せるは、支配階級の右兩派中の何づれなりやてふ問題に就ての、此兩派間に於ける騒々しき激烈なる口論は、事實上、交互に眞理の産婆となつたのである。シアフツペリー伯



別名アシユレノ卿は、貴族的反工場の博愛戦に於ける先鋒の闘士であつた。斯て彼れは、一八四四年より一八四五年に至る間、『モーニングクロニクル』紙が農業労働者の状態に就て爲せる暴露中に於ける、一の愛好題目たりしものである。當時最も有力なる自由黨機關たりし該紙は、農業諸地方に向けて特命調査員を派遣したのであつた。之等の調査員は一般的な叙述及び統計だけでは満足せず、其調査せる労働者家族並に其地主の名前を公表したのである。左表(百四十六)はプランフォード、ウキンボルン及プール市附近の三ヶ村に於て支拂はれた賃銀を示す。之等の村はデ・バンクス氏及びピアフツベリ伯の所有に係るものであつた。我々は、低教會の此法王、英吉利に於ける敬神家の此頭目が、其仲間たるバンクスと同じく、労働者の大賃銀中から更らに其顯著なる一部を家賃てふ口實のもとに著服してゐることを認めるであらう。

(a) 児童 族員數	(b) 家 族員數	(c) 成年男 子の週賃銀	(d) 児童の 週賃銀	(e) 家族全 體の週收入	(f) 週家賃	(g) 家賃を控除 せる週賃銀	(h) 一人 週賃銀
---------------	--------------	------------------	----------------	------------------	---------	--------------------	---------------

第一村

二	三	二	二	三	二	三	二
八	八	四	四	五	四	八	四
七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	八〇〇	八〇〇	七〇〇	七〇〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
八	八	八	八	八	八	八	八
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二	二	二	二	二	二	二	二
六	六	六	六	六	六	六	六
一	一	一	一	一	一	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三
二	二	二	二	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

第二村

六	六	八	四	三	四	六	六
七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六	六	六	六	六	六	六	六
一	一	一	一	一	一	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六	六	六	六	六	六	六	六
一	一	一	一	一	一	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

第三村

四	三	〇	三	四	〇	三	四
七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六	六	六	六	六	六	六	六
一	一	一	一	一	一	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六	六	六	六	六	六	六	六
一	一	一	一	一	一	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇



(百四十六)『倫敦エコノミスト』誌、一八四五年三月二十九日、第二九〇頁。

穀物條例の廢止は、英國農業に驚くべき一衝動を與へた。大規模の排水(百四十七)舎飼及び人工飼草栽培の新方法、機械的施肥装置の採用、粘土性土壤の新取扱、礦物性肥料の使用増大、蒸氣機關及び各種新勞働器具その他の使用より、集約的なる耕耘一般等は、此時代を特徴付けるものである。『勅許農業協會』總裁ビュージー氏は主張して曰く、農業費(相對的)は、新機械の採用に依つて殆ど半減したと。他方に於て、事實上の土地產物は急激に増大した。一エーカー宛投資額の増大、隨つてまた小作集中の促進は、新方法の基礎條件であつた(百四十八)。同時に、東部諸州に於ける、兔飼場及び貧弱なる牧場から鬱葱たる穀畑に一變した地域は暫く措き、一八四六年より一八五六年に至る間耕地面積は四十六萬四千一百九十九エーカーの擴大を見た。同時に、農業に従事せる人員總數が減少したることは、我々の既に知る所である。男女及び有らゆる年齢の眞農民に就ては、其數は一八五一年に於ける一百二十四萬一千二百六十九人から一八六一年に於ける一百十六萬三千二百七十七人に減少した(百四十九)。故に英國戶籍署長は「一八〇一年以降、小作農業者及び農業

勞働者の増殖は……農產物の増大に對して毫も均衡を保たず(百五十)と適言してゐるが、斯る不均衡は、農業勞働者人口の積極的減少が、耕地面積の擴大、集約的耕耘の發達、土地に併合せられ土地の耕耘に供せらるゝ資本の空前的蓄積、英國農業史上類例なき土地產物の増大、地主の所有に屬する地代總額の膨大、資本家的小作農業者の有する富の増殖等と提携して進行せる最近時代に於て、遂に著しく行はれるのである。之を都市販路及自由貿易支配の間斷なき急激なる擴大と總合して考へる時、農業勞働者は斯くの如き幾多の危險を経験せる後、遂に、理論上自己を幸福ならしむべき状態に置かれたるべき筈である。

(百四十七)土地貴族は此目的の爲め、國庫から——勿論議會に依つて——極めて低利で基金を前借した。而して小作農業者は、國庫に對し此低利を二倍にして償はねばならぬのである。

(百四十八)中流小作農業者の減少に就ては、我々は殊に國勢調査中『小作農業者の息、孫、兄弟、甥、姪、孫姪、姉妹、姪等』(約して言へば小作農業者の使用する自家族具)と題する項目に於て、之を見ることが出来る。此項目に屬する人口は、一八五一年には二十一萬六千八百五十人、一八六一年には僅かに十七萬六千一百五十一人に過ぎぬ。一八五一年より一八七一年に至る間、英吉利に於ては二十エーカー以下の小作農地は九百以上減少し



五十エーカー乃至七十五エーカーの小作農地は八千二百五十三から六千三百七十に減少した。一百エーカー以下の他の總ての小作農地においても同様である。之れに反し、同じ二十年間に大なる小作農地の數は増大した。即ち三百エーカー乃至五百エーカーのものは七千七百七十一から八千四百十に、五百エーカー以上のものは二千七百五十五から三千九百十四に、一千エーカー以上のものは四百九十二から五百八十二に増大したのである。

(百四十九) 牧夫の數は一萬二千五百十七人から二萬五千五百五十九人に増加した。

(百五十) 前掲『英蘭及威斯の國勢調査』第三六頁。

然るに教授ローチアースは、次の如き結論に到達してゐる。曰く、今日の英國農業労働者は、十四世紀後半及び十五世紀に於ける其先行者は別として、單に一七七〇年より一七八〇年に至る期間の先行者と比較しただけでも、其位置極めて悪化し、『彼れは再び農奴になつた』——而も、食物も住屋も不良なる農奴に(百五十一)と。ドクトル・ジュリアン・ハンターは、農業労働者の住屋に關する其の劃期的報告中に曰く、『農僕』(農奴時代に由來せる農業労働者の名稱)の生活費は、自己が依つて生活し得る可及的最低額に固定されてゐる。……彼れの賃銀及住屋は、彼れより打出すべき利潤に對しては計算に入らぬ。小作農業者の計算に於ては、百姓は一の

零である(百五十二)。……彼れの生活資料は常に一の固定量と見做されてゐる。(百五十三)と。『彼れの収入を尙之れ以上低減するとに就ては、彼れは「何も持たない、何も心配しない」と言ひ得るのである。將來に就ては、彼れは何等危惧する所はない。なぜならば彼れは現在、カツ／＼生きて行くに必要な僅かの物しか持たぬからである。彼れは、小作農業者の計算の起點たる零度に達した。何とでもなれ、彼れは幸にも禍にも一切與かる所はないのだ』(百五十四)。

(百五十一) 前掲ローチアース著『農業及物價史』牛津、一八六六年刊、第一卷第六九三頁。『農民は又農奴となつた』前掲書第一〇頁。ローチアース君は自由派に屬し、コブデン及ブライトの友人である。隨つて彼れは何等の懷古主義者ではないのである。

(百五十二) 『公衆健康第七報告、倫敦、一八六四年』第二四二頁。故に労働者の所得が幾許でも殖えたと聞くや否や、彼れに對して家主が家賃を引上げること、また『労働者の妻が職を見出したと云ふ譯で』(前掲報告)小作農業者が彼れの賃銀を引下げること、何等不思議なことではないのである。

(百五十三) 前掲報告、第一三五頁。

(百五十四) 前掲報告、第一三四頁。

一八六三年、流刑及び懲役に處せられた囚徒の給養及び労働状態に就て、政府の



調査が行はれた。其結果は浩瀚なる二冊の青表紙本に納められてある。中に曰く、『英蘭に於ける監獄の囚徒と、同國に於ける勞役場の被救恤的窮民と、自由勞働者との常食を周到に比較することに依つて、……前者の榮養が後の兩階級の何づれよりも遙かに優良であり』(百五十五)而も『普通懲役囚に對して要求される勞働量は、普通農業勞働者が爲る勞働の約半分に過ぎぬことが明かとなつた』(百五十六)と。若干の特徵的證述。エヂンバラ監獄の典獄ジョン・スミスに對する訊問——第五〇五六號『英蘭に於ける監獄の常食は、同國に於ける普通農業勞働者の常食に優る。』第五〇七五號『蘇格蘭に於ける普通農業勞働者が幾許かの肉を得ること極めて稀なるは——事實なり。』第三〇四七號『囚人をば、普通農業勞働者よりも遙かに善く給養するの必要に就て何等かの理由を知るか?——決して知らず。』第三〇四八號『懲役囚の常食を自由農業勞働者の常食に略々接近せしむると不可能なりや否やを確かむべく、更らに實驗をなすの必要ありと思惟するか?』(百五十七)中に曰く『彼れ(農業勞働者)は言ひ得るなるべし——予は懸命に働く、而も充分に食を得ず。予は入獄中之れ以上懸命に働かざりしも、食は充分なりき。故に予は

茲に居らんよりも、再び獄中の人となるを優れりとなす』(百五十八)。右の報告第一卷に附する諸表中より、予は左の比較概覽を編製した。——

一週間の榮養量(百五十八)

	含窒素成分	無窒素成分	鐵物性成分	合計
ポルトランド監獄署囚徒	二八・九五 <sup>オンス</sup>	一五〇・〇六 <sup>オンス</sup>	四・六八 <sup>オンス</sup>	一八三・六九 <sup>オンス</sup>
英國水兵	二九・六三	一五二・九一	四・五一	一八七・〇六
兵士	二五・五五	一一四・四九	三・九四	一四三・九八
馬車製造工	二四・五三	一六二・〇六	四・二三	一九〇・八二
植字工	二一・二四	一〇〇・八三	三・一二	一二五・一九
農業勞働者	一七・七三	一一八・〇六	三・二九	一三九・〇八

(百五十五)『流刑及懲役に關する……調査委員報告』倫敦、一八六三年、第四二及五〇頁(註)。

(百五十六)前掲報告第七七頁。控訴院長覺書。

(百五十七)前掲報告第二卷、證述。

(百五十八)前掲報告第一卷、附録第二八〇頁。

(百五十八)前掲報告第二七四及二七五頁。



栄養不良なる人民階級の栄養状態に關する、一八六三年の醫務委員に依る調査の一般的結果は、讀者の既に知る所である。讀者は、農業労働者家族の少なからざる部分が受けてゐる常食が、『飢餓諸症を防止するに』必要なる最低限以下にあることを記憶するであらう。之れは特にコーンウォール、デヴォン、サマーセット、ウキルツ、スタッフオード、牛津、バークス、ハーツ等すべての純農業地方に於て行はるる所である。

ドクトル・サイモンは曰く、『農業労働者自身の受くる栄養は、平均量が指示するよりも大である。なぜならば、彼れは……他の自家族員に比し……労働遂行上必要なるより、多くの食物(貧困地方に於ては肉及び豚脂肉の殆ど全部を含む)部分を攝取するからである。……妻及び發育旺盛なる年齢期に於ける兒童の食量は、多くの場合、殆ど總ての州に於て、不充分であり、別して窒素に不足してゐる』(百五十九)。

(百五十九)『公衆健康第六報告、一八六三年』第二三八、二四九、二六一、及二六二頁。

小作農業者自身の許に同棲する僕婢等は、豊富なる栄養を受けてゐる。彼等の數は、一八五一年に於ける二十八萬八千二百七十七人から一八六一年に於ける二

十萬四千九百六十二人に減少した。ドクトル・スミスは曰く、『田畑に於ける婦人の労働は、他に如何なる不利益あるにしても……現在状態の下に於ては、自家に取つて極めて有利なるものである。なぜならば、其れは靴や衣類を供給し、地代を支拂ひ、以て自家の栄養を良化するを得せしむる所の……其収入額を附け加へるからである』(百六十)。此調査の最顯著なる結果の一は、英國の農業労働者は聯合王國中の自餘部分に於ける者に比べて『栄養遙かに不良なる』ことであつた。それは左表の示す通りである。――

平均農業労働者に依る一週間の炭素及窒素消費量(百六十)

	炭	窒素
英 蘭	四〇六七三	一五九四
威 斯 蘭	四八三五四	二〇三一
蘇 格蘭	四八九八〇	二三四八
愛 蘭	四三三六六	二四三九

(百六十) 前掲報告第二六二頁。



(百六十一)前掲報告第一七頁。愛蘭の農業労働者に比し、英蘭の労働者は僅かに四分の一のミルク、二分の一のパン材料を受くるに過ぎぬ。愛蘭農業労働者のより佳良なる栄養状態に就ては、アーサー・ヤングは今世紀初葉すでに其著『愛蘭旅行』中に之を述べた。斯くの如き栄養状態佳良の理由は、畢竟、貧困なる愛蘭小作農業者は富裕なる英蘭小作農業者に較べて比較にならぬほど仁慈であるてふことに外ならぬ。威斯に就ては、本文中に述ぶる所は其南西部には適用されぬ。結核、瘰癧等に基く死亡率の増大が人民の身體状態の悪化と共に強烈となるとは、同地に於ける總ての醫師の一致する所であつて、彼等は皆な此悪化を貧困に歸してゐる。『同地に於ける農業労働者の一日の生活費は、約五片と計算されてゐる。されど多くの地方に於ては、小作農業者(當の自身)がまた貧窮なる)は、より小額を支拂つてゐることである。桃心木の組織のやうに堅く鹽漬にして乾し固め、而して消化の難作用に殆んど値せざる一片の肉又は豚脂肉は、…多量の薄ソップ又は粥、鰯割麥及び蕪の味付けに用ゐられる。而して毎日々々が農業労働者の正餐なのである。』…産業の進歩は、此酷烈にして潤濕なる氣候に於て『手織の堅牢なる布に代ふるに安價なる見掛の木綿品を以てし』、強き飲料に代ふるに『名前ばかりの』茶を以てするの結果を彼れに與へたのである。『農業労働者は、數時間風雨に曝された後、其の小屋に歸り來たり、泥炭、又は粘土と少量の石炭屑とで固めた炭圍の火(炭酸と硫酸とを吐き出す所の)にあたるのである。其小屋の壁は泥と石とで出來て居り、其床は小屋を建てる以前から其處に在つた地べたであり、屋根は繕りのな

い、温氣で膨らんだ一塊りの藁である。暖を保つために總ての隙間を詰め塞ぎ、屋内は恐ろしい惡臭に充ちてゐる中で、地べたを脚下にし、其唯一の著物を背で乾かしながら彼れは屢々妻子と共に寝食するのである。斯る小屋の中で夜間の一部を過ごした助産醫等は、其足が如何に床の泥濘中に没し、竊かに呼吸を得べく如何に壁に孔を穿つ(之は何でもない事だ!)を餘儀なくされたかを述べてゐる。栄養不足なる農民が毎夜斯くの如き、又他の多くの健康上有害なる影響に委せられてゐることは、種々なる地位にある幾多證人の之れを證する所である。而して之が結果たる虚弱にして瘰癧的なる人民に就ては、決して證據に乏しくないのである。…カーマーゼンシア州及カーヂガオンシア州に於ける救貧吏の報告は、斯る事態を顯著に證明するものである。右に加ふるに、より恐ろしき傳染病がある。瘰癧の蔓延即ち之れである。尙、氣候に就て一言して置く。年々八乃至九ヶ月間は、酷烈なる南西風が此全土に吹き荒び、主として丘の西腹を襲ふところの強雨を伴ふ。保護ある場所を除いては、樹木は稀であつて、保護なき場所に於ては、滅茶々に吹き飛ばされてしまふ。農民の小屋は一般に丘麓、屢々また峽谷或は石坑に跨つて居り、牧場に生活し得るはたゞ極微の羊と土著の牛のみである。…若き人々は、グラモルガン州やモンマウス州の東部嶺山地に移住する。カーマーゼンシア州は嶺山人口及び其病院の産生地である。…斯くして人口は辛うじて維持され得るのである。』かくてカーヂガオンシア州に於ては—

一八五一年

一八六一年



男	四四、四五五	四四、四四六
女	五二、四五九	五二、九五五
合	九六、六一四	九七、四〇一

(一八六四年公衆健康第七報告、倫敦、一八六五年刊) (第四九八—五〇二頁及隨所) 中ドクトル・ハンターの報告)

ドクトル・サイモンは其の公式健康報告中に曰く、『我が農業労働者の有する住屋設備の量不十分にして質慘澹たることに就ては、ドクトル・ハンターの報告は殆ど毎頁に於て之れを證據立てゝゐる。而して此方面に於ける農業労働者の状態は、多年來次第に悪化し來つたものであつて、恐らく過去數世紀間に比し、今日住室を見出すことは彼れに取つて遙かに困難であり、見出したとしても自己の要求に合致すること遙かに少なきものである。殊に此二三十年來、弊狀は極めて急激に増進し、農業労働者の住屋状態は今や悲惨の極點に在る。彼れの労働に依つて富を積む人々が、一種の同情的寛容を以て彼れを待遇するを機宜の處置と見る場合を除いては、彼れは此點に於て全く如何とも爲し得ざる状態にある。彼れが其耕す土地に住室を見出すか何うか、彼れの得る住室が人間相應のものであるか、豚相

應のものであるか、彼れが其貧窮の壓迫を著しく軽減する小庭を得るか何うか、——之等すべては、彼れが其要求する卑しからぬ設備に相應した家賃を進んで支拂ふか又は支拂ふの能力あるかに依つて定まるものではなく、他の人々が「自己の所有物を意の儘に扱ふ」の權利に就てする、彼等が機宜と信じた行使如何に依つて定まるものである。如何に大なる小作地に於ても、一定數の労働者住屋(卑しからぬ住屋に在つては尙更ら)が其處に無ければならぬと云ふ、何等の法律もない。又如何なる法律も、日光や雨の如く労働者の労働を必要とする土地に就て、些の權利をも彼れの爲に保留しないのである。……尙今一の外發的事情は、農業労働者に不利なる結果を齎らす。……居住及び救貧稅負擔に關する條項を含む貧民救助法の影響即ち之れである(百六十二)。此の影響の下に、各教區は自區内に居住する農業労働者の數を最低限に縮少するを金錢上有利なることとしてゐる。蓋し、農業労働は苦役労働者及び其家族に取り、安固にして永續的なる獨立を含まず、不幸にも大抵は結局被救恤的窮乏に達する迄の、或は長距離或は短距離なる迂路を含むに過ぎぬからである。而して此窮乏たるや、全迂路中を通じ極めて目近に迫つてゐるもの



であつて、労働者が病氣に罹るか又は一時職を失ひてもすると、直ちに教區の救助にたよるを餘儀なくせしめ、斯くて一教區内に於ける農業労働者人口の有らゆる在住は、明かに其救貧税の追加となるのである。……大地主等(百六十三)は、……其の所有地内に何等の労働者住屋存すべからずと決議し、さへすれば宜い。それで彼等の所有地は、爾後結果に於て、貧民に對する其責任の半ばを免脱されることになるであらう。英國の憲法と法律とが、「自己の所有物を意の儘に扱ふ」地主をして、土地の耕耘者を異邦人の如く待遇し之れを其所領から驅逐するを得せしむる所の斯種無條件の土地所有權をば、如何なる範圍まで認めんとせるかは、予が茲に敢て論究せざる一問題である。……蓋し斯る驅逐力は、單に理論上に在するのみではなく、農業労働者の住屋状態を支配する主なる一事情として、事實上極めて大規模に行はれてゐる。……惡弊の範圍に就ては、ドクトル・ハンターが最近の國勢調査より編製せる證據を擧ぐれば充分であらう。之れに依れば、家屋に對する地方的需要の増加せるに拘らず、最近十年間に其取壊は英蘭に於ける八百二十一の教區又は町に於て行はれてゐた。かくて非住者(即ち自己の労働しつゝある教區内に於け

る)たるを餘儀なくされた人々は別として、之等の教區及町々は一八六一年に於ては、一八五一年に比し四パーセント半小なる住室内に、五パーセント五分の一大なる人口を受けてゐたのである。ドクトル・ハンターの言に依れば、人口減退の行程が全うされた時、その結果は、即ち小屋が極少數に減ぜられ、自階級に通例の好遇を受くる正規の奴僕たる牧夫、庭師、又は獵獸番人以外何人も生活するを許されざる看板村の成立せること是れてある(百六十四)。されど土地は耕耘を要する。而して土地に使用される労働者等は地主の借家人ではなく、周圍の閉鎖村に於て小屋が取壊された後、幾多の小家主が斯る小屋の居住者等を受入れたる、恐らく三哩も隔つた隣接開放村より來たれる人々である。事態が如上の結果に傾いてゐる所に在つては、現存せる小屋は屢々、其修繕せられざる慘澹たる状態を以て消滅の運命を證據立てゝゐる。之等の小屋は自然的廢朽の種々なる段階に於て存してゐる。夫が家の形を成してゐる限りは、労働者は其家賃を支拂ふことを許されてゐる。而して彼れは、之に就て良屋に相當せる家賃を支拂はねばならぬ場合にでも、屢々進んで夫を借りる。而も其無一文なる占有者が爲し得る以外には、何等の修



繕も改善も與へられないのである。そして遂に全く居住し得し得ざる——最低級の農奴にてさへも——に至つた時は、要するに取壊し小屋が一つ殖えるだけの話であつて、將來救貧税が幾分か軽減されることになるのである。斯して、大地主は其支配する土地の人口減退に依り救貧税を免れつゝある時に當り、最寄の町や開放村は被驅逐労働者を受け入れる。尤も『最寄』とは云ふものゝ、其處から労働者が日々労働する農地までは三乃至四哩も隔つてゐる場合がある。かくて其日々の勞苦に向、日々のパンを得る爲に毎日六乃至八哩宛徒歩するの必要が、宛ら何でもない事のやうに附加される。そして其妻子のする如何なる農業労働も總て、右同様不利益なる事情の下に爲されるのである。而も距離が彼れに與へる勞苦は單に之のみに止まるものではない。開放村に在つては、小屋投機師等は地片を買つて、其處に出來得る限り安値な小屋を出來得る限り密集して建てる。そして之等の慘澹たる小屋——廣々とした田舎に隣接してゐても、最悪なる都市住屋の最悪なる若干特色を有する——の中に、英蘭の農業労働者は詰込まれるのである(百六十五)。……又他方に於て、労働者が其耕す土地に居住する場合と雖も、彼れは一般

に其生産的産業生活に相應しき住屋を得るものと考ふべきではない。王領内に於てさへも、……彼れの小屋は……悲惨極まるものたる場合がある。労働者及び其家族に對しては何んな小屋でも充分だと信じながら、而も彼等に出得る限り多額の家賃を課することを恥とせざる地主がある(百六十六)。爐も、便所も、明窓も、溝以外には何等の給水も、また庭もない、寢間一つ切りの破れ小屋であつても、労働者は斯る不法に對して如何ともすることは出來ぬ。……而して除害條例は……一の死文たるに過ぎぬのである。なぜならば、其實施は主として斯る小屋の貸主に任されてゐるから。……輝々たる而も例外的な光景から、英國文明の汚辱たる壓倒的事實に注意を轉ずるは、正義の爲に必要な事である。現存住屋の不良なること明かなるに拘らず、住屋の一般的不良さへも其單なる數量上の不足に比すれば矯正を要すること無限に小なる悪弊なりと、堪能なる觀察者等が異口同音に結論するは、寔に悲しむべき事態と云はねばならぬ。農業労働者住屋の雑沓は、衛生に留意せる人々のみでなく、端正にして道德的なる生活に留意せる人々に取つても、多年重大なる問題たりしものである。蓋し農業地方に於ける傳染病蔓延に就ての報



告者等は、宛らステロ版に印刷したやうな一律の言葉をして、幾度も幾度も、斯る住屋雑沓の爲、一度び發したる傳染を阻止せんとする企圖が全く無効に了らしめらるゝことを主張した。而して又、田園生活には健康に適する幾多の好影響あるに拘らず、傳染病の蔓延を助長する斯くの如き住屋雑沓が傳染性ならざる疾病の發生をも助長するものなることは、幾度も幾度も指摘せられた所である。そして我が農業労働者等の雑沓状態を非難せる人々は、更らに他の惡弊に就ても黙して居らなかつた。彼等の注意が本來たゞ健康上の有害な點にのみ限られてゐたとしても、彼等は殆んど餘儀なく問題の他方面を考察せざるを得なくなつた場合が屢々ある。彼等の報告は、有偶無偶の成年男女が一個の狹隘なる寢室内に詰込まれるやうな場合が如何に屢々生ずるかを示すに依り、斯る状態の下に於て男女間の端正は常に毀損せられ、道徳は殆ど必然的に破壊せられざるを免れぬて、確信を喚び起すに至つたのである(百六十七)。斯くて例へばドクトル・オードは、予の最後の年報告附録中、バッキンガムシア州ウキングに於ける熱病の勃發に就いて、如何にウキングレーヴより此病氣を脊負ひ込んで來た一青年が、「其發病後數

日間他の九名の人々と共に一室内に寢た」かを報告してゐる。彼れは曰く、「二週間内に熱病は他の數人の者に傳染し、數週内に九人中五名は之れに冒され、一人は死んだ」と。……此傳染中私務を以てウキングを視察せる聖デオード病院のドクトル・ハーヴェーから、予は右の報告と正確に一致せる報道を受けた。彼れは曰く「二人の熱病婦人は夜間、其父母と、其一人の私生兒と、二人の兄弟と、夫々一人の私生兒を有する二人の姉妹と、即ち合計十人の者と一室内に寢てゐる。數週以前には、十三人の者が此部屋に寢たのである」と(百六十八)。

(百六十二) 此法律は一八六五年に幾分か改善された。我々は總て經驗に依り、此種の細工が何の役にも立たぬものであるを知るであらう。

(百六十三) 以下の叙述を理解する上に、我々は次の一事を記憶して置く必要がある。——閉鎖村(8)とは一人又は數人の大地主の所有に屬する村を指し、開放村(9)とは幾多の小地主に所有せらるゝ村を指す。建築投機師が小屋や棟割長屋を設け得るのは、斯る開放村に於てである。

(百六十四) 斯くの如き看板村は表面こそ立派だが、其空なること恰もカザリン二世がクリミア旅行中に見た村の如くである。最近、牧夫も亦屢々、此等看板村から驅逐さるゝに至つた。例へばハープロー市場附近には、約五百エーカーの羊牧場で、而も僅かに一



人の労働しか要さないものがある。ライセスター及びノーサンプトンの美麗牧場たる斯くの如き廣大なる田野に於ける長途の歩行を減ずる爲に、牧夫は小作農地内に一の小屋を給せらるゝ例であつた。今や彼れは住屋費として一週に十三分の一志を給せられる。彼れは其住屋を、遠く隔つた開放村内に求めねばならぬのである。

(百六十五)『労働者の家屋(常に充滿せること論を待たざる開放村に於ける)は通常、建築投機師が自己の所有地と稱する土地の最極縁に背を向け、列を成して建てられる。爲に前面を除いては、日光と空氣との入る道がないのである』(前掲『公衆健康第七報告、倫敦、一八六五年』第一三五頁ドクトル・ハンターの報告)。村のビール屋や雜貨商が同時に家主たること屢々ある。斯る場合には、農業労働者は小作農業者の外に尙第二の主人を持つこととなる。彼れは又同時に、此第二の主人の顧客たらねばならぬ。『彼れは其一週十志の收入中から年四磅の家賃を除いた額を以て……販賣者が勝手に定めた價格で、僅かばかりの茶や、砂糖や、パン粉や、石鹼や、蠟燭や、ビールを購はねばならぬ』(前掲報告第一三四頁)。斯かる開放村は事實に於て、英國農業プロレタリアの『徒刑場』たるものである。小屋の多くは純然たる宿泊所であつて、周圍の有らゆる浮浪漢が其處に泊つて行く。其汚穢極まる境遇に在つて從來不思議にも屢々品性の堅實と純潔とを維持せる農業労働者と其一家とは、茲で全く墮落してしまふのである。建築投機師や、小地主や、開放村などに就てパリサイ的に肩を擧がすことが、貴族的シアイロツク等の間に在つて流行をなしてゐることは言ふ迄もない。彼等は、其『閉鎖村と看板村』とが『開

放村』の生地であり、開放村なくんば存在し得なかつたであらうとを、善く心得てゐる。

『開放村の小地主なかりせば……農業労働者の大多數は、自己の耕す農地の樹木の下に眠らねばならなかつたであらう』(前掲報告、第一三五頁)。『開放村』及び『閉鎖村』の制度は、英國中部諸州の總て、及び東部一圓に亘つてゐる。

(百六十六)『雇主(小作農業者又は地主)は……一週十志で雇つた一人の労働に依つて、直接又は間接に利潤を確保し、然る後また此農僕から、眞の自由市場に於ては二十磅にも値せざる家賃の家賃として年々四磅又は五磅を受けてゐる。家主は農僕に向つて「俺の家を使へ、さもなければ俺からの労働證明書なしに、何處か外へ行つて仕事を覓付けろ」と命ずるの權力を以て、家賃を其人工的相場に保つて置くのである。……労働者が若しより、善き境遇を得やうと思つて、鐵道の線路工夫なり石坑労働者なりになれば、同じ權力は素早く「此安賃銀で俺の爲に働け、さもなければ一週間の豫告を以て去れ、賃金の跡も一緒につれてゆけ、そして賃金の庭に生えてゐる馬鈴薯で儲けられるものを働いて見ろ」と言ふ。それでも他へ行つた方が有利と思ふ時は、家主(即ち小作農業者)は自己の雇傭を去る罰として、彼れに往々高い家賃を課するのである』(前掲ドクトル・ハンター報告、第一三二頁)。

(百六十七)『新婚夫婦は、同じ部屋に寝る年頃の兄弟姉妹に取つては宜しからぬ教訓である。而して實例は記録されては居らぬが、骨肉相姦を犯した婦人が非常なる苦痛と又往々死とを報いられると云ふ風説を證すべき材料は充分にある』(前掲ドクトル・ハン



ター報告、第一三七頁。多年倫敦の最不良區域に於て探偵を勤めてゐた田舎の或警察官は、自村の少女等に就て曰く『予は倫敦の最不良區域に多年奉職せる間、彼等の大膽と無恥とに匹敵すべきものを見たことがない。…彼等は豚の如く生活してゐる。年頃の男の子も女の子も、父も母も、大抵みな同じ部屋に寝るのである』と（『兒童雇用委員第六報告、倫敦、一八六七年』附録第七七頁、第一五五號）。

（百六十八）『公衆健康、第七報告、一八六四年』第九——一四頁隨所。

ドクトル・ハンターは、純農業地方のみでなく英國の有らゆる州に於て、五千三百七十五の農業労働者小屋を調査した。之等五千三百七十五の小屋の中二千一百九十五は寢室——屢々住室を兼ねる——一箇切りのもの、二千九百三十は二箇、二百五十は二箇以上のものであつた。以下、十二ヶ州に對する簡單な標本を掲げやう。

（一）マッドフオードシャー州。

レツスリングスウオース教區——寢室、縦約十二呎横十呎、但し之より小なるものも少なくない。小さな平小屋は屢々板を以て二箇の寢室に區切り、高さ五呎六吋の臺所に一個の寢床を据えると屢々ある。家賃は年三磅。便所は借家人みづ

から之を建てねばならぬ、家主は使用の穴を供給するだけである。一人が便所を設けると、近所全體が其れを共用する。リチアードソンと呼ぶ一家に屬するものは、及びもつかぬほど美しい家であつた。『其の漆喰壁は、膝を屈めて懇懇に挨拶する時の淑女の服の如く膨らんでゐた。破風の一端は凸り他端は凹み、此凹んだ方の一端には不幸にも、粘土と木とで造つた象の鼻の如き曲つた煙突が立ち、其れを倒れない様に一本の長い棒で支へてある。戸口と窓とは長菱形を成してゐた。』視察したる十七軒の中、一箇以上の寢室を有するものは四軒切りで、而も此四軒は充滿してゐた。寢室一箇切りの一階小屋の中に、或は三人の大人と三人の子供、或は一夫婦と六人の子供などが住まつてゐた。

ダントン教區——家賃は高く四磅から五磅まで。成年男子等の週賃銀は十志。彼等は家族に麥藁編をさせて家賃を打出しやうとしてゐる。家賃が高ければ高い程、それを支拂ふ爲に共稼ぎせねばならぬ人數は益々多いのである。四人の子供と共に一箇の寢室に居住する六人の大人で、三磅十志の家賃を納めてゐる者がある。ダントン教區に於ける最低廉な、縦十五呎横十呎の外廓を有する小屋は、三



磅で賃貸されてゐる。視察したる十四軒の中、寢室二箇を有する者は只一軒切りであつた。村から少し出た所にある一軒の小屋では、住者等は屋外で脱糞する。其入口の扉の下部五時は、腐朽して無くなつてしまつてゐる。そして、夜それを閉める時には、巧みに數箇の煉瓦を押し遣り抑へにして、簾を懸けて置く。窓の半分は硝子及び枠もろとも、全く腐朽し盡してゐる。斯る家具なき小屋の中に、三人の大人と五人の子供が押し合つてゐた。而もダントン教區は、リッグルスウエード聯合教區中の自餘部分よりも不良なるものではないのである。

(二) パークシア州。

ピーナム教區。一八六四年六月、一人の男と、其妻と、四人の子供とが一の一階小屋に住んでゐた。中、一人の娘は猩紅熱を脊負込んで仕事から歸つて來た。彼女は死んだ。他の一人の子供も病みついて死んだ。ドクトル・ハンターが呼ばれたときには、母と一人の子供とはチブスに罹つてゐた。父と一人の子供とは外に寝た。されど此場合、隔離を確保し難きことが明かとなつた。此悲惨なる村の雜沓せる市場には、右の熱病に襲はれた家の衣類が洗濯待ち顔に放擲されてあつたか

らである。——且の家は一週の家賃一志で寢室一箇切り、其處に一夫婦と六人の子供とが住まつてゐる。或家は一週の家賃八片で、縦十四呎六吋、横七呎、臺所の高さ六呎、寢室には窓も爐も、扉もなく、廊下に向つたものを除いては何等の出入口なく、庭もない。最近まで此家に、一人の男が二名の成人した娘及び一名の成人した息子と共に住んでゐた。父と息子とは寢臺に、娘等は廊下に寝た。一家が此の小屋に住んでゐた時、二人の娘は何づれも妊娠中であつた。されど、其一人は分娩の爲め、勞役場へ行き、また歸つて來た。

(三) バッキンガムシア州。

此州では、千エーカーの面積に於ける三十軒の小屋に、約百三十人乃至百四十人住まつてゐる。ブラーデナム教區は千エーカーを有し、一八五一年には三十六軒の小屋があつた。其住者は男子八十四人、女子五十四人であつた。男女數の斯る不均衡は一八六一年に及んで高まり、男子は九十八人、女子は八十七人となつた。即ち十年間に、男子は十四人、女子は三十三人増加したのである。而も小屋數は、同年間に一軒減じた。



ウキンスロー教區——此教區の少なからぬ部分は、好體裁に新築されたものである。小屋の需要は著しいやうに見える。なぜならば、極めて見じめな一階小屋が、一週一志又は一週三片で賃貸されてゐるから。

ウォータートン教區——此教區では、地主は人口増大に鑑み現存家屋の約二〇パーセントを取壊した。仕事場所まで約四哩歩かねばならぬ一人の哀れなる労働者は、もつと近くに小屋を見出し得ないかと問はれた時答へて曰く、「そうです、彼等は私の如き多人數の家族持ちを受入れるやうなヘマはしません」と。

ウキンスロー教區附近チンカース・エンド——或る一寢室には、四人の大人と四人の子供とが住まつてゐた。縦十一呎、横九呎、最高所の高さ六呎五吋。今一つは縦十一呎三吋、横九呎、高さ五呎十吋で、其處に六人住まつてゐた。之等の家族は何づれも、囚徒一人に必要なより小なる場席を有してゐた。どの家も一寢室以上を有せず、どの家にも裏口なく、水は頗る乏しい。家賃は一週一志四片から二志まで。視察したる十六軒の中、一週に十志を得てゐる男は只一人切りであつた。右述ぶる如き場合に於て、各人の受くる空氣量は、同じ人が夜間四呎立方の箱の中

に閉ぢ込められた場合に得る空氣量に相當する。焉んぞ知らん、上古の小屋は一定量の原生的換氣を供給してゐたのである。

(四) ケンブリッジシャー州。

ガンブリンゲイ教區は數名の地主の所有に屬してゐる。此教區には、何處にも見出され得る悲惨極まる一階小屋がある。麥藁編が旺である。「死の如き倦怠、不潔に對する絶望の屈服」が此のガンブリンゲイ教區を支配してゐる。此教區の中心に於ける家屋の等閑は、其南北兩端に於ては家屋の廢類となり、之等の地方に在ては家屋はボロ／＼に腐朽してゐるのである。外住の地主等は、此哀れなる小屋から自由に吸血してゐる。家賃は非常に高く、一寢室に八人乃至九人居住してゐる。夫々一人の子供と二人の子供を有する六人の大人が、一小寢室に居住せる場合が二つあつた。

(五) エッセクス州。

此州の多くの教區に於ては、人口の減少と小屋の減少とが相互提携して進んでゐる。されど家屋の取壊しが人口増大を阻止せず、又は『都市移住』てふ名稱の下



に至る所行はるゝ農民驅逐を招致せざりし場合は、二十二ヶ區を下らない。三千四百四十三エーカーを有するフィンダグリンゴ教區の小屋數は一八五一年には百四十五軒であつたが、一八六一年には百十軒に過ぎなかつた。されど人民は去るを欲せず、斯くの如き事情の下に於ても増大するを得たのである。ラムスデンクラッグス教區に於いては、一八五一年六十一軒の小屋に二百五十二人居住してゐたが、一八六一年には四十九軒の小屋に二百六十二人押込まれてゐた。バシルデン教區に於いては、一八五一年、一千八百二十七エーカーの面積に三十五軒の小屋があつて、其處に百五十七人居住してゐたが、其後十ヶ年末には、二十七軒の小屋に百八十八人居住してゐた。フィンダグリンゴ、サウス、フアインブリッヂ、ウキッド、フォード、バシルデン及ラムスデンクラッグス諸教區に於ては、一八五一年、總面積八千四百四十九エーカーに對して小屋數三百十六軒、其居住者一千三百九十二人であつたが、一八六一年には同面積に於ける小屋數二百四十九軒、其居住者一千四百七十三人であつた。

(六) ヒーアフォードシャー州。

此の小さな州は、英蘭に於ける他の何州よりも「放逐精神」の爲に苦しんだものである。ナッビー教區に於ては、多くは二室の充滿した小屋は、大抵小作農業者等の所有に屬してゐる。彼等は斯様な小屋を、年に三磅又は四磅で賃貸すること容易である。そして一週九志の賃銀を拂つてゐる！

(七) ハンチングドンシャー州。

ハートフォード教區には、一八五一年に八十七軒の小屋があつたが、其後間もなく此一千七百二十五エーカーの小教區に於て十九軒取壊された。住民數は一八三一年には四百五十二人、一八五二年には八百三十二人、一八六一年には三百四十一人であつた。寢室一箇の小屋を十四軒視察した。其一軒には、一夫婦の外、三人の成人した息子と、一人の成人した娘と、四人の児童と、都合十人居住して居り、他の一軒には三人の大人と、六人の児童とが居住してゐた。之等の寢室の一には八人居住してゐたが、其大さは縦十呎十吋、横十二呎二吋、高さ六呎九吋で、一人宛平均は出の部分を除かず、約百三十立方呎であつた。十四箇の寢室に、三十四人の大人と三十三人の児童とが居住してゐた。之等の小屋で小庭付ものは減多にないが



居住者は矮小な地片を一ルード(四分の一エーカー)に付き十志又は十二志で小作することが出来る。斯る貸付地は、便所の無い小屋から隔つてゐるので、家族の者は用便の時其處まで出掛けるか、さもなければ、尾籠な話だが、押入の抽斗の中にやらかして、一杯になると抽斗を抜いて必要な場所に中身をあけて来る。日本では、生命條件の循環はモット清潔に執り行はれるのである。

(八) リンカンシーア州。

ラングトフト教區——此教區内ライトの小屋に、一人の男が其妻及五人の子供と共に住つてゐた。此小屋には前厨と、洗場と、それから前厨の向ふに寢室とがある。前厨及寢室は、縦十二呎二吋、横九呎五吋であつて、總地坪は縦二十一呎二吋、横九呎五吋。寢室は屋根部屋で、壁は屋根に向つて棒砂糖のやうに集中し、そして屋根窓は家の前面に開いてゐる。彼れは何故此家に住つたか？庭があるからか？否、それは至つて小ッぽけな庭である。家賃の爲か？家賃は高く一週一志三片である。仕事場所に近いからか？否、それは六哩も隔つてゐるので、彼れは毎日往復十二哩歩くのである。彼れが此家に住まつた所以は、それが賃借し得る小屋であ

り、そして彼れは何處でも、如何なる家賃でも、如何なる状態でも構はない、兎にかく自分専用の小屋が欲しかつたからである。左に掲ぐるものは、ラングトフト教區に於ける十二箇の寢室と、三十八人の大人と、三十六人の子供とを有する十二軒の小屋の統計である。——

ラングトフト教區に於ける十二軒の小屋

小屋	寢室	大人	子供	人員合計	小屋	寢室	大人	子供	人員合計
—	—	五	三	八	—	—	二	四	六
—	—	二	二	四	—	—	三	三	六
—	—	五	四	九	—	—	二	三	五
—	—	四	四	八	—	—	二	〇	二
—	—	四	三	七	—	—	三	二	五
—	—	三	五	八	—	—	三	三	六

(九) ケント州。

ケンニングトン教區——一八五九年、住民の過充慘澹を極めてゐた。其年チフ



テリア現はれ、教區醫は貧民の状態に就て職務上調査を試みた。彼れは此地方に於ては労働を要すること多きに拘らず、種々なる小屋は取壊され、而も何等新たな小屋の造築せられたることなきを知つた。或地方には鳥籠と名づけらるゝ四軒の小屋があつた。之等の小屋は夫々、左の如き廣さの四室を有してゐた。――

臺所 縦九呎五吋、横八呎十一吋、高さ六呎六吋

洗所 縦八呎六吋、横四呎六吋、高さ六呎六吋

寢室 縦八呎五吋、横五呎十吋、高さ六呎三吋

寢室 縦八呎三吋、横八呎四吋、高さ六呎三吋

(十) ノーサンプトンシア州。

プリンウオース、ビックフォード及フロリア――之等の村に於ては、冬季二十人乃至三十人の者が労働不足の爲め途上にブラク／＼してゐる。小作農業者は必ずしも常に、穀物及蕪菁地を充分耕耘せしむるとは限らぬ。地主は其總ての小作地を二箇又は三箇に纏めることが得策なるを知つた。斯くて職の不足が生じたのである。溝の片側からは田畑が労働を呼び求めて居り、他の側からは欺瞞された

労働者等が田畑に向つて渴望の眼なざしを送つてゐる。夏は熱病的に過勞し、冬は半ば飢餓に瀕してゐるので、彼等は其獨特の方言を以て「僧侶と貴族とは互に結託して我等を苛め殺すものゝやうに見える」(百六十八)と言つてゐるが、如何さま無理もないことである。

(百六十八) "The parson and gentleman seem fit to death at them."

フロリア村には、極少費の一寢室内に夫婦と四人五人又は六人の子供とが居住してゐる場合や、三人の大人が五人の子供と共に、又は夫婦が祖父及び猩紅熱に罹つた六人の子供と共に居住してゐるなどの場合があつた。二寢室付の二軒の小屋には、夫々八人の大人と九人の大人との二家族が住まつてゐた。

(十一) ウェルトンシア州。

ストラットン教區――三十一軒を視察した。中、八軒は寢室一箇切りのものであつた。同州ベンチル教區――一週一志三片の家賃で四人の大人と四人の子供との一家に賃貸されてゐた或る小屋は、荒切りの石で造つた床から、腐朽せる藁屋根に至るまで、良好なる壁を除いては他に何等取り得がなかつた。



(十二) ウォーセスターシャー州。

此州に於ては、家の取壊しは必しもそう酷いと云ふ程ではなかつたが、一八五一年から一八六一年に至る間、一家の平均人員は四・二人から四・六人に増大した。

バッドセイ教區——此教區には澤山の一階小屋と小庭とがある。若干の小作農業者は言明して曰く、『此地方に於ては小屋は非常な厄介物である。なぜならば、其れは貧民を齎らすから』と。或紳士が『貧民は其れに依つて格別善くもならぬ。五百軒の小屋を建てゝも、其れは直ぐに塞がつてしまふ。實際、多く建てれば建てる程、益々多くを要するのである』(彼れに従へば、家屋は住民を喚び起し、其住民は又自然的に『居住資料』を壓迫することになる)と述べたのに對して、ドクトル・ハンターは言ふ。——『所て、之等の貧民は何處から來たるものでなくてはならぬ。而してバッドセイには、布施の如き特別の目ぼしきものなき故、他の不適當な地方が貧民を反撥して此地に送り込まねばならぬ。各人が若し其労働する附近に小屋と貸付地とを見出し得るとすれば、彼れはバッドセイを選ばないであらう。蓋しバッドセイに於ては、彼れは其一片の土地に就て、小作農業者が其土地に

就て拂ふ二倍の額を支拂ふのである』と。

都市への絶え間なき移住と、小作の集中、耕地の牧場化、機械等に基く、田舎に於ける不斷の『人口過剰化』と、小屋の取壊しに基く農民の絶え間なき驅逐とは、互に提携して進むものである。一地方の人間が空になればなる程、其地方の『相對的過剰人口』は益々大となり、雇傭手段に對する其人口の壓迫は益々大となり、自己の住居資料に對する農民の絶對的過剰は益々大となり、隨つて村々に於ける地方的過剰生産と、極めて惡疫傳染的なる人間詰込とは益々大となる。散在せる小さな村々や田舎町に於ける人間塊の稠密化は、地方一圓に於ける激烈なる人間放出に照應するものである。農業労働者等の數減少し、其生産物量増大するに拘らず、彼等が間斷なく『過剰化』することは、彼等の被救恤的窮乏の搖籃である。彼等の究極の運命たるべき被救恤的窮乏は、彼等を驅逐せしむる一動機であり、彼等の最後の抵抗力を挫き、彼等をして地主及び小作農業者等の純然たる奴隸たらしめ(百六十九)斯くして、勞銀の最低限をば彼等に對し、自然律に固めてしまふ所の、彼等の住居窮乏の主要源泉なのである。



(百六十九)『農僕』の天與の勞働は、彼れの地位にさへ尊嚴を興へる。彼は奴隸にあらざる和一兵士であつて、國家が兵士に要求するのと同じ強制勞働力を彼れに要求せる地主に依つて供給さるべき、有偶男子の住屋に於ける一地位に値するものである。彼れは其勞働に對して市場價格を受けざることを、尙兵士が其勞働に對して市場價格を受けざるが如くである。彼れは兵士と同じく、幼少にして無知、たゞ自己の職と故郷とを知るのみの時に捕へられる。早婚と種々なる植民法の效力とが彼れに影響するは、尙新兵徵募と軍隊處罰令とが兵士に影響するが如くである。『公衆健康』第七報告、一八六四年倫敦一八六五年刊『第一三二頁に於けるドクトル・ハンターの言』。例外的に心優さしき一地主は、自己の造り出した荒廢に就て往々憐みを覺える。ライセスター卿は、カム城の築成を祝された時に曰く、『自分の地方に一人切りであるは悲しいことである。四邊を見渡しても、予の家以外には一軒も見當らない。予は巨城の巨人であつて、隣人を悉く、食ひ盡したのである』と。

他方に於て、地方は其不斷の『相對的過剩人口』あるにも拘らず、同時に人口過少を免れない。之は單に局所的に、都市、鑛山、鐵道敷設等への人口流出が急激に行はるゝ如き地點に見らるゝのみでなく、また收穫時並に極めて周到にして集約的な英國農業が特別の人手を要する、春夏中の許多の時期に於て、到る處に見られるのである。農業勞働者は、農耕上の通常要求に對しては常に過多であり、農耕上の

例外的又は一時的要來に對しては常に過少である(百七十)。さればこそ我々は、同じ地方に於て同時に勞働不足と勞働過充とに就て起つた矛盾せる不平が、公文書中に載つてゐるのを見出すのである。一時的又は局所的の勞働不足は毫も勞銀を昂騰せしめず、婦女及兒童を農耕に押し遣り、絶えず勞働者の年齢を低下するの結果を齎らすものである。婦女及兒童搾取がより、大なる作用範圍を得るや否や、それは又農業に於ける成年男子勞働者の過剩化並に其の賃銀抑下の爲の一新手段となる。英蘭の東部に於ては、斯る循環論法の美しき一成果たる所謂勞働者隊制度(百七十一)が榮えてゐる。以下此制度に就て簡單に述べ(百七十一)。

(百七十)同様の運動は、佛蘭西に於て資本制生産が農業を占取し、『過剩』なる農民人口を都市へ驅逐せるにつれて、最近數十年來同國にも現はれてゐる。此國でも亦、『過剩人口』の產出場所に於て住屋及其他の状態の悪化が見られる。土地分割制度に胚胎せる眞の『土地プロレタリア』(註)に就ては、就中曩に引抄せるイギリス・コランの『經濟學』並に拙著『ルイ・ボナパルトのクーデター』(第二版、漢譯一八六九年刊、第五六頁以下)(註)を見よ。佛蘭西に於ては、一八四六年度市人口は二四・四二パーセント、田圃人口は七五・五八パーセントであつたが、一八六一年には都市人口は二八・八六、田圃人口は七一・一四パーセントであつた。最近五年間、田圃人口率の減少は更らに顯著である。一八四六年既



にビエール・ヂュボン<sup>(5)</sup>は其著『労働者』の中に歌つて曰く、

『弊衣を纏ひ、穴に宿り、

屋根裏に、芥の中に、

我等は、鼠や

盗人と共に棲み、闇を好むなり。』

(百七十二)一八六七年三月末刊行『児童雇用委員』第六最終報告は、農業労働者隊制度のみを取扱つてゐる。

労働者隊制度は、殆んどリンカンシャー、ハンチングドンシャー、ケンブリッジシャー、ノアフォルク、サッフオルク、ノッチinghamシャー諸州にのみ蔓り、特發的には又、ノーサンプトン、ベッドフォード、ルットランド諸州にも行はれてゐる。茲てはリンカンシャー州を例に取る。此州の少なからざる部分は新地であつて、以前には沼地であつた或は又上記東部諸州中の自餘のものに於ける如く、最近海から撓ぎ取つたばかりの陸地である。蒸氣機關は排水上、奇蹟的效果を擧げた。曩には沼澤であり砂地であつたものが、今では鬱葱たる穀物の海原と最高の地代とを擔つてゐる。之れは、アッキスホルム島やトレント河畔の他の諸教區に於ける如き、

人工沖積地に就ても同様である。新たなる小作が生ずるに比例して、單に何等の新小屋が造設されざりしのみでなく、舊小屋は取壊たれ、而して労働需要は數哩隔つた開放村から、丘脊に沿ふて紆れる道を通じて入り來たるのであつた。之等の開放村に於てのみ、農民等は従前冬季中久しきに亙る氾濫からの保護を見出したのである。四百乃至一千エーカーの小作地に定住せる労働者等(彼等は此地方では「閉束労働者」と呼ばれてゐる)は、間斷なき難澁な、そして馬を用ゐて營む農業労働に専ら使用される。小屋數は、各百エーカー(一エーカーは我が約四段二十四歩に當る)に對して平均一軒カッ／＼の割合である。例へば或る沼澤地小作農業者は、調査委員に供述して曰く、『予は三百二十エーカー(總て耕地)を小作してゐる。其處には一の小屋もない。現在予の小作地にはたゞ一人の労働者が居るのみである。近隣に四人の予の使用する厩丁が住まつてゐる。輕易な仕事は労働者隊にさせる』(百七十二)。土地は草取りや、地ならしや、一定の施肥作業や、石拾ひなどの如き、多くの輕易な仕事を要するものであるが、之等の仕事は、労働者隊、換言すれば開放村に其住屋を有する、組織された労働者に依つて爲される。



(百七十二)『児童雇用委員第六報告』証述、第三七頁、第一三七號。

労働者隊は十名乃至四五十名の婦人、少年少女(十三歳乃至十八歳の)——但し少年は大抵、十三歳でハネられてしまふ——、最後に又男女の児童(六歳乃至十三歳の)から成り、隊長(⑤)が之を率ゐてゐる。隊長はいつも普通の農業労働者で、多くは所謂悪徒と稱する、定まりなき、飲んだくれな、然し一定の企業心と營業的才幹とを有するナラズ者である。彼れは労働者隊を募集する。労働者隊は彼れの下に働き、小作農業者の下に働くのではない。彼れは多くの場合、小作農業者と請負仕事を契約する。而して彼れの収入は平均すると、普通の農業労働者の収入以上には幾許も出てないのであるが(百七十二)、其大小は殆ど全く彼れが其労働者隊をして最短期間に出来得る限り多くの労働を發動せしめ得る熟練に依つて定まるのである。小作農業者は婦人は、只男子の指揮の下にのみ正常に労働するが、婦人及び児童は——既にフリーエーの知れる如く——一度び著業すると全く短兵急に其活力を消費してしまふこと、然るに成年男子労働者は狡猾にも出来得る限り自己の活力を節用せんと努むるものなることを發見した。労働者隊長は甲の小作地

から乙の小作地へ移動し、斯くして其労働者隊を一年の中六乃至八ヶ月間使用するのである。故に労働者家族に取つて彼れに使用されることは、只時折り児童を使用するに過ぎぬ個々の小作農業者に使用されるよりも、遙かに有利にして且つ安全である。此事情は開放村に於ける彼れの勢力を頗る鞏固ならしめ、児童等は、大抵彼れの媒介に依つてのみ雇傭され得る有様である。労働者隊から獨立して、児童を個人的に貸出すことは、彼れの副業を成してゐる。

(百七十三)されど五百エーカー地の小作農業者、又は幾列もの貧小屋全體の所有者たる地位に立身した若干隊長もある。

此制度の『暗面』は、児童及び少年少女の過度労働、彼等が五、六、往々又七哩も隔つた小作地の往復に費す莫大の徒行、及最後に『労働者隊』の風紀紊亂、是れである。隊長は若干地方に於ては馭者と呼ばれ、長い棒を携へてゐるが、それを實際使用することは極く稀であつて、虐待に就て不平の起るは例外である。彼は一箇の民主的皇帝、又は一種の『ハメルン町の鼠退治者』(⑥)である。故に彼は部下の人望を要する。そして彼は其指揮の下に榮ゆるヂブシー的生活に依つて部下を懐けて置



くのである。粗暴なる放縦と、騒々しき喜興と、無遠慮なる猥褻行爲とは、労働者隊に魅力を與へる。隊長は大抵居酒屋で散財してしまひ、頑丈な女に左右を支へられ一行の先頭に立つてヨロケながら歸つて来る。そして兒童や少年少女等は、かからひ唄や卑猥な唄を歌ひながら、がや／＼と彼れの後について来る。歸途にはフリエーの所謂「公媾」<sup>(9)</sup>が定まりてある。十三四歳の少女等が同年輩の男仲間、依つて妊娠するは、屢々行はるゝ所である。労働者隊に部員を供給する開放村は、ソドム、ゴモラとなり、<sup>(百七十四)</sup>王國內の他の場所に比べて二倍數の私生兒を出してゐる。斯る學校で養成された少女等が、結婚後、道德上如何なることを爲るかは、曩に示した通りである。彼等の子供は、阿片で參つてしまはぬ限り、労働者隊の生れ乍らの新兵なのである。

<sup>(百七十四)</sup>「ルードフォールド州に於ける少女の半數は、労働者隊に依つて破倫された」

(前掲報告附録、第七頁、第三二號)。

上記の典型的形態に於ける労働者隊は、公労働者隊、普通労働者隊、又は浮浪労働者隊<sup>(8)</sup>と呼ばれる。蓋し、他に私労働者隊<sup>(9)</sup>なるものがあるからである。此労働

者隊は普通労働者隊と同組織のものであるが、人數はより少なく、隊長の下でなく、小作農業者が他に、より有利な方法で使用する術を知らざる老農僕の下に労働する。此労働者隊に在つては、ヂブシー的氣分は消滅してゐるが、兒童に對する支拂及び待遇のより不良なることは、總ての證述が示す通りである。

最近數年來不斷に擴大せる労働者隊制度は、<sup>(百七十五)</sup>隊長の利益の爲に存在する者でないとは明かである。それは大なる小作農業者<sup>(百七十六)</sup>、従つて又地主を富ましむる爲に存在する者である<sup>(百七十七)</sup>。小作農業者が其労働員を低く標準水準以下に保持し、而も總ての格外仕事に對して常に格外労働者を準備して置き、出來得る限り僅少の貨幣を以て出來得る限り多量の労働を打出し<sup>(百七十八)</sup>、而して成年男子労働者を「過剩」ならしむるに就て、此の労働者隊制度以上に巧妙なる方法はないのである。我々は上記の説明に依て、一方に農業労働者の或は大或は小なる失業が認められてゐる際に、他方に於て同時に、成年男子労働の不足と其都市への移住との結果、労働者隊制度が「必要」なりとせられてゐる譯を會得する<sup>(百七</sup>



十九。リカンシア州其他に於ける、雜草なき田畑と人間雜草とは、資本制生産の兩對極である(百八十)。

(百七十五)『労働者隊は最近數年來非常に増大した。若干地方に於ては、それは比較的最近に採用された。而して労働者隊が…多年知られてゐた…他の諸地方に於ては、…より多數の又より年少の兒童が労働者隊中に編入されてゐる』(前掲報告、第一七及一四頁)。

(百七十六)『小規模小作農業者等は、労働者隊を使用することはない。』『婦人及び兒童を最も多數に使用するは、貧窮なる地方でなく、一エーカーに付き四十乃至五十志の地代を生ずる地方である』(前掲報告、第一七及一四頁)。

(百七十七)斯る地主の一人に取り其地代は極めて美味なるものであつて、彼れは調査委員に向ひ、全喧囂は只此制度の名稱に基くものに過ぎずと、憤激して言つた程である。『労働者隊』の代りに『年少者農工共同自立協會』と名づけたなら、それで萬事宜しいのであらう。

(百七十八)『労働者隊の労働は他の労働よりも安價である。之れ労働者隊が使用さるゝ所以である』と、元労働者隊長たりし一人は言つてゐる(前掲報告、第一七頁、第一四號)。

或る小作農業者は曰く、『労働者隊制度は小作農業者等に取つては確かに最安價なるものであるが、兒童等に取つては確かに最悪なるものである』と(前掲報告、第一六頁、第三號)。

(百七十九)『今日労働者隊の兒童等に依つて爲さるゝ仕事の少なからざる部分は、従前成年男子及婦人に依つて爲さるゝを常とせるものなるは疑ひを容れない。現今、兒童及び婦人の使用せらるゝ所に在つては、従前よりも多數の成年男子が失業してゐる』(前掲報告、第四三頁、第二〇二號)。然るに就中、『若干農業地方、殊に穀物生産地方に於ては、他への移民の結果、並に、鐵道に依り大都市へ至ること容易となれる結果、労働問題は極めて重大となり、予(予)とは或る大地主の執事が自らを指して言ふ)は兒童の勞務を必要不可欠のものと思惟する程である』(前掲報告、第八〇頁、第一八〇號)。蓋し労働問題なるものは、英國農業地方に於ては自餘の文明世界と異なり、地主及び小作農業者の問題である。即ち農民の流出が絶えず増大するに拘らず、如何にして充分なる『相對的過剩人口』を田舎に維持し、それに依つて農業労働者に對し『勞銀の最低限』を永久に維持すべきかの問題である。

(百八十)兒童死亡率を考察する際一寸労働者隊制度を取扱へる、蓋し予の引抄した『公衆健康報告』は、新聞紙隨つて又英國の公衆には知られず止まつてゐた。反對に、『兒童雇用委員』の最終報告は、時機を得たる『人氣的』新聞記事材料を提供した。『南洋土人



の「道徳改善」の爲に特別の宣教師を南半球人へ向け派遣しつゝある當の、リンカンシーア州に充滿せる立派な紳士淑女及び國教會の受祿僧等は、全體如何して自領内に於て自己の眼前に斯る制度の發達するを放任し得たるかと、自由主義の新聞紙が問へる時に當り、より上品な新聞紙は、自己の兒童を斯る奴隸狀態中へ賣込むを得る農民の下品なる墮落に就て専ら考察を向けた。之等の「お上品屋」に依て農民が陥らしめられた呪詛すべき境遇の下にあつては、農民が其子を食つたとしても不思議ではないであらう。實際不思議なのは、寧ろ、農民が著しく維持せる品性の強健性これである。労働者隊地方に於ても、農民の父母等は労働者隊制度を嫌忌してゐるとは、政府の報告者等が證明する所である。『兒童の父母等が強制法律の助に依つて、自己が屢々其犠牲となる壓迫及誘惑に逆ふを欲する場合多々あることに就ては、供述中に幾多の證據がある。彼等は、或は教區の吏員或は雇主に依つて、反對すれば彼等自身が解僱されると云ふ脅威のもとに、…學校に通はしむるをより、適當とする年齢にある子女等をば、勞務に携らしむるを餘儀なくされるのである。…浪費されたる一切の時間と力、格別な、利する所なき疲勞が、農業労働者及び其兒童の上に瀝らす一切の苦痛、父母等が其兒童の道徳的墮落を小屋内の人員過充に基く優美性の破壞又は公労働者隊制度の汚辱的影響に歸し得るべき一切の事例は、労働貧民の心裡に、人の善く解し得る隨つて茲に詳述を要せざる諸感情を刺戟せざるを得なかつた。彼等は、斯くして、自己の毫も責任を有

せざる、而して能ふべくんば決して自ら承認せざりしなるべきも無力にして逆ふを得ざる諸原因に依り、肉體上及び精神上幾多の苦痛を興へられたることを自覺してゐるに違ひない。』(前掲報告、別丁第二〇頁第八二號、及別丁第二三頁第九六號)。

## f 愛蘭

本節を了るに當り、我々は尙しばらく愛蘭に渡航せねばならぬ。先づ、此場合重要なる諸事實に就て述べる。

愛蘭の人口は一八四一年には八百二十二萬二千六百六十四人に増大し、一八五一年には六百六十二萬三千九百八十五人、一八六一年には五百八十五萬三千九人に減退し、一八六六年には五百五十萬、即ち略一八〇一年の水準に低下した。此人に減少は一八四六年の凶歳を以て始まり、斯くて愛蘭は二十ヶ年足らずの間に、其の總人口の十六分の五以上を失つたのである(百八十一)。一八五一年五月より一八六五年七月に至る間、同國より他へ移住せる人員總數は一百五十九萬一千四百八十七人、一八六一年より一八六五年に至る最近五年間に於ける國外移住者數は五十萬人以上であつた。一八五一年より一八六一年に至る間、住屋數は五萬二千九



百九十軒の減少を見た。一八五一年より一八六一年に至る間、十五乃至三十エーカーの小作地数は六萬一千、又三十エーカー以上の小作地数は十萬九千増加せるに、各種小作地の總數は十二萬の減少を見た。即ち此減少は、一に十五エーカー以下の小作地の消滅、換言すれば其集中に基因せるものであつた。

(百八十一)愛蘭の人口は、一八〇一年には五百三十一萬九千八百六十七人、一八一一年には六百八萬四千九百九十六人、一八二一年には六百八十六萬九千五百四十四人、一八三一年には七百八十二萬八千三百四十七人、一八四一年には八百二十二萬二千六百六十四人であつた。

人口の減少は固より大體に於て、生産物量の減少を伴つた。本書の目的の上には、一八六一年から一八六五年に至る五年間を考察すれば充分である。此五年間に、五十萬以上の人口が國外へ移住し、絶對的人口數は三十三萬人以上減少したのである(表Aを見よ)。

表 A  
家畜類

年	馬		牛	
	總數	減少	總數	減少
一八六〇	六一九、八一	五、九九三	三、六〇六、三七四	一三八、三一六
一八六一	六一四、二三二	一一、三三八	三、四七一、六八八	二一六、七九八
一八六二	六〇二、八九四	二二、九一六	三、二五四、八九〇	一一〇、六九五
一八六三	五七九、九七八	一七、八二〇	三、一四四、二三一	一一八、〇六三
一八六四	五六二、一五八	一四、二九一	三、二六二、二九四	二二一、二二〇
一八六五	五四七、八六七		三、四九三、四一四	

年	羊		豚	
	總數	減少	總數	減少
一八六〇	三、五四二、〇八〇	九九、九一八	一一七、〇七二	一六九、〇三〇
一八六一	三、五五六、〇五〇	一四七、九八二	一一〇、二〇四	八六、八六六
一八六二	三、四五六、一三二		一一五、四三二	八、九七八
一八六三	三、三〇八、二〇四		一一〇、六七、四五八	
一八六四	三、三六六、九四一		一一〇、五八、四八〇	
一八六五	三、六八八、七四二		一二九、九、八九三	

以上の表から左の結果が生ずる。



馬	牛	羊	豚
絶對的減少	絶對的減少	絶對的增加	絶對的增加
七二、三五八	一一六、六二六	一四六、六〇八	二八、八一九

(百八十二)

(百八十二) 更に過去に溯る時は、結果は尙不利となるであらう。即ち羊は一八六五年には三百六十八萬八千七百四十二頭であるが、一八五六年には三百六十九萬四千二百九十四頭、豚は一八六五年には一百二十九萬九千八百九十三頭であるが、一八五八年には百四十萬九千八百八十三頭であつた。

次に、家畜と人間とに生活資料を供給する農業に目を轉じやう。左表中、各年に對する増減は上記の最終表に照らして計算したものである。穀物は小麥、燕麥、大麥、裸麥、長豆及び丸豆を含み、野菜類は馬鈴薯、蕪菁、蕎麥、甜菜、キャベツ、人參、ばうふう、蕪菜等を含む。

表 B

耕作上、又草原(随つて牧場)として利用さるゝ土地面積の増減(單位エーカー)

年	穀類耕作地		野菜類耕作地		草地及首畜地		亞麻耕作地		農耕及牧畜總用地	
	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増
一八六一	一五、七〇一		五、九七四		七、九六三		一、九三二		八、八七三	
一八六二	七、七三四		七、四八五		六、六三三		三、〇五五		一、八八四	
一八六三	一、四七九		一、九、五五六		七、七三四		六、三九三		九、二四二	
一八六四	三、三三三		二、三三三		四、七四六		八、七六二		六、二四二	
一八六五	七、七四五		七、三三三		六、九七〇		八、七六二		三、三三八	
一八六五至一八七一	四、〇八一		一、〇、八八四		八、三三四		三、〇、一五九		三、三、六六〇	
									三、三、六六〇	一、〇、八八四

一八六五年に「草地」の項が十二萬七千四百七十一エーカー増加した。之れは主として「利用せられざる荒地及び泥炭池」の項が十萬一千五百四十三エーカー減少せる結果である。一八六五年と一八六四年とを比較する時は、穀類は二十四萬六千六百六十七クォーター(中、四萬八千九百九十九クォーターは小麥、十六萬六千六百五クォーターは燕麥、二萬九千八百九十二クォーターは大麥、其他)減じ、馬鈴薯は四十四萬六千三百九十八トン減じた。而も馬鈴薯の栽培地面積は、一八六五年には増大したのである(表Cを見よ)。

表 C



耕地面積、一エーカー宛生産物、並に總生産物の  
一八六五年對一八六四年増減(百八十三)

生産物	耕地一エーカー數		一エーカー宛生産物		總生産物	
	一八六四年	一八六五年	一八六四年	一八六五年	一八六四年	一八六五年
小麥	27,403,333	27,692,672	1,330 (ト)	1,330 (ト)	36,577,321 (クオー)	36,577,321 (クオー)
燕麥	1,214,866	1,705,333	1,330 (ト)	1,330 (ト)	1,613,377 (クオー)	1,613,377 (クオー)
大麥	1,717,000	1,717,000	1,330 (ト)	1,330 (ト)	2,292,300 (クオー)	2,292,300 (クオー)
ビーア麥	8,892,800	10,021,717	1,330 (ト)	1,330 (ト)	11,846,400 (クオー)	13,327,100 (クオー)
裸麥	1,077,700	1,077,700	1,330 (ト)	1,330 (ト)	1,437,100 (クオー)	1,437,100 (クオー)
馬鈴薯	3,707,700	3,707,700	1,330 (ト)	1,330 (ト)	4,940,100 (クオー)	4,940,100 (クオー)
燕青	3,707,700	3,707,700	1,330 (ト)	1,330 (ト)	4,940,100 (クオー)	4,940,100 (クオー)
芥菜	1,707,700	1,707,700	1,330 (ト)	1,330 (ト)	2,277,100 (クオー)	2,277,100 (クオー)
キャベツ	3,707,700	3,707,700	1,330 (ト)	1,330 (ト)	4,940,100 (クオー)	4,940,100 (クオー)
亞麻	3,707,700	3,707,700	1,330 (ト)	1,330 (ト)	4,940,100 (クオー)	4,940,100 (クオー)
乾草	1,707,700	1,707,700	1,330 (ト)	1,330 (ト)	2,277,100 (クオー)	2,277,100 (クオー)

(百八十三)本文中の數字は、『愛蘭農業統計概要、ダブリン』(一八六〇年以降)及び『愛蘭農業統計、平均産額豫算表、ダブリン一八六六年刊』(a)から綜合せるものである。此等は政府の統計であつて、年々議會に提出されるものなるとは人の知る所である。第二版追加—政府の統計に依れば、一八七二年の耕地面積は、一八七一年の比し十三萬四千九百十五エーカーの減少を見た。野菜類(燕青、芥菜等)の栽培は『増加』し、耕地面積は小麥に於ては一萬六千エーカー、燕麥に於ては一萬四千エーカー、大麥及裸麥に於ては四千エーカー、馬鈴薯に於ては六萬六千六百三十二エーカー、亞麻に於ては三萬四千六百六十七エーカー、草地、苜蓿、蕪菜、菜種等に於ては三千エーカー『減少』した。小麥栽培地は最近五年間に左の如き遞減を示してゐる。一八六八年—二十八萬五千エーカー、一八六九年—二十八萬エーカー、一八七〇年—二十五萬九千エーカー、一八七一年—二十四萬四千エーカー、一八七二年—二十二萬八千エーカー。一八七二年に於ては、概約、馬二千六百頭、牛八萬頭、羊六萬八千六百九頭の増加、及豚二十三萬六千頭の減少を見る。

我々は、愛蘭に於ける人口及び土地生産の運動から、同國に於ける地主、大なる小作農業者、並に工業資本家の財布の運動に論を轉ずる。此運動は所得税の増減に反映するものである。左に掲ぐる表Dを理解し易からしむる爲めに述べて置く—D種(小作農業者の得る以外の利潤)は所謂『専門知識的職業』(b)の利潤、換言すれば、辯護士、醫師等の收入をも含み、而して表中細目を掲げざるC及E種は、官吏、



武官國家の冗官、國債所有者等の收入を含むものである。

表 D

所得税を課せらるべき收入(單位磅)(百八十四)

種	一八六〇年					一八六一年					一八六二年					一八六三年					一八六四年					一八六五年				
	A種					B種					C種					D種					E種					F種				
地代	一、三六三、八二九					一、三〇三、三三三					一、三、五八、九三六					一、三、四九、〇九一					一、三、九〇、七〇〇					一、三、〇一、六二九				
小作農業者の利潤	二、七五五、七七七					二、七三三、六四四					二、九三七、八九九					二、九三三、八三三					二、九三〇、八八四					二、九四六、〇七三				
産業利潤其他	四、九二六、五三三					四、八六六、二〇三					四、八五八、八〇〇					四、八四六、四九七					四、五四六、一四七					四、八八七、一八九				
A種よりE種に至る合計	三、三六二、八八五					三、三九八、三九四					三、三、五七、五七五					三、三、六六、六三二					三、三、二、三九八					三、三、九〇、七〇〇				

一八五三年より一八六四年に至る年平均D種收入の増加は、愛蘭に在つては〇・九三に過ぎなかつた。同期間大英國に於ける此收入の増加は四・五八に上つた。左表は、一八六四年及び一八六五年に對する諸利潤(小作農業者の利潤以外の)の

配分を示す。

表 E

D種(百八十五)。愛蘭に於ける利潤(六十磅以上の)に基く收入

年	一八六四年		一八六五年	
	總收入	配分を受ける人員	總收入	配分を受ける人員
年總收入	四、三六八、六一〇	一七、四六七	四、六六九、九七九	一八、〇八一
六十磅以上	二、三八、六二六	五、〇一五	三、二二、五七五	四、七〇三
以下年總收入の中	一、九七九、〇六六	一一、三二一	二、〇二八、四七一	一一、一八四
年總收入の残額	二、一五〇、八一八	一、一三一	二、四一八、九三三	一、一九四
右の中	一、〇八三、九〇六	九一〇	一、〇九七、九三七	一、〇四四
	一、〇六六、九一二	一一一	一、三二〇、九九六	一八六
	四三〇、五三五	一〇五	五八四、四五八	一一二
	六四六、三七七	二六	七三六、四四八	二八
	二六二、六一〇	三	二七四、五二八	三

(百八十四)『内國收入委員第十報告、倫敦、一八六六年刊。』

第七編第二十三章 資本制蓄積の一般法則



(百八十五) 本表のD種年總收入は前表のものと一致しないが、それは法律の許す一定の控除をなせる結果である。

發達せる資本制生産國にして産業を主とする英蘭が、若し愛蘭に行はれたる如き人口刺絡を受けたとすれば、英蘭は出血の爲め死んでしまつたであらう。けれども愛蘭は、現在に於ては、廣大なる海峽に依つて區切られたる、英蘭の一農業地方たるに過ぎず、穀物、羊毛、家畜、及産業上並に軍事上の新兵を英蘭に供給してゐる。

愛蘭の人口減退は、多くの土地を耕耘外に置き、土地生産を著しく減少せしめ(百八十六)、而して牧畜用土地面積の擴大せるに拘らず、若干牧畜部門に於ては絶對的減少を齎らし、他の若干部門に於ては殆んど記載の價值なき、不斷の退歩に依つて中斷さるゝ進歩を齎らした。而も人口數の減退と共に、地代及び小作利潤は絶えず増騰した。尤も小作利潤の増騰は、地代の増騰ほど恒定的ではなかつたが、其理由は容易に會得される。即ち一方に於て、小作の集中及び耕地の牧場化と共に、總生産物中餘剰生産物に轉化する部分は増大した。總生産物は減少したのに、其一斷片たる餘剰生産物は増大した。他方に於て、最近二十年來、殊に最近十年來、

肉、羊毛等の市場價格昂騰せる結果、此の餘剰生産物の貨幣價值は其分量よりも一層急激に増進したのである。

(百八十六) 生産物は相對的「エーカー」宛にも減じてゐるが、一世紀半以來英蘭が愛蘭の土地を間接輸出して、而も其耕耘者に土地成分の補償手段をさへ惠與せざりしことを忘れてはならぬ。

他人の勞働を併合することに依つて自己の價值を増殖することなく、生産者自身に對し雇傭手段及び生活資料として役立つ所の分散せる生産機關は、資本ではない。之は丁度、生産者自身に依つて消費さるゝ生産物が、商品でないのと同じである。人口數の減少と共に又農業に使用さるゝ生産機關量は減少したが、然し農業に使用さるゝ資本量は増大した。なぜならば、従前分散してゐた生産機關の一部は資本に轉化したからである。

農業以外、即ち商工業に放下された愛蘭の總資本は、最近二十年間に徐々と、又絶え間なき大動搖の下に、蓄積されて來た。此の總資本の個々成分の集積は、之に反して夫れだけ益々急激に發達した。最後に、此の總資本の絶對的増大は如何に小



なりとも、相対的には、即ち縮少せる人口數に較べると、著しく膨大したのである。斯くて、正統派經濟學が、窮乏は絶対的過剰人口より生じ而して人口減退に依て又均衡が恢復されると云ふ其獨斷説を支持するに就て、より美しき希望し得ざりし一行程が、愛蘭に於ては、我々の眼前に大規模に展示されてゐるのである。之れは、マルサス論者に依つて斯くも著しく讚美せられたる、十四世紀中葉の悪疫とは全く異なる重要な一實驗である。ついでに一言する。十九世紀の生産事情及びそれに應當せる人口事情に對して十四世紀の尺度を當嵌むるは、其れ自體に於て學校教師的に素朴なことであつたが、此素朴は又更らに、右の悪疫及び其れに伴へる人口激減が海峡の此岸英蘭に於ては、農民の解放並に致富を隨伴せるに、海峡の彼岸佛蘭西に於ては、隷従と窮乏との増進を隨伴せることを看過したものである(百八十六a)。

(百八十六a) 愛蘭は「人口原理」の約束の國と見做されてゐる故に、トマス・サドラーは人口に關する其著を公刊するに先だち、其名著『愛蘭、其惡弊及び救治』(第二版、倫敦、一八二九年)を刊行した。彼れは此書に於て、愛蘭の個々地方及び各地方内の個々州を比較することによつて、同國に在つては窮乏はマルサスの欲する如く人口數に正比例せず却

つて逆比例するものなることを立證してゐる。

一、九四六年の飢饉は、愛蘭に於て一百万人以上を殺した。然し殺されたのは貧乏人のみであつた。同國の富に對しては、此飢饉は些の損害をも加へなかつたのである。其後二十年間に及べる、而して尙絶えず増大せる國外移住は、三十年戦争などの爲せる如く、人間と同時に其生産機關をも減少せるものではなかつた。愛蘭の天才は、貧民等を其窮乏の舞臺から幾千哩隔つた所に遠ざくる、全く新らしい一方法を發明した。亞米利加合衆國へ轉住せる移民等は、年々、殘留者の爲の旅費として若干の金額を故國へ送つてゐる。今年移住せる一隊は、明年また他の一隊を連れ出す。斯くて、國外移民は愛蘭に何等かの負擔をかけるどころか、其輸出入の最有利部門の一たるのである。最後に、國外移民は、單に一時的に人口に穴を穿つのみでなく、出産に依つて補はるゝ以上の人間を年々人口中から汲み出し、斯くして絶対的人口水準をば逐年低下せしむるところの組織的一行程たるものである(百八十六b)。

(百八十六b) 一八五一年から一八七四年に至る期間、國外移民者總數は二百三十二萬五千



「過剰人口から解放された愛蘭の残留労働者等に對する結果は如何うであつたか？曰く、相對的過剰人口は今日に在つても一八四六年以前に於けると同じく大であり、勞銀は相變はず低く、勞苦は増大し、地方の窮乏は再び新たなる恐慌に向つて進みつゝあること、是れてある。其原因は單純である。即ち農業上の革命は國外移民と提携して進んだ。相對的過剰人口の生産は、絶對的人口減退以上の速力を以て進んだ。耕地の牧場化が愛蘭に於ては如何に、英蘭に於けるよりも急性的に作用せざるべからざるかは、表〇を一瞥すれば明かである。英蘭に於ては、野菜類の栽培は牧畜と共に發達してゐるが、愛蘭に於ては減退してゐる。従前耕耘された土地の大部分は休耕せられ、又は永久の草地に轉化されて居るのに、従前利用せられざりし荒地及び泥炭池の少なからざる部分は、牧畜の擴大に役立つてゐる。小及中流小作農業者等——百エーカー以上を耕耘せざる小作農業者を予は總て之れに算入する——は、依然尙ほ總數の約十分の八を占めてゐる(百八十六)。

彼等は従前とは全く異つた程度に於て、益々資本制的に經營さるゝ農業に壓迫さ

れ、隨つて賃銀労働者階級に絶えず新兵を供給するのである。

(百八十六) 第二版註——マリーフキ著『産業的、政治及社會的愛蘭、一八七〇年刊』中の一表に依れば、土地の九四・六パーセントは百エーカー以下の小作地、五・四パーセントは百エーカー以上の小作地を成してゐる。

愛蘭に於ける唯一の大産業たるリンネル製造業は、成年男工を要すること比較的少く、一八六一年より六六年にかけての木綿騰貴以來其業務擴大せるにも拘らず、總じて人口中の比較的微々たる一部分を使用してゐるに過ぎぬ。此産業は他の總ての大産業と同じく、其吸收する人間數絶對的には増大する場合と雖も、自己部面内に於ける不斷の動搖に依つて絶えず相對的過剰人口を生産してゐる。農民の窮乏は、巨大なる襦衣工場等——其労働者軍は大部分國內平地に散在してゐる所の——の土臺を成すものである。我々は茲にも亦、過少支拂と過度勞働とを「人口過剰化」の組織的手段としてゐる所の、曩に記述せる家内勞働の制度を見出すのである。最後に、人口減退は資本制生産の發達せる國に於けると同じく、破壊的結果を有たぬとは云へ、而も國內市場に對して絶えず反作用を及ぼすことなし



には進行するものではない。國外移住が此場合造り出す間隙は、單に局所的労働需要を縮小するのみではなく、また小賣業者、手工業者、小商人等一般の収入を縮小する。表Ⅴ中、六十磅乃至百磅の収入減退は、此に由來するものである。

愛蘭に於ける農業労働者状態に就ての鮮明なる叙述は、『愛蘭貧民救助法監督官等（一八七〇年）』の諸報告（百八十六a）中に見出される。何しろ之等の監督官は、銃劔と、或は公然或は隱密なる包圍状態とに依つてのみ維持さるゝ政府の官吏のことであるから、いづれも、英蘭に於ける其同僚が蔑視してゐる用語上の警戒を守らねばならぬ。それにも拘らず、彼等は自政府をば幻想中に安眠することを許さないのである。

（百八十六a）『ダフリンに於ける農業労働者の賃銀に關する貧民救助法監督官報告、一八七〇年』。また『農業労働者（愛蘭）報告、一八六二年三月八日』を参照せよ。

彼等に依れば、農業地の賃銀率は相變らず頗る低いが、それでも最近二十年間に五〇乃至六〇パーセント増騰し、而して一週間の平均賃銀は今では六乃至九志である。けれども斯る外觀的増騰の背後には、現實の賃銀低落が伏在してゐる。な

ぜならば、右の賃銀増騰は、決して、同期間に生じた生活必需品の價格増騰に相應するものではないから。一證として左に愛蘭勞役場に於ける公式計算の拔萃を掲げる。

一週間に於ける一人宛平均生活費

年	食	衣	合計
自一八四八年九月二十九日 至一八四九年九月二十九日	一志 $1\frac{1}{4}$ 片	〇志 三片	一志 $1\frac{1}{4}$ 片
自一八六八年九月二十九日 至一八六九年九月二十九日	二志 $1\frac{1}{4}$ 片	〇志 六片	三志 $1\frac{1}{4}$ 片

即ち二十年前に比較すると、生活必需品の價格は殆んど二倍、衣類の價格はキツカリ二倍に増騰してゐるのである。

此の不均衡は別としても、單に貨幣に表章された賃銀率を比較した丈では、まだまだ毫も正確なる結果は得られぬであらう。飢饉以前に在つては、農業賃銀の大部分は現品で支拂はれ、貨幣で支拂はれたものは極小部分に過ぎなかつた。今日では貨幣支拂は常則である。既に此事から、實質賃銀の運動は何うであつても、其



の貨幣率は昂騰せねばならなかつたと云ふ結論が生ずる。「飢饉以前に在つては農業労働者は、其小屋並に……四分の一エーカー、半エーカー、又は一エーカーの土地と……馬鈴薯の收穫……に對する諸便宜とを享けてゐた。彼れは自己の豚を養ひ家禽を飼ふことが出来た。……然るに今や彼れはパンを買はねばならぬ。彼れは豚や家禽を養ふべき何等の廢物をも有せず、従つて豚や家禽や卵の販賣に依る何等の利益をも有しないのである」(百八十七)。

(百八十七)前掲報告、第二九及一頁。

従前には農業労働者等は事實上、小規模小作農業等と融合し、多くは自己が依つて職を見出す所の中及大規模小作地の後衛を成してゐたに過ぎぬ。一八四六年の大變災以後始めて、彼等は純然たる賃銀労働者階級の一斷片、即ち貨幣關係を通じてのみ其賃銀主と結合せらるゝ特殊の一階級たりはじめたのである。

一八四六年以前に於ける<sup>(註)</sup>彼等の住屋状態が如何うであつたかは、我々の既に知るところである。爾後それは更らに惡化した。農業日傭労働者等の一部——但し其數は逐日減少してゐるが——は、今尙小作農業者の土地に於て、英蘭の農業

諸地方が其れに就て我々に提供せる最惡のものよりも、遙かに恐ろしき人員過充せる小屋内に居住してゐる。而して此は、アルスター地方の若干地帯を除き一般に、即ち南部に於てはヨーク、リメリック、キルケニー等諸州、東部に於てはキックロ、ウニックスフォード等諸州、中部に於てはキングス州、クキーンズ州、ダブリン等北部に於てはダウンス、アントリム、チロリン等諸州、西部に於ては、スリゴ、ロスコンモン、マヨ、ガルウエー等諸州に行はるゝ所である。貧民救助法監督官の一人は叫んで曰く、「農業労働者等の小屋は、基督教及び本邦文明の汚辱である」(百八十七)。彼等に對して其穴の住居をより堪え得べきものたらしむるために、何時とも知れぬ以前から其れに附屬せる地片は、組織的に沒收されてゐる。「農業労働者等が地主及び其代理者等の爲め此種の法律外状態の下に生存せしめられると云ふ自覺は、單にそれだけで、彼等労働者の心裡に、自己を法律外の一人種として待遇せる人々に對する、右の自覺に相應した反抗及び憎惡の念を喚起したのである」(百八十七)。

(百八十七)前掲報告、第一二頁。



(百八十七b) 前掲報告、第一二頁。

農業革命の第一段は、此上なき大規模に於て、又恰も上記合言葉の一に従へるが如くにして、労働の現場に存在せる小屋を一掃すること、是れてあつた。斯くて幾多の労働者は、村落及び都市に隠れ場を求むることを餘儀なくされた。村落及び都市に於て、彼等は廢物の如く、最不良窟の屋根部屋や、穴や、地窖や、片隅に投げ込まれた。國民的先入觀に囚はれてゐる英人等の證言に従つてさへも、家庭的團樂に對する其稀有の愛著、其氣輕な快怙、及び家庭的生活の純潔等を特色とせる幾千の愛蘭人家族は、斯く突然に惡徳の溫室内へ移植されてしまつてゐたのである。成年男子等は、今や、近隣の小作農業者の所て労働を見出さねばならぬ。そして彼等はたゞ日傭され、隨つて最不定なる賃銀形態を以て使用されるのみである。加之「彼等は、今や、往々、其労働場所まで長距離の往復をなさねばならず、途中づぶ濡れになつたり、其他幾多の難澁に遭遇することも屢々あつて、結局衰弱、疾病及び窮乏を招くこと稀でなし」(百八十七c)。

(百八十七c) 前掲報告、第二五頁。

「都市は年々、農業地方の過剩労働と見做されたる物を受けねばならなかつた」(百八十七d)。而も尙世人は、「都市及村落には労働過剩あり、而して若干農業地方には労働の缺乏あり又は缺乏迫り居ること」(百八十七e)を怪しんでゐる。事實は斯うである——斯る缺乏は只「春秋の如き農業労働が活潑に取運ばるゝ時期」にのみ感知さるゝに至るもので、「二年の自餘期間に於ては、多くの労働者は、無爲に暮らして居る」(百八十七f)。而して「主作物たる馬鈴薯を十月に掘り出してから翌年の早春に至る迄は……彼等に取つて何等の仕事もなく」(百八十七g)、更らに繁忙期中にも「彼等は休業日及有らゆる種類の労働間斷を免れ得ないのである」(百八十七h)。

(百八十七a) 前掲報告、第二七頁。

(百八十七e) 前掲報告、第二六頁。

(百八十七f) 前掲報告、第一頁。

(百八十七g) 前掲報告、第三二頁。

(百八十七h) 前掲報告、第二五頁。

農業革命、換言すれば耕地の牧場化、機械使用、最嚴重なる労働節約等の斯る諸結果は、標本的地主、即ち其地代を國外で消費せずして、畏くも愛蘭に於て自領内に居



住し給ふ地主等に依り、尙一層強められる。需給律をして、毫も妨害さるゝことなからしめん爲に、此等の地主は、『主として其の小規模小作農業者等から労働供給を受ける。之等の小作農業者は斯くして、大抵は普通の日傭労働者に支拂はれてゐる通用相場よりも著しく低い賃銀率を以て、又播種或は收穫を爲すべき危急の時に、自己の業務を等閑に附するを餘儀なくさるゝより生ずる不利益又は損害に ついては毫も顧慮されずに、要求された時、地主の仕事をせねばならぬのである』  
(百八十七)。

(百八十七) 前掲報告、第三〇頁。

「これは就業の不定及び不規則、労働停滞の頻々たる反覆、並に長期の繼續——相對的過剰人口の之等すべての徴候は、貧民救助法監督官等の報告に於ては、愛蘭農業プロレタリアの同様に多大なる苦難として現はれてゐる。英蘭の農業プロレタリアに於ても同様の現象に逢著せることは、我々の記憶する所である。たゞ異なる所は、工業國たる英蘭に於ては、工業上の豫備軍は田舎に於て補充されるが、農業國たる愛蘭に於ては、農業上の豫備軍は驅逐された農業労働者の避難所たる都

市に於て補充されること、是れである。英蘭に於ては、農業上の過剰者は工場労働者に轉化し、愛蘭に於ては、都市に驅逐されたる農業労働者は、同時に都市の賃銀を壓迫するが、然し依然として農業労働者であつて、絶えず労働を求めつゝ、田舎に送り還される。」

政府の報告者は、農業日傭労働者の物質的狀態を左の如く概括してゐる。——  
『彼は嚴重な儉約を以て生活してゐるが、其賃銀は自家に食物を供給し、家賃を支拂ふにカツ／＼一杯である。そして彼は自己及び其妻子の衣類を調達すべく、他の収入に頼るのである。……斯る小屋の雰圍氣は、彼等の受くる他の窮乏と合して、此階級をチブスや肺結核に特別感染し易き者にしてしまつた』(百八十七)。依是觀之、監督官等の報告が異口同音に證述する如く、陰鬱なる一不滿が此階級員全般に滲徹し、彼等が過去を憧憬し、現在を嫌忌し、將來に絶望して、『煽動家の惡影響に』身を委ね、而してたゞ亞米利加へ移住せんとの固定觀念を有するのみなることは、決して怪むを須むないのである。之れぞ、偉大なるマルサスの萬能藥たる人口減退が、愛蘭を轉化せしめたる逸樂郷である！



(百八十七)前掲報告第二三及一三頁。

愛蘭の工業労働者等は、如何なる幸福生活を送りつゝあるか？それを示すには一例で充分である。――

英國工場監督官ロバート・ペーカーは曰く、『予は最近愛蘭の北部を視察せる際、同國の一熟練工が其子女に教育を授けんと努力しつゝありし左の一證左に出くわした。予は彼れの供述を、直接彼れから聴取した儘の言葉で傳へる。此労働者が一熟練工であつたことは、彼れがマンチェスター市場用の物品製造に使用されてゐたことに依つて見ても解る。ジョンソン――私は槌工です。そして月曜から金曜までは朝の六時から夜の十一時まで働きます。土曜には午後六時に仕事を了へ、食事と休息とに三時間貰ひます。私には都合五人の子供が有ります。此労働で一週に十志六片得ます。私の妻も此所で働き一週に五志得ます。長女は十二歳で家を預つて居ります。彼女は又私共のゴックであり、唯一の召使でありませす。彼女は子供達の學校始末をします。毎朝通りがかりの或娘が、五時半に私を起して呉れます。妻も起きて一緒に行きませす。労働に著手する前には何も食べ

ませせん。十二歳の娘が終日幼童達の世話をするのです。私共は八時の朝飯時までは何も食べないのです。八時に歸宅して朝飯を認めませす。一週に一度茶を喫み、他の場合には可能に應じて、或は割燕麥或は割玉蜀黍の粥を啜ります。冬には割玉蜀黍に少量の砂糖と水を加へませす。夏には自分で小地に栽培した少しばかりの馬鈴薯を食べるが、それが無くなると又粥をやり出させす。時として事情の許す場合には、少しばかりミルクを飲みませす。斯様にして私共は毎日々々、日曜にも平日にも、一年中いつも同じ様にして暮してゆくのです。夜、仕事を了へた時には、いつも非常に疲れて居ります。たまには一片の肉を見ることもありますが、それは極く稀です。子供は三人學校へ通つて居ります。其の爲に一人宛一週一片を要させす。家賃は一週九片で、燃用泥炭はいくら低く見積つても、二週間に一志六片かゝります(百八十八)。之れが愛蘭の賃銀なのだ、之れが愛蘭の生活なのだ！

(百八十八)『工場監督官報告、一八六六年十月三十一日』第九八頁。

實際、愛蘭の窮乏は今又英國に於ける流行の話題となつてゐる。一八六六年末及一八六七年初葉、愛蘭に於る大地主の一人ダフェリン卿は、『タイムズ』紙上で此



問題の解決に着手した。『此種の大地主にしては、何んと人情深いとだらう！』我々は表Ⅴに依つて、一八六四年に於ける総利潤四百三十六萬八千六百十磅の中、三人の貨殖者が著服せる額は二十六萬二千六百十磅に過ぎなかつたが、一八六五年には此『節慾』の三泰斗は、総利潤四百六十六萬九千九百七十九磅の中、二十七萬四千四百四十八磅を著服せること、而して一八六四年に二十六人の貨殖者は六十四萬六千三百七十七磅、一八六五年に二十八人の貨殖者は七十三萬六千四百四十八磅、一八六四年に百二十一の貨殖者は一六六萬六千九百十二磅、一八六五年に百八十六人の貨殖者は一三三萬九千九百九十六磅、一八六四年に一千一百三十一人の貨殖者は二百十五萬八千八百十八磅即ち年利潤總額の約半分、一八六五年に一千一百九十四人の貨殖者は二百四十一萬八千九百三十三磅即ち年利潤總額の半分以上を著服せることを見た。されど英蘭蘇格蘭及び愛蘭に於ける極めて少數の大地主が年々の國民的地代總額中から呑み込む過分の配當は非常に莫大なるものであつて、爲に英吉利國家の智慧は、地代の分配に就ては利潤の分配に於けると同一の統計的材料を供給せざるを得策と信じてゐる程である。ダフエリン卿は

斯る大地主の一人である。地代總額と利潤とが、苟くも『過剩』たり得ると云ふこと、又は此雙方の過多が人民の窮乏の過多と如何やうにか關聯してゐると云ふことは、固より『不健全』でもあり『不體裁』でもある一觀念である。彼れは事實に固持する。事實は斯うだ。——愛蘭の人口が減ずるにつれて、愛蘭の地代總額は膨大する、人口減退は地主に取つて『有利』であり、随つて又土地に取つて、随つて又土地の附屬物たるに過ぎぬ人民に取つても有利である。故に彼れは言明する。——愛蘭はまだ、人口過多である、國外移住の流勢はまだ、緩慢すぎる、完全に幸福たらん爲には、愛蘭は少なくとも尙三十三萬の勞働者人口を排出せねばならぬと。我々は此、おまけに尙詩人的な地主をば、かの己が患者の快方に向はぬことを見るや、其都度刺絡を處方し、刺絡また刺絡で、結局患者をして其血と同時に病氣をも失はしむるサングラード派の一醫師であるかの様に考へてはならぬ。ダフエリン卿は約二百萬人——それだけ排出せずしては、愛蘭の一千太平年は事實上得て望むべからざる——の新刺絡の代りに、僅か三十三萬人の新刺絡を要求してゐる。此二百萬人の新刺絡を要することの證據を供するは容易である。







業者との間の)が長引くを希望し得ない。況や其れが小作農業者側の勝利を以て終了することを希望し得るものではないのである。此戦争の終熄早ければ早き程、愛蘭が牧場國として要すべき比較的稀薄なる人口を有する一牧場國となること早ければ早き程、それは益々總ての階級にとつて有利なのである」と。一八一五年の英國穀物條例は、大英國への穀物自由輸入の獨占權を愛蘭に確保した。かくて此條例は人工的に穀物栽培に裨益するところあつたのである。右の獨占權は、一八四六年穀物條例の廢止と同時に突然撤去された。他の總ての事情は暫く措き、此出來事は單にそれだけで、愛蘭耕地の牧場化、小作地集中、及び小農者の驅逐等に一大刺戟を與ふるに充分である。一八一五年より一八四六年に至る間、世人は愛蘭の土地豐沃を稱揚し、そして愛蘭の土地は本來小麥栽培に定められたものであると聲高に宣明したが、爾後突然、英國の農業經營者、經濟學者、政治家等は、愛蘭の土地は秣を造る以外何んの役にも立たぬものであると發見をなしたのである。レオンド・ラヴェルニユ君は、英佛海峡の彼岸に於て逸早く此事を反覆した。斯様な見解に囚はれるには、ラヴェルニユ君の如き「眞面目」な人たるを要するのである。

斯る有利な方法は、此世に於ける總ての善き事と同じく、其の短所を有してゐる。愛蘭に於て地代の蓄積が進むに應じて、亞米利加に於ては愛蘭人の蓄積が進むのである。羊と牡牛とに依つて驅逐された愛蘭人は、大洋の彼岸に於ては

ファイアナ團員<sup>(9)</sup>として現出する。そして海の老女王に對して、益々脅威的に、若き巨大共和國が興起して來るのである。

若き運命は羅馬人を逐ひ廻す

そして同腕殺戮の罪行も<sup>(10)</sup>



## 第二十四章 所謂本來的蓄積

## (一) 本來的蓄積の祕密

我々は既に貨幣が如何に資本化し、如何に資本に依つて餘剩價值が造られ、餘剩價值に依つてより多くの資本が造られるかを見た。されど資本の蓄積は餘剩價值を前提し、餘剩價值は資本制生産を前提し、資本制生産は又資本及び勞働力の大部分が商品生産者の手中に存することを前提する。かくて此全運動は循環論法を以て回轉してゐるやうに見える。我々は資本制的蓄積に先行する一の「本來的」蓄積<sup>(1)</sup> (アダム・スミスの所謂「先行的蓄積」<sup>(2)</sup>)、換言すれば資本制生産方法の結果にあらざして其出發點たる一蓄積を假定するに依つてのみ、此循環論法中から脱出し得るのである。

此の本來的蓄積は、原罪が神學に於て演ずるのと略々同一の役割を經濟學に於て演ずるものである。アダムは林檎を齧つた。そして其れと共に人類に罪が生じたのである。本來的蓄積の起源は、之れを過去の珍話として語るに依つて説明される。ずつと昔、一方には勤勉伶俐にして特に節儉な精英が居り、他方には自己の持てる一切及び其れ以上を浪費せる怠け者が居た。神學的原罪の傳説は正に人類は如何にして其額に汗してパンを食ふべく定命さるゝに至つたかを、我々に物語るものであるが、經濟學的原罪の歴史は、毫も斯様なことをする必要なき人々が如何うして存在するかを、我々に暴露するものである。それは何方でも宜ろしい。斯くして、右に擧ぐる前の方の人々は富を蓄積し、後の方の人々は結局自身の皮以外に賣るべき何物も持たぬと云ふことになつたのである。而して此原罪以後、如何に勞働しても依然として自分自身以外には賣るべき何物も持たぬ大多數者の貧と、少數者の富——自己が既に久しく勞働しなくなつたにも拘らず絶えず増大する所の——とが生ずるのである。

斯くの如き平凡な兒戲をも尙、例へばチェーブルは財産辯護上、政治家たる儼かな眞劍を以て、嘗てはかくも明敏であつた佛蘭西人に向つて嚙んで含める様に説き聽かせてゐる。されど財産問題が表面に現はれ來たるや否や、お伽噺の立場を總ての年齢及發達段階の人々に對する唯一の正當なる立場として固守するとが神



聖なる義務となつて来る。現實の歴史に於て、征服、隸從、掠殺、略言すれば暴力が大なる役目を演ずるとは、人の知る所である。物優しい經濟學に於ては、昔から牧歌が支配してゐた。正義と「労働」とは、唯一の致富手段であつた——勿論いつの場合にも「今年」を除いて。本來的蓄積の諸方法は實際、牧歌的以外の總てである。貨幣及び商品は最初から資本と云ふ譯ではない。それは尙、生産機關及び生活資料が最初から資本と云ふ譯でないのと同じである。貨幣及び商品は資本に轉化さるゝを要する。然し此轉化その者は、たゞ次の點に集中する所の一定諸事情の下にのみ進行し得るのである。曰く、一方には他人の労働力を購買することに依つて自己の有する價值額を増殖すべき貨幣、生産機關、又は生活資料の所有者他方には自由労働者、換言すれば自己労働力の販賣者隨つて労働の販賣者——此極めて異なる二種の商品所有者が、相互對立し接觸せねばならぬ。右の後者を自由労働者と云ふは、二重の意義に於てである。即ち彼れは奴隸、農奴等の如く、自ら直接生産機關に所屬するものでもなく、また自作農業者等の如く、生産機關が彼れに所屬するものでもない。彼れは寧ろ生産機關から自由である、免脱されてゐる。

る。世界市場が斯く分化すると共に、資本制生産の基礎的諸條件は與へられるのである。資本關係は、労働者と、労働の實現諸條件に對する所有との間の分割を前提する。資本制生産が一度び自立するや否や、其れは右の分割を維持するのみでなく、絶えず擴大する規模に於て此分割を再生産する。故に資本關係を造り出す行程は、労働者及其労働諸條件から分割する行程、換言すれば一方に於ては社會的生活資料及生産機關を資本化し、他方に於ては直接の生産者を賃銀労働者化する行程以外、何物たるをも得ないのである。されば所謂本來的蓄積は、生産者と生産機關との間の歴史的分割行程に外ならぬ。此行程が「本來的」たる所以は、それが資本及び資本に應當する生産方法の有史前期を成すからである。資本制社會の經濟的構造は、封建制社會の經濟的構造中から生成したものである。封建制社會の解體は、資本制社會の諸要素を遊離した。直接の生産者たる労働者は、彼れが土地に繋られなくなり他人の農奴または奴隷でなくなつた後、始めて自己を自由に處分することを得たのである。販路の見出さるゝ所ならば何處へても、自己の商品を携へてゆく労働力の自由販賣者たら



ん爲には、彼れは更にツンプトの支配其の徒弟並に年期上り職人制度及び其阻碍的労働規定から脱却し居るを要したのである。斯くて生産者等を賃銀労働者化する歴史的運動は、一方に於ては奴役及ツンプト強制からの彼等の解放として現はれる。而して我がブルジョアの歴史家に取つて存するは、たゞ此方面のみである。然るに他方に於て、此新たに解放された人々は、其一切の生産機關及び舊來の封建的施設に依つて與へられた自己生存の有らゆる保證を剝奪された後始めて自分自身の販賣者となる。而して彼等に對する斯くの如き收奪の歴史は、血と火との文字を以て、人類の年代記中に書き込まれてゐるのである。

新覇權者たる産業資本家等の方では、又、單にツンプト的手工親方等を驅逐するのみでなく、富源の所有者たる封建諸侯をも驅逐せねばならなかつた。此方面からすれば、彼等の隆興は、封建的勢力並に其反抗的特權に對し、又ツンプトとツンプトが生産の自由發展並に人間に依る人間の自由搾取に課する桎梏とに對する戰勝の結果として現はれる。されど産業の騎士等は、たゞ自己が毫も貢獻する所なかりし事變を利用することに依つてのみ劍の騎士等を驅逐するを得たので、彼等

は羅馬の被解放民が嘗て自己を其舊主の主君たらしめた手段と同様卑陋なる手段に依つて身を立てたのである。

賃銀労働者並に資本家を生ぜしめたる發達の出發點は、労働者の隷従これであつた。其後に於ける前進は、此隷従の一轉形、即ち封建的搾取の資本制的搾取化と云ふことに在つた。此發達の進行を會得するには、我々は毫も遠き過去に溯るを要しない。資本制生産の初萌は、既に十四世紀及び十五世紀に於て、地中海沿岸の若干都市にポツ／＼見受けられたが、資本制時代の初めて開始されたのは十六世紀以後のことである。此時代の出現せる所に於ては、農奴制の廢止は既に久しき以前に全うされ、中世紀の絶頂たる獨立諸都市の存在は既にズット以前から力を失つてゐた。

形成中の資本家階級に取り槓桿として役立つ所の革命は、すべて、本來的蓄積史上、歴史的に劃期的のものであるが、多數の人間が突然また強制的に其生活資料から引離され、自由なるプロレタリアとして労働市場に投げ遣られる瞬間は、就中それらなのである。農業的生産者たる農民に對する土地收奪は、此全行程の基礎たる



ものである。此收奪の歴史は、異なる國々に於て異なる色彩を探り、異なる順位及び異なる歴史的時代に於て種々異なる段階を経過する。たゞ英吉利に於てのみ其れは典型的な形態を有してゐるに過ぎぬ(百八十九)。我々が英吉利を例に採るは之れが爲である。

(百八十九) 資本制生産の最も早く發達せる伊太利に於ては、農奴事情の解體も亦最も早く行はれた。此國に於ては、農奴は土地に對する何等かの時效權を取得するに先つて解放されたのである。斯くて彼れは其解放に依り忽ちにして自由なるプロレタリアと化し、加ふるに大抵は既に羅馬時代から傳來せる諸都市に於て、自己を迎へつゝある新主人を見出した。十五世紀末以降に於ける世界市場の革命が北部伊太利の商業的至高權を破壊した時、右と反對の方向を取れる一の運動が起つた。諸都市の労働者等は、大體めに田舎へ驅逐され、其處で、團藝的に經營されたる耕耘に、空前の一振興を興へたのである。

### (二) 農民に對する土地收奪

英吉利に於ては、農奴制は十四世紀末葉に事實上消滅した。當時、而して尙著しくは十五世紀に於て、人口の大多數(百九十)は、自由なる自作農民——其所有權は如何なる封建的看板に依て隱蔽されてゐたにしても——から成つてゐた。大なる主

領に於ては、従前自ら農奴たりしベリリフ(3)は自由なる小作農業者に依つて驅逐された。農業上の賃銀労働者は、一部分は大領主の許で労働することに依つて其閑暇時間を利用せる自作農民、一部分は又、獨立にして相對的にも絶對的にも數少なき眞の賃銀労働者等の階級から成つてゐた。此眞の賃銀労働者等も同時に自作農民であつた。なぜならば、彼等は其賃銀以外小屋と共に四エーカー又は其れ以上の耕地を分與されたからである。加之、彼等は眞の自作農民と共に共同地の用益を享けた。此共同地は、彼等の家畜に牧草を與へ、同時に燃料たる薪、泥炭等を彼等に供給したのである(百九十一)。

(百九十) 『自己の手を以て自己の田畑を耕し、而して相當豊かに生活したる小地主は……當時に在つては現今に於けるよりも、國民中遙かに重要なる一部たりしものであつた。當時に於ける最良の統計的著者等を信用し得るとせば、自己の家族員と合して總人口の七分の一以上を成したに違ひない十六萬人を降らざる地主等は、矮小なる獨立保有地(4)を耕して生計してゐた。之等小地主の平均收入は、……年六十磅乃至七十磅と算せられた。自己の土地を耕耘せる人々の數は、他人の土地を小作せる人々の數よりも大である」と目されたのである』(マコーレー著『英國史』第一〇版、倫敦、一八五四年刊、第一



卷、第三三三—三四頁)。十七世紀の最後の三分の一期に於ても、英國人口の五分の四は農民であつた(前掲書、第四一—三頁)。予がマコーレーを引抄する所以は、彼れが歴史の組織的要素として、斯種の事實を出來得る限り『至小にしてゐる』からである。

(百九十一) 農奴でさへ自己の家に附屬する小土地の所有者——貢納義務ある所有者なりとは云へ——たるのみでなく、又共同地の共有者であつたことを、決して忘れてはならぬ。『自作農夫は此地(シレジア)に於ては農奴である。』それにも拘らず、之等の農奴は共同地を有してゐる。『シレジア人は尙いまだ共同地を分割する迄に至らしめられて居らぬ。然るにノイマルクに於ては、斯る分割が最大成功を以て遂行せられなかつた村は殆んど無いのである。』(イタボー著『普魯西君主國』倫敦、一七八八年刊、第二卷、第一二五、一二六頁)。

歐羅巴の總ての國々に於て、封建的生産は出來得る限り多數の臣下に土地を分割するを特徴としてゐる。封建諸侯の權力は、總ての主權者の夫れと同様に、自己の地代帳の長短でなく自己の臣下數の多寡に依つて定まり、而して此臣下數の多寡は又、自作農民數の多寡に左右される者であつた(百九十二)。されば、英吉利がノルマン人に征服せられたる後、其土地は巨大なる侯領に分割され、一侯領にして九百の舊アングロサクソン侯領を含むものも屢々あつた程であるが、矮小なる自作

農地は全國到る所に撒布され、たゞ此處彼處、大なる主領が介在するに過ぎなかつた。斯くのごとき事情は、其れと同時に、行はれた、十五世紀の特徴たる都市の繁榮と合して、かの、最高法院長フォルテスキューが其著『英國法稱讚』中に斯く雄辯に描出せる民富の成立を許した。されど資本富の成立は之れを除外したのである。

(百九十二) 土地所有の純封建的組織並に發達せる小自作農業を有する日本は、大抵はブルジョアの偏見に指導されてゐる我々の總ての歴史書に比べて、歐洲中世紀に對する遙かに眞實な描寫を提供するものである。中世紀を犠牲にして『自由主義的』たるは、至極便利なことである。

資本制生産方法の基礎を造出せる革命の序幕は、十五世紀の最後の三分の一期並に十六世紀の最初の數十年期に演ぜられたものである。釋放された多數の自由プロレタリアは、サー・ジェームス・スチュアートが適言せる如く、『到る處、空しく家や城砦に充滿してゐた』封建的家臣團の解體に依て、勞働市場に投げやられた。それ自體がブルジョアの發展の一產物たる王權は、絶對的霸權を掌握せんとの努力に於て、斯る家臣團の解體を猛烈に促進したが、然し王權は決して此解體の唯一



の原因ではなかつた。寧ろ、王權及議會に對する極めて頑強なる抗爭に於て、封建大侯は自作農民等をば、彼等が大侯自身の有すると同じ封建的權利を有する土地から暴力的に驅逐し、彼等の共同地を横奪することに依つて、右に比べ比較にならぬほど多數のプロレタリアを造り出したのである。之れに對して直接の刺戟を與へたものは、英吉利に於ては就中フランダー羊毛マニユファクチャーの隆興及び其れに照應せる羊毛價格の昂騰、これであつた。舊來の封建貴族は大なる封建的諸戰爭に依つて食ひ盡された。そして新たなる貴族は其の時代の子であつて、貨幣は彼れに取つて有らゆる權力中の權力であつた。斯くて耕地の羊牧場化は、彼れの合言葉となつたのである。ハリソンは其『ホリンシェッド編年史前附英國記』の中に、小自作農民に對する收奪が如何に土地を荒廢に歸せしめつゝあるかを述べてゐる。

「我が大なる横奪者等は、何を頓著しやうぞ！」自作農民等の住屋及び労働者等の小屋は、暴力的に取壊され又は廢朽に委せられた。ハリソンは曰く、『若し各侯領の舊記録を取りて比較せば……或侯領に於ては、十七、十八又は二十軒の家が消滅し……而して英吉利は決して現在以下の人口を有したる事なきを直ちに見出すであらう……全く廢朽し、或は四分の一又は二分の一以上減損せる——尤も幾分か擴大せるものも此處彼處に存してはゐるが——都市や田舎町に就き、取壊して羊牧場となし而して今はたゞ領主屋敷のみ其處に存する田舎町に就て……予は何等か語り得るであらう。』

之等舊き編年史家の怨言は、常に誇張されてはゐるが、生産事情の革命が同時代の人々自體の上に與へた印象を正確に反映するものである。最高法院長フォルテスキューの著書文章をトマス・モルス（モーア）の著書文章と比較することに依つて、我々は十五世紀と十六世紀との間の溝渠を明かにすることが出来る。ソーントンの適言せる如く、英國労働者階級は、何等の過渡なしに其黄金時代から苦鐵時代へ落込んだのである。

立法は此革命の面前に驚愕した。立法は尙いまだ、『國民の富』換言すれば資本形成と衆民に對する顧慮する所なき搾取及び窮乏化とが有らゆる經國策の絶頂として作用する所の文明高度の上に立つて居らなかつたのである。ベーコンは



其のヘンリー七世史中に曰く、『當時(一四八九年) 共同地の私有化<sup>(1)</sup>は益々頻繁に行はれ始め、斯くして耕地(多數の人民及び其家族なくしては施肥し能はざりし)は僅々二三の牧夫に依て容易に監視し得る牧場と化し、而して有期小作地、終身小作地、任意小作地<sup>(2)</sup>等(ヨーマン階級<sup>(3)</sup>の少なからざる部分は、之等の小作地に依つて生活してゐたのである)は、侯用地<sup>(4)</sup>と化した。之れは町や、教會や、十分一税などの壞類を喚び起した。……此弊狀を矯治するに就ての、王及び當時に於ける議會の智慧は嘆賞すべきものであつた。彼等は斯る人口減退的共同地私有化<sup>(5)</sup>及び其れに伴ふ人口減退的牧場經營<sup>(6)</sup>を防止するの策を執つたのである。』

一四八九年ヘンリー七世の一條例(第一章)は、少なくとも二十エーカーの土地を有する有ゆる自作農家の破壊を禁じた。此法律はヘンリー八世第二十五年の一條例中に於て更新された。其處には就中斯う書いてゐる——『多くの小作地及び家畜殊に羊の大なる群々は、僅少人の手に集中し、斯くして地代は著しく昂騰し、教會や家屋は取壊され、驚くべき許多の人々は自己及び自家族の生計を維持すべき手段を奪はれたり。』其處で右の法律は、荒廢せる農場の再開始を命じ、穀作地

牧場地その他の間の比例を定めてゐる。一五三三年の一條例は、若干の地主が二萬四千頭の羊を有することを嘆じ、所有すべき羊の數を二千頭に制限してゐる(百九十三)。

(百九十三)トマス・モルス(モリア)は其著『理想郷』中に、『羊が人間を食ひ盡す』所の不思議な國(英吉利)のことを語つてゐる。(ロビンソン譯『理想郷』アーバー版、倫敦、一八六九年刊、第四一頁)。

人民の怨嗟と、ヘンリー七世以降百五十年間繼續したる、微細なる小作農業者、自作農夫等の收奪に反對せる立法とは、共に等しく無効に了つた。其失敗の祕密に就ては、ペーコンは自らそれと氣付かず之れを我々に洩らしてゐる。彼れは其著『社會及道德文集』(第二九論)中に曰く、『一定標準の換言すれば自己の部下をして何等の隷民的状態にてなく有福状態に生活するを得せしめ、單なる被傭者でなく所有者自身をして其手に犁を執るを得せしむる如き範圍の土地を以て、維持せらるゝ農業及農家を造り出さんと、國王ヘンリー七世の計劃は深遠にして嘆賞すべきものであつた(百九十三)』と。

(百九十三)ペーコンは、自由なる有福自作農と良き歩兵との關聯を説明してゐる。曰く



「謂はゞ強壯者を窮乏に陥ること無からしむるに充分なる一標準の小作地を有すること、我が王國の権力及威儀に對して驚くべきほど重大な事であつた。それは事實上我が王國地の少なからざる部分を、チェントルマンと小屋住農業労働者と農僕との中間を占むるヨーマン階級又は中流民の所有に移轉せるものであつた。蓋し一軍隊の主勢力は歩兵に在りとは、軍事上の最良監護家の通説であつた。而して良き歩兵を得るには、隸民的又は貧窮的境遇でなく自由にして有福なる境遇中に成育したる人を要するのである。されば一國にして餘りに貴族及び上流者を過重視するに傾き、而して農民及び耕作者をば彼等の労働民、農僕又は單なる小屋住農業労働者(有宿の乞食に過ぎざる)に過ぎずとなす時は、良騎兵を得ることは出来やうが、堅忍なる良歩兵を得ることは決して出来ないのである。…而して此は、佛蘭西、伊太利その他すべてが貴族又は窮乏的農民にして、…其歩兵隊を設くるに瑞西人等の傭兵を使用せざるを得ざる—斯くて之等の國々は、多數の人民を有しながら兵士は殆んど之れを有せざるに至る—若干外國に於て見らるゝ所である。」ベーコン著『ベンリ―七世の治世』ケンネット著『英吉利』(一七一九年版)の逐語的譯刻、倫敦、一八七〇年刊』第三〇八頁。

資本制度の要求せるものは之と反對に、衆民の隸民的状態、衆民自身の被備者化及び其労働要具の資本化、これである。此過渡期中に、立法はまた農業貸銀労働者の小屋に五エーカーの土地を保存せしめんとし、而して此労働者が自己の小屋に

宿泊者を受入るゝを禁じた。ジェームス一世の治下一六二七年にも尙、フロント・ミルのローチアークロツッカーは、フロント・ミルの侯館内に、永久附屬たるべき四エーカーの土地を有せざる一軒の小屋を設けた廉に依り罪を宣告され、チャールス一世の治下一六三八年にも尙、舊來の諸法律、就中又、四エーカー地に關する法律の實施を勵行すべく一の勅令委員が任定された。クロムウエル時代に及んでも尙四エーカーの土地を備えざる家屋を倫敦の四哩周圍内に造築するとは禁ぜられてゐた。十八世紀前半に於ても尙、農業労働者の小屋にして一乃至二エーカーの土地を附屬せられざる時は、非難を招いた。今日に於ては、小屋に小庭が附屬するか、又は小屋から遠く隔つた所に僅少ルードの土地を賃借し得れば、それは農業労働者に取つて幸運などである。ドクトル・ハンターは曰く、『之に就ては、地主と小作業者とは互に協力する。小屋に僅少エーカーの土地を附することに依つて、労働者等は餘りに獨立的となるであらう』(百九十四)と。

(百九十四)前掲『公衆健康第七報告、一八六四年、倫敦、一八六五年刊』第一三四頁。『舊法に依つて割當てられた土地量は、今では、労働者等に取つて過大であり、寧ろ彼等を微細なる



小作農業者たらしむるに適する者と見做されるであらう』チャーチ・ロバーツ著『過去諸世紀に於ける英蘭南部諸州民の社會史』倫敦、一八五六年刊、第一八四及一八五頁<sup>18</sup>。

衆民に對する強行的收奪行程は、十六世紀中、宗教改革及び其れに伴へる寺領の大盜掠に依つて驚くべき一新刺戟を受けた。宗教改革當時に在つては、加特立教會は英國に於ける土地の少なからざる部分に對する封建的所有者であつた。修道院その他に對する抑壓は、其の居住者等をプロレタリア中に投げ遣つた。寺領その者は大抵、王の強慾なる寵臣等に惠與され、又は投機的な小作農業者や市民等に拾値て賣り渡された。之等の小作農業者や市民たちは、舊來の世襲的隸民等は大纏めに其處から驅逐し、彼等の農地を一集した。従前、貧窮なる農業労働者等は教會の得る十分一税の一部に對する所有權を法律上保證されてゐたが、それは暗裡に沒收されてしまつた(百九十五)。エリザベス女王は英國內を一巡せる後叫んで曰く、『到る處に窮民は居る』と。其の治世第四十三年、政府は遂に、救貧税の實施に依つて被救恤的窮乏の存在を認むるの餘儀なきに立ち至つた。『此法律の立案者等は之れが理由を語るを恥とせるが如く見えな。なぜならば、彼等は「慣例に反

して』此法律に何等の緒言をも附せなかつたからである(百九十六)。チャールズ一世第十六年條例第四章に依つて、それは永久的のものとして一八三四年に至り始めて新たななるより苛嚴な形態を受けた(百九十七)。宗教改革の斯る直接の影響は其最も持久的な影響ではなかつた。寺領は、古代よりの土地所有關係の宗教的根城たるものであつた。寺領の消滅と共に、此所有關係は最早維持し難きものとなつたのである(百九十八)。

(百九十五)『十分一税を分有すべき貧民の權利は、古律令の趣旨に依つて設定されたものである』(前掲タケット著『労働民の過去及現在狀態史』倫敦、一八四六年刊、第二卷、第八〇四及八〇五頁)。

(百九十六)ウキリアム・コベット著『宗教改革史』第四七一章(3)。

(百九十七)宗教改革の『精神』は、就中左の事實に依つて之れを見ることが出来る。英蘭南部に於て種々なる地主及び有福なる小作農業等は鳩首して、エリザベス女王の貧民救助法に對する正當なる解釋に就き十箇條の質問を草し、之を當時の著名なる一法學者にして高等辯護士なるスニッケ(後年、ジニームス一世の治下に判事たりし人)の許に提出して判断を求めた。『第九問——本教區内の比較的富裕なる若干小作農業者等は、此條例(エリザベス治世第四十三年の)の實施に就ての有らゆる面倒を除去し得べき、一



の巧妙なる方法を立案した。彼等は本教区内に一の監獄を設置すべきと、而して此監獄内に監禁せらるゝを欲せざる者には、一切の保護を與へざるべきを提案し、然る後何人か本教区内の貧民に小作せしむるを欲する時は、我々の手より此の貧民を取去るに就ての最低價格をば、封書にて、定日に申出づべき旨近隣に通告せられたしと提案した。此計劃の立案者等は、労働するを欲せず、而も労働せずして生活するに必要なる一の農地又は船舶を得べき財産なり信用なりを有せざる人々が、近隣諸州に存することを認めてゐる。彼等は、斯る人々が教區に對し極めて有利なる提言をなすに至らしめられ得ることを認めてゐる。貧民が若し其雇主の保護の下に死滅する時は、罪は雇主側にあると見做すべきであらう。なぜならば、然らざる場合教區は斯る貧民に對しては其義務を盡したであらうから。されど我々は、現行條例が何等斯種の思慮ある方策を許さざるべきを危懼してゐる。然し諸君は知らねばならぬ、本州及其の隣接州に於ける獨立農民中の自餘の人々は我々に加盟し、其の下院議員を推選して、貧民の監禁と強制労働とを許容するも、監禁を欲せざる者には總て保護を受くべき權利を附與せざる一法律を提出せしむべく努むるであらうことを。斯くして望むらくは、窮乏者等は救恤を要求せざるに至るであらう』(ロバート・ブレイキ著『極初期よりの政治文獻の歴史』倫敦、一八五五年刊、第二卷、第八四及八五頁)も、蘇格蘭に於ては、英蘭に比し數世紀後れて農奴制の廢止を見た。一六九八年に於ても尙、ソルトウインのアンドルー・フレッチャーは、蘇格蘭議會に於て宣明して曰く、『蘇格蘭に於ける乞食の數は、二十萬人を下

らない。主義に於て共和論者たる予の暗示し得る唯一の救済策は、農奴制の舊狀を回復し、獨立に生計する能力なき絶ての人々を奴隸たらしむるに在る』と。同様にイーデンは前掲『貧民の状態』第一卷、第一章、第六〇及六一頁に曰く、『農奴制の減少は、必然窮乏を瀰らした様に見える。マニユファクチャーと商業とは、本邦貧民の父母である』と。イーデンは右の主義上の蘇格蘭共和論者と同様、只此點に於てのみ當を失してゐる。即ち、農民をプロレタリア隨つて被救恤的窮民たらしめたものは、農奴制の廢止ではなくて、農民の土地所有權の廢止であつた。——收容が英吉利に於けるとは別様に行はれたる佛蘭西に在つては、一五七一年のモーリン法令及び一六五六年の勅令は、英吉利の貧民救助法に照應するものである。

(百九十八) ロッチャー君は當時、新教正統派の出源場たる牛津大學の經濟學教授であつたが、其の『農業史』の緒論に於いて宗教改革に依る衆民の被救恤的窮民化を強調してゐる。

十七世紀の最後の數十年期に於ても尙、獨立自作農民たるヨーマン階級は小作農業者階級よりも多人數であつた。ヨーマン階級はクロムウエルの主勢力たりしもので、マコーレーの自認する所に依つてさへも、酔ひどれな百姓貴族や其召使たる田舎僧侶——主人の捨てた「愛妾」と結婚せねばならなかつた所の——に比し、有利な對照をなしてゐた。農業賃銀労働者でさへも尙、共同地の共同所有者で



あつた。一七五〇年の頃、ヨーマン制度は消滅に歸し(百九十九)、十八世紀の最終數十年期に農業労働者の共同地所有權の最後の痕跡は消滅してしまつた。我々は此場合、農業革命の純經濟的動機は之れを問題外に置き、其の強大なる槓杆に就て考究することとする。

(百九十九) サッフオルク州の一紳士著『從男爵サー・デー・シー・パンブリーに與ふる書、食糧の高價に就て』イブスウキック、一七九五年刊、第四頁<sup>21</sup>。大規模小作農制度の狂熱的擁護者なる、『大なる小作地其他の關係に就ての考究、倫敦、一七七三年刊<sup>22</sup>』の著者は、其第一三三頁に曰く、『予は、眞に我國民の獨立を維持せる一團たるヨーマン階級の喪失を此上なく悲しむものである。而して予は、彼等の土地が今や獨占的地主の掌中に歸し不祥の事變に遭遇する都度解備に當面せざるべからざる隸僕等に比し殆んど優る所なき如き條件に基き、其小作權を保有する小農夫等に依り小作さるゝを見て、感嘆に堪えないのである』と。

スチュアート王朝の復興後、土地所有者等は、歐洲大陸に於ては又到る處法律上の冗漫なしに成就せられたる一の横奪を遂行した。彼等は土地の封建的制度を撤廢した。換言すれば、彼等は國家に對する土地の給付義務を振り拂ひ、農民及び其他の衆民に課せる租税を以つて國家に之れが『賠償』をなし、彼等がたゞ封建的

名義を有するに過ぎざりし所領地に對する近世的私有權を要求し、而して最後に薩坦王ボリス・ゴッデウノフの勅令が露西亞の農民を土地の一附屬物と化せる如く英吉利の農業労働者等を社會の一附屬物と化したる、かの移住法<sup>23</sup>を彼等農業労働者の上に強行したのである。

『光輝ある革命』は、オレンヂ公ウキリアム三世(二百)と共に地主的並に資本家的貨殖者等を權勢の地位に引上げた。彼等は、當時までは只控え目に遂行してゐたに過ぎぬ諸々の國有地の盜掠を、大規模に敢行することに依つて、新時代を開始した。之等の土地は或は贈與され、或は拾値で販賣され、甚だしきは又直接の横奪に依つて私有地に併合された(二百)。之れ等すべては、法律上の形式を些も遵守することなく敢行されたのである。斯く詐僞的に占取された國有地は、盜掠せる寺領——其れが共和革命中再び喪失せられなかつた限り——と合して、英國寡頭政府の現公領地を成すものである(二百)。ブルジョアの資本家等は、殊に土地を一箇の純商品に轉化し、農業に於ける大規模經營の領域を擴大し、釋放された自由農業プロレタリアの供給を増大する等の目的を以て右の行作を助勢した。加ふる



に、新なる土地貴族は、新なる銀行閥や、丁度解化し立ての高級財閥や、當時保護税に支持せられた大マニユファクチュア業者等に對する、自然的同盟者であつた。英吉利のブルジョアは、之れと反對に自己の經濟的根城たる自作農民と提携し、國王を助けて皇領地を寡頭政府から強行的に奪還することに努めた（一六〇四年以降）。後にはカール十世及カール十一世の下に、瑞典のブルジョア同様、全く宜しきに適ひて、自己の利益の爲に行動せるものであつた。

(二百) 此ブルジョアの偉人の私行に就ては、就中「一六九五年に行はれたるオークネー夫人に對する見事な土地(愛蘭に於ける)贈與は、王の戀情と此夫人の勢力とに就ての公然たる一例である。……オークネー夫人の職務は、穢れたる愛の職務であつたと信ぜられてゐる」(英國博物館に於けるスローン原稿集第四二二四號。此原稿の表題は「サマリス、ハリファックス、オックスフォード、セクレタリ、ヴァーノン等よりのシュールスベリー公宛原書翰中に現はれたる、在サンダーランド、ウヰリアム王の品性及行狀」)と云ふ。之れは珍奇事に充ちたものである。

(二百一) 「一部分は販賣、一部分は贈與に依る皇領地の不法讓渡は、英國史上汚辱の一章であり、國民に對する絶大の一詐欺たるものである」(フランシス・ウヰリアム・ニューマン著『經濟學講義』倫敦、一八五一年刊、第一二九及一三〇頁)。[英吉利に於ける今日の大

地主が如何にして其所有に到達せるかは、匿名者著『ノーブル・オブリー著、我が舊貴族、倫敦、一八七九年刊』に於て詳細を見よ。——D.H.C.

(二百二) 例へば、ベッドフォード公家——『自由主義の山雀』たるジョン・ラッセル卿は其苗裔であつた——を取扱へる、エドマンド・パークの小冊子を讀め。

共同所有——上述の國家所有とは全く異なる——は、古代チュートンの制度であつて、封建制の上被のもとに存續せるものであつた。我々は既に、多くは耕地の牧場化を伴へる、此共同所有の暴力的横奪が、如何に十五世紀末に始まり十六世紀に繼續せるかを見た。されど當時に在つては、此行程は個人的暴行として行はれたので、立法は之に對し百五十年間に互つて抗争したが、其の結果は無効に了つたのである。十八世紀の進歩は、法律自體が今や共同地盜掠の機關となりつゝある——尤も大なる小作農業者は、夫と並んで其獨立の私的小方法をも應用してはゐるが——點に存してゐる(二百三)。此盜掠の議會的形態は『共同地私有化案』<sup>(23)</sup>別言すれば、地主等が依て共同地をば私有財産として自から自己に贈與せる法令、即ち人民に對する收奪の法令の形態、これである。フレデリック・モルトン・イーデンは、『共同地の私有化に對する一般的議會條例』を要求し、隨つて共同地を私有化



するには一の議會的クローデターを要することを認め、而も一方、被收奪貧民に對する『賠償』を立法部に要求することに依つて共同所有をば、封建諸侯に代つて現はれたる大地主等の私有なりと説明せんとせる、其狡猾なる辯解を、自から駁撃せるものである(二百四)。

(二百三)『小作農業者等は、小屋住労働者等が自己及び其子女以外一切の動物を飼養することを禁じた。其口實に曰く、彼等にして若し何等かの家畜又は家禽を飼ふ時は、彼等は小作農業者等の穀倉より其飼料を盗むであらうからと。彼等は又曰く、小屋住労働者等を貧窮ならしめよ、然らば彼等は勤勉なるべし、云々と。されど予の信ずる所に依れば、事の真相は、小作農業者等が斯くして共同地に對する全權利を自己の手に掌握すること、是れである。』(匿名者著『荒地私有化の諸結果に就ての經濟學的一考究』倫敦、一七八五年刊、第七五頁)。

(二百四)前掲イーデン著『貧民の状態』序文。

獨立なるヨーマンに代つて、任意小作農夫、即ち地主の意の儘に左右さるゝ奴隸的賤民たる一ケ年契約の微細なる小作農夫が現はれた一方に於て、國有地の盜掠と並んで就中共同地の組織的掠奪は、かの十八世紀に於て資本小作地(二百五)又は商人小作地(二百六)と名づけられた大なる小作地を膨大せしめ、農民を工業の爲の

プロレタリアとして『解放』するを助けたのである。

(二百五)『資本小作地』。一實業家著『麥粉貿易及び穀物高價に就ての二書翰』倫敦、一七六七年刊、第一九及二〇頁。

(二百六)『商人小作地』。匿名者著『現在に於ける食糧高價に就ての一考究』倫敦、一七六七年刊、第一一頁註。此匿名にて公刊せられたる良書は、牧師ナサニエル・フォルスターの著に係るものである。

けれども十八世紀は、まだ十九世紀ほどには、國富と人民の貧困との一致を解しなかつた。斯くて當時の經濟文獻中には、『共同地私有化』に關する極めて激烈な論争が現はれてゐるのである。予は手許の澤山な材料中から、若干箇所を拔萃する。蓋し之れに依つて、當時の状態を生々と寫し出すことが出来るのである。

或る憤激せる一著者は曰く、『ハートフォードシャー州の數教區に於ては、平均五十乃至百五十一エーカー宛の範圍を有する二十四の小作地は、合同されて三の小作地となつた』(二百七)。「ノーサンプトンシャー及ライセスターシャー州に於ては共同地の私有化は極めて大規模に行はれ、此私有化に胚胎せる新所有地は牧場に轉化された。其の結果、從前年々一千五百エーカー宛耕耘された多くの所有地は、



今では五十エーカーも耕耘されないのである。従前の住屋、穀倉、厩等の廢墟は、舊居住者等の唯一の痕跡である。『若干の公畑村に於ては、一百戸の家屋及家族は：縮少して八乃至十戸となつてしまつた。……僅々十五乃至二十年前から私有化の行はれ始めたに過ぎぬ教區の多くに於ける地主數は、其土地を公畑状態に於て保有せる人員に比較して頗る僅少なるものである。従前二十人又は三十人の小作農業者及び同様に多數の微細小作農民並に小地主等の掌中にあつた私有化せる大所有地が、四人又は五人の富裕なる牧畜業者に依つて横奪さるゝを見るは、何等の異常事ではないのである。之等すべての人々は、自家族及び主として彼等に使用され彼等に依つて生存してゐた他の多くの家族と共に、其所有地から驅逐されてゐる』(二百八)。

(二百七) トマス・ライト著『大なる小作地の獨占到就ての簡單なる一公論』一七七九年年刊、第二及三頁(註)。

(二百八) 牧師アッチングトン著『公畑の私有化に對する贊否の理由考究』倫敦一七七二年年刊、第三七—四三頁(註)。

私有化てふ口實の下に近隣の地主に依りて併合されたものは、單に休耕地のみ

ではなく、共同體に對し一定の地代を支拂ひて耕され、又は共同的に耕された土地も亦屢々さうであつた。『予は此場合、公畑及び既耕地の私有化を眼目に置く。之等の縮少された村々が、小作地の獨占を増し、食糧の價格を高め、人口減退を醸すものなることは、私有化を擁護する著者等てさへも之れを認めてゐる。……而して荒地の私有化(現在行はれ居る如き)てさへ、貧民から其生活資料の一部を奪ひ、既に過大となれる小作地を結局更に膨大するに過ぎぬのである』(二百九)。

(二百九) 前掲ドクトル・リチャード・プライン著『延期支拂に就ての觀察』第二卷、第一五五頁。フォルスタター、アッチングトン、ケント、プライス、ジェームス・アンダーソン等の著書を読み、之れをマカロックが其目錄書『經濟學文獻、論叢、一八四五年刊』(註)中に披瀝せる證據たる阿諛者的饒舌と比較せよ。

ドクトル・プライスは言ふ。『土地が僅少の大なる小作農業者の手中に屬する時其結果は即ち左の如くてなければならぬ。曰く、微細なる小作農民(彼れは曩に之れを自ら耕す土地の產物、共同地に飼畜せる羊、家禽、豚などに依つて自己及び自家族の生計を維持し、隨て殆んど何等の生活資料を購ふの要なかりし許多の小地主並に微細なる小作農民』と呼んだ)は、他人の爲に働くに依つて生計を得、必



要品を購ふべく市場に赴かねばならぬ人々と化するであらう。……労働に對する強制が著しくなる故に労働は恐らくより大となるであらう。……都市及びマニユアークチユーア業者は増大するであらう。なぜならば職を求めて其處に逐ひ遣らるゝ人々は、一層多くなるであらうから。之れ即ち小作農地の集中が自然に作用する方法である。而して又之れは、多年我王國內に事實上作用してゐた方法なのである(二百十)。

(二百十)前掲書、第一四七頁。

彼れは私有化の全影響を斯様に概括してゐる。曰く「概して、下級民の境遇は、殆んど總ての點に於て惡化した。彼等は小地主及び微細なる小作農民たる地位から日傭労働者及び被傭者たる状態に引下げられてゐる。そして同時に、此状態に於ける彼等の生計は、従前よりも一層困難となつた(二百十一)」と。

(二百十一)前掲書第一五九頁。我々は古羅馬を想起する。「富者等は不分割地の大部分を占取した。彼等は當時の事態に鑑み、最早此占取地を取返さるゝことなかるべしと信じ、斯くて附近の貧民に所屬する土地をば、一部分は其所有者の同意を以て購ひ、一部分は又暴力を以て奪取した。斯くて彼等は今や、個別的な田畑の代りに廣大なる領域を

耕耘することゝなつたのである。彼等は農耕及牧畜に奴隸を使用した。なぜならば自由民は労働から引取られ、兵役に服せしめらるゝことゝなつたであらうから。奴隸は兵役を免れて居るので、自由に増殖することが出来て澤山の子供を有し得た點に於て、奴隸を所有することは又彼等に大なる利益を齎したのである。かくて強者は一切の富を掌握し、奴隸は全土に充滿してゐた。反對に、伊太利人等は貧窮、貢納、兵役等に依つて墮落され益々少數となつた。平和は到來しても、彼等は全く無爲で暮らさねばならなかつた。なぜならば、富者は土地を所有して自由民の代りに奴隸を農業に使用したからである。」(アピアン著「羅馬の内訌」第一部、第七章)以上はリシニア法典の時代に係はる者である。羅馬平民の滅落を斯く著しく促進せる兵役は又、シァーレマシオン大帝が依て獨逸自由農民の役奴及農奴化を溫室的に助長せる主要手段であつた。

共同地の横奪及び其れに伴へる農業革命は、實際、農業労働者等の上に極めて急性的に作用せるものであつて、イードン自身に随つても、一七六五年より一七八〇年に至る間、彼等の賃銀は最低限以下に低落し、政府の貧民救恤に依つて補充され始めた程である。彼れは曰く、「彼等の賃銀は、生活上の絶對的必要品を得るに充分なだけであつた」と。

我々は尙しばし、私有化の擁護者にしてドクトルプライスの反對論者なる一人



の言ふ所に耳を傾けやう。——「人々が公畑に於て其労働を浪費することが見受けられぬからとて、人口減退は存すべきである」と云ふ結論は生じて來ない。……小自作農民をば、他人の爲に労働せねばならぬ人々に轉化することに依つて、より多くの労働が生ずるとせば、それは國民「其中には無論、かく轉化された人々は所屬しない」が要望する所の一利益である。彼等の結合労働が一の小作地に使用される時、生産物は増大するを以て、マニユファクチュアの爲の一餘剰が生じ、かくて國民の鑛山の一なるマニユファクチュアは、産出穀物の量に比例して増大するであらう(二百十二)。

(二百十二) 匿名者著『食糧の高價と農地の大小との關係に就ての考究』第一二四及一二九頁。之れと同様な、然し傾向の反對せる所論——「労働者等は其小屋から驅逐され、職を求めて都市に押し遣られる。されど之れに依つて一の大餘剰は得られ、斯くして資本は増大するのである」匿名者著『國民の危殆』第二版、倫敦、一八四三年刊、第一四頁。

「神聖なる所有權」に對する破廉恥極まる凌辱と、人格に對する極めて手荒らな暴行とが、資本制生産方法の基礎を造るに必要たるや否や、經濟學者が依つて之等の凌辱暴行を觀察したるストイック的な精神冷靜については、ちまけにトリー派

的色彩を有し且つ『博愛』なるサーフレデリック・モルトン・イーデンが就中之れを示す所である。十五世紀の七十年代より十八世紀末に至る強行的人民收奪に伴へる盜掠、暴行、及び人民窮乏の全列は、彼れを只『快き』結論に導いたに過ぎぬのである。曰く、『耕地と牧場との間の、正當なる比例が生ぜねばならなかつた。十四世紀の全部及び十五世紀の大部分中に於ては、耕地二、三、甚しきは四エーカーに對して牧場一エーカーの比例であつた。十六世紀中葉頃に至つては、此比例は耕地二エーカーに對する牧場二エーカー、更らに後年に及んでは耕地一エーカーに對する牧場二エーカーと變じ、斯くして遂に耕地一エーカーに對する牧場三エーカーと云ふ正當なる比例に達したのである」と。

十九世紀に於ては、勿論、農民と共同所有との關聯に就ての記憶さへ消え失せてしまつた。より後年の事は言はずとするも、當時農民は、其一八〇一年より一八三一年に至る間盜掠され而して議會に依り地主に依つて地主自身に贈與された三百五十一萬一千七百七十七エーカーの共同地に就て、何錢の賠償を受けただであらうか？



最後に、農民に對する最終の大仕掛な土地收奪は、所謂所有地解放(實際は、所有地からの人間掃蕩)之れである。上段考察せる英吉利の有らゆる方法は、此「解放」に於て絶頂に達したのである。前章所載近世状態の描述に於て見た如く、最早掃蕩すべき一人の獨立農夫も存在せざる今の時に在つては、事態は小屋の「解放」にまで進んでゐる。かくて農業労働者等は、其の耕耘せる土地自體に於て、最早自己の宿泊に必要な場席をも見出さないのである。されど「所有地の解放」が本來如何なる事を意味するかは、たゞ近代傳奇文學の約束の國たる高地蘇格蘭に於てのみ之れを知ることが出来る。同地に於ては、所有地解放の行程は、其の組織的性質、其れを一舉にして遂行せる規模の廣大なること(愛蘭に於ては、地主等は數村を同時に掃蕩するの舉に出た。高地蘇格蘭に於ては、獨逸の公國位ゐな大さの面積地が掃蕩されたのである)、最後にまた掠取せる土地所有の特殊形態等を特色としてゐる。

高地蘇格蘭のケルト人は、夫々自己が居を定めた土地の所有者たる諸氏族から成つてゐた。各氏族の代表者なる族長又は「大主」は、此土地の名義所有者たるに

過ぎなかつた。それは全く、英蘭女王が國民全土の名義人たると同じであつた。英蘭政府が之等「大主」の間の鬭争と、低地蘇格蘭平原への彼等の絶え間なき侵入とを首尾よく抑壓した時にも、氏族長等は決して其舊來の盜賊職を放棄せる者ではなかつた。彼等は只、其形態を變へたに過ぎぬのである。彼等は自己の權力を以て、其の名義所有權を私有權に轉化した。そして彼等は之れに對して、氏族民等の反抗に遭遇した故公然の暴力を以て、氏族民等を驅逐すべく決したのである。「之と同じ筆法でゆけば、英國王は蓋し其臣民を海中に逐ひ遣ることが出来たであらう」と、教授ニーマンは言つてゐる(二百十三)。蘇格蘭に於て僭奪者の最後の武装叛亂後に開始されたる此の革命に就ては、我々はサー・ジェームス・スチュアート(二百十四)及びジェームス・アンダーソン(二百十五)の著書文章に於いて、其の初期の諸階段を辿ることが出来る。同時に、十八世紀に於て、田舎から驅逐されたゲール人等は他に移住することを禁じられた。それは、暴力を以て彼等をグラスゴー其他の工場市へ逐ひ遣らんと目的に出たのである(二百十六)。

(二百十三) 前掲 フランシス・ウヰリアム・ニーマン著「經濟學講義」倫敦、一八五一年、第一三



二頁。

(二百十四) スチュアートは曰く、『これら諸地方の地代(彼れは誤つて、此の經濟上の範圍を小農夫等が氏族長に納むる貢税に轉用してゐる)は、之を其地方の範圍に比較する時は極めて微小なる者である。されど之を小作地に依つて養はるゝ人數に比較する時は、高地蘇格蘭の一所有地は肥沃なる良地方に於ける同價値の一所有地に比し、恐らく十倍の人數を維持するものなることを見出すであらう』(前掲『スチュアート全集』息ジェネラル・サー・ジェームス・スチュアート編纂、倫敦、一八〇一年刊、第一卷、第一六章、第一〇頁)。

(二百十五) ジェームス・アンダーソン著『國民的産業心振興策に就ての觀察』エヂンバラ、一七七七年刊、<sup>38</sup>。

(二百十六) 一八六〇年、被收容者等は、虚偽の約束を以て、強行的に加奈陀へ輸出された。若干者は山々や附近の島々へ逃走した。彼等は警官に追跡され、之れと格闘して逃れたのである。

十九世紀中に専ら行はれた方法(二百十七)の一例としては、此の場合、スザラランド女公のなせる『解放』を擧ぐれば充分であらう。此經濟に通曉せる婦人は、公位に即くと直ちに、經濟上の一根本療治を行ひ既に過去に於ける同様の方法に依つて人口一萬五千に縮小してゐた全州をば、羊牧場に轉化せしめやうと決心した。(一

八一四年より一八二〇年に至る間、此一萬五千の人口(約三千戸)は、組織的に驅逐し勦絶された。彼等の村々は破壊し焼き拂はれ、彼等の田畑は悉く牧場に轉化された。英國の兵士は之が執行を命ぜられ、住民と闘を交るに至つた。一人の老女は去るを拒んだ其小屋の火焰に包まれ焼死した。斯くして此高貴な夫人は、何時とも知れぬ時代から氏族の所有に屬してゐた七十九萬四千エーカーの土地を占取してしまつたのである。驅逐せる住民等に對しては、彼女は海濱に於る約六千エーカー(一戸宛二エーカー)の土地を當てがつた。此六千エーカーの土地は、當時に至るまで荒蕪の儘放任されてあり、所有者に對し何等の收入をも齎らさなかつたものである。女公は其氣高き心ばせを以て、此土地をば一エーカーに付き平均二志六片の地代で、幾世紀來彼女の一家の爲に血を流した氏族民等に小作せしむるの舉に出でた。彼女は其掠奪せる全氏族地を、夫々たゞ一家族——大抵は英蘭人なる小作農僕の——きり居住して居らぬ二十九の大きな羊牧小作地に分割した。一八二五年には既に、一萬五千のゲール人は十三萬一千頭の羊に取つて代はられた。海濱に逐ひ遣られた土著人部分は、魚獵に依つて生活しやうとした。



彼等は兩棲動物となり、英吉利の或著者が言へる如く、半分は陸地、半分は水中にて生活したが、而も其雙方に依つて半分切り生活しなかつたのである(二百十八)。

(二百十七)一八一四年、アダム・スミスの註釋者なるビュールカナンは曰く、「高地蘇格蘭に於ては、古來の所有状態は、日毎に破壊されてゐる。……地主は今や永代小作農民(これ又此場合誤用された範疇である)に頓著なく、土地を最高入賃者に提供してゐる。而して此入賃者が若し一個の改良家であるとすれば、彼は直ちに新たな耕種組織を採用するのである。土地は從來、微細なる小作農民や農業労働者を以て瀟灑して居たので、其生産物に相應した人口を有してゐた。然るに耕種は改善され地代は増大せる新制度の下に於ては、能ふ限り最少の費用を以て能ふ限り最大の生産物が得られる。而して此目的を以て不用地は除去された故に、人口は土地に依つて維持さるゝ程度ではなく、土地に依つて使用さるゝ程度にまで低減して行つた。驅逐された小作農民等は、附近の町々で生活を求める云々。」(デヴィッド・フューリカナン著「アダム・スミス」諸國民の富に就ての觀察)エチンバラ、一八一四年刊、第四卷、第一四四頁)。「蘇格蘭の貴族等は小樹を根こぎにする様にして人民の家族を驅逐し、野獸に儲まされた印度人が復讐的に虎藪を荒らすやうにして村々や其住民等を待遇した。……人間は一頭分の羊毛又は羊肉否、それ以下のものと交換されてゐる。……蒙古人は支那の北部地方に侵入せる時、其住民を驅逐し其土地を牧場化すべく會議に提案したが、高地蘇格蘭の地主は、之れよりも遙かに不良な意圖に動いてゐたのである。高地蘇格蘭に於ける多くの地主は、此蒙古人の

提案を自國に於て自國民に對し執行したのである」(チャーチ・エンサ：著「諸國民の人口に就ての考究」倫敦、一八一八年刊、第二一五及二一六頁)。

(二百十八)スザラランド現女公が、亞米利加共和國の黑人奴隷に對する其同情を表示せんが爲に——總ての「高貴」なる英人の心臓が奴隷所有者の爲に鼓動してゐた南北戦争中には、彼女は其仲間の貴婦人等と共に慎重にも此同情表示を忘れてゐたのである——かの「アンクル・トムズ・ケビン」の著者ピーチアースト夫人をば倫敦に於て華美壯麗に歓迎せる時、予は「紐育トリビューン」紙上でスザラランドの奴隷状態を叙述した。(ケリは之れを所々其の著「奴隷貿易」倫敦一八五三年刊)第二〇二及二〇三頁中に拔萃してゐる)。右の拙文は、蘇格蘭の一新聞に再録され、此新聞とスザラランドの河談者等との間の好個の一論争を呼び起した。

されど勇敢なるゲール人は尙も、より苦がく、氏族の「大主等」に對する其の山嶽浪漫的崇拜を贖はねばならなかつた。魚の馨は大主等の鼻に傳つた。彼等は其背後に、何等か利益の存することを嗅ぎつけた。そして海濱を倫敦の大魚商に賃貸した。ゲール人は又も驅逐されたのである(二百十九)。

(二百十九)此の魚取引に就ての興味ある事柄は、デヴィッド・アーカード著「紙挾。新叢書」の中に見出される。ナソー・ウキリアム・シーニョアは屢に引抄せる其の遺稿に於て、「スザラランドの處置をば、開闢以來最も有利なる所有地解放の一」と稱してゐる。



所が最後に、羊牧場の一部は獵場に再轉化される。人の知る如く、英蘭には嚴密なる森林は毫もない。高貴なる人々の獵苑にゐる鹿は、倫敦の市參事會員の如く肥大せる生來の家畜である。斯くて蘇格蘭は、『高貴なる慾情』の最後の隠れ場である。

一八四八年、サマーズは曰く、『高地蘇格蘭には、雨後の筍の如く新たなる森林が簇生してゐる。ガイックの此方側にはグレンフェシーの新林があり、向ふ側にはアードウエリキーの新林がある。同方面に、之も亦最近開かれたブラック・マウントの廣大なる荒地がある。東から西、アバーデーン附近からオーバンの巖峭地にかけて、今や一連の森林が延互し、又高地蘇格蘭の他地方にはロチ・アーカイグ、グレンガリ、グレンモリストン等の新林がある。小農民等の社會の中心たりし峡谷には羊が持込れた。そして彼等は其處を逐はれ、より粗硬にしてより、不毛なる地帯に於て生活を求むるに至つた。今や鹿は羊に取つて代り、而して又も微細なる小作農民等を驅逐しつゝある。かくて彼等は自然に、より粗硬なる土地、より摩礫的なる窮乏へと逐ひ遣られて行くであらう。鹿獵林(二百十九)と人民とは、共存する

ことは出來ぬ。いづれか一方が降服せねばならぬ。森林の數及び範圍が來たるべき二十五ヶ年中に於て、過ぐる二十五ヶ年中に行はれたる如く増大するとすれば、ゲール人は其故郷から消え去るであらう。……高地蘇格蘭の地主間に於ける此運動は、一部分は功名心に基き、一部分は娛樂に基くものであるが、……他のより、實地的な人々は、専ら利潤を目的として鹿貿易を營むのである。なぜならば、一の山脈は多くの場合、之れを羊牧場たらしむるよりは、之れを森林たらしむる方が所有者に取つて一層有利たるは事實であるから。……鹿獵林を求むる獵師は、其財布の大きさ以外の如何なる打算を以ても其入價を制限することはないのである。高地蘇格蘭に加へられた苦痛は、其苛烈の點に於て、殆どノルマン王等の政策が與へた苦痛に劣らぬ。鹿には廣大な範圍が與へられたが、人間は益々狹隘な範圍へと逐ひ遣られた。……人民の諸々の自由は、次から次へと奪はれて行つたのである。

……而して壓迫は日毎に甚だしくなつてゐる。地主等は、恰も亞米利加又は濠洲に於て樹木や叢林が開伐さるゝ如く、人民の掃蕩と驅逐とを、固定の一原理、農業上の一必然として遂行してゐる。而して此行作は靜謐裡に事務的に進行するの



である。云々(二百二十)。

(二百十九)蘇格蘭の鹿園林には一本の樹木も存して居らぬ。禿山から羊を逐ひ出し其後へ鹿を逐ひ遣る。そして之れを『鹿園林』と名づけるのである。隨つて美林さへも行はないのだ!

(二百二十)ロバート・サマーズ著『高地蘇格蘭よりの諸書翰、または一八四七年の飢饉』倫敦一八四八年刊、第一二—二八頁、隨處(4)之等の書翰は最初『タイムズ』紙上に公刊されたものである。英吉利の經濟學者達は、勿論、一八四七年に於けるゲール人等の飢饉をば其過剩人口に依つて説明した。兎もかく、彼等は其生活資料を『壓迫』してゐたのである。『所有地解放』または獨逸で謂ふ所の『農民追放』は、獨逸に於ては特に三十年戦争後に行はれ、一七九〇年に至ても尙撤退選舉侯國に於て農民一揆を喚び起した。其れは殊に、東獨逸に蔓つたのである。普魯西の大抵の地方に於ては、フリードリヒ二世が始めて農民に所有權を確保した。シレジア征服後、彼は地主等をして小屋、穀倉等の再築を行はしめ、農民の所有地に家畜や用具を供給せしめた。彼れは其軍隊の爲めに兵士を要し、其國庫の爲に納稅義務者を要したのである。兎もかく、農民がフリードリヒの專制的官僚的封建主義的財政組織及び混淆的行政の下に如何に愉快なる生活を送つたかは、彼れの崇拜者たるミラボールの左記文言に依つて之れを見ることが出来る。『亞麻は北獨逸に於ける農民の最大なる富の一たるものである。然しながら其れは、人類に取つては不幸にして極端なる窮乏を防止するの一手段を提供するに過

ぎず、福祉の源泉は之れを提供しないのである。直接税、徭役、有らゆる種類の勞役等は、獨逸の農民を壓迫してゐる。彼れは又、自己の購ふ總ての物に就て間接税をも支拂ふのである。……而して其滅亡を全からしむるとは、彼れが自己の欲する場所と方法として其生産物を販賣する能はざること、是れである。彼れは又、より安價で自己に商品を提供するを欲する所の商人から必需品を購ふことを敢てしないのである。之等すべての原因は、不知不識彼れを破滅せしめる。そして若し紡績業なかりせば、彼れは規定の期日に直接税を納入し得ないであらう。蓋し紡績業は、彼れの妻、彼れの子女、彼れの婢、婢及び彼れ自身を有用に勞働せむしるに依つて、彼れに一の財源を提供するものである。されど斯くの如き補助手段を有するとしても、何と云ふ貧弱な生活であらう!夏季には彼れはガリ―船奴隷のやうにして耕作並に收穫勞働をする。彼れは九時に寝ね二時に起きて専ら勞働に携はる。冬季には、本當は大いに休息して其力を恢復せねばならぬ譯だが、若し納稅用の貨幣を得る爲に其作物を販賣せねばならぬとすれば、食用及び播種用の穀物は毫も残らぬことになるであらう。そこで彼れは、此缺を補はんが爲に、紡績に従事する。此任事に於て、彼れは最大の精勵を盡さねばならぬのである。斯くて農民は、冬季には夜中又は午前一時に寝て、五時又は六時に起きる、又は九時に寢て二時に起きる。而して之れは日曜を除き、毎日行はれることである。斯くの如き過度の不眠と勞働とは人間の性質を消耗し去り、斯くて男女とも田舎に於ては都會に於けるよりも遙かに早く老い込むと云ふ結果が生ずる』(ミラボール著『普魯西君主國』



倫敦、一七八八年刊、第三卷、第二一二頁以下。

第二版追加——一八六六年四月、右に引抄せるロバート・サマーズの著書の刊行後十八年に、教授レオネ・レグキは技術協會に於て、羊牧場の鹿獵林化に就て一の講演をした。彼れは此講演に於て、高地蘇格蘭に於ける荒蕪の増進を描述してゐる。彼れは就中曰く、『人口消滅と羊牧場化とは、費用なしに收入を得る最も便利な手段であつた。…羊牧場に代つて鹿獵林の現はるゝことは、高地蘇格蘭に於ける通例の一變化であつた。地主等は嘗て人々を其所有地から驅逐せる如く羊を驅逐して、新たな小作者たる野獸と鳥とを歓迎した。フォールファアシーアに於けるダルフハウジー伯の所領からジョン・オグロイツに至る間、森林地は間断なく續いてゐる。…之等森林の多くに於ては、狐、山猫、黄鼬、臭猫、鹿、高山野兎等が普通であるが、最近また家兎、栗鼠、鼠等も入込んで來た。斯くて蘇格蘭の統計中に大抵は稀有の肥沃と廣袤とを有する牧場として示されてゐる尅大なる地帯は、總ての耕耘及び改善から除外され、専ら一年の短期間僅少人の娛樂に委せらるゝに至つたのである。』

一八六六年六月二日の『倫敦エコノミスト』紙は言ふ——『先週之二蘇格蘭新聞の報道記事中に曰く…「スザイランドに於ける最良小作羊牧場の一にして最近一千二百磅の年地代を提供されたものは、今年、現小作契約の満期となると共に、鹿獵林に轉化されることになつてゐる」と。此場合我々は、封建制の近世的本能が、かのノルマン人ウヰリアム公がニュー・フォレストを造り出す爲に二十六ヶ村を破壊せる當時働いたと同様に

作用しつゝあるを見る。蘇格蘭に於る若干の最肥沃地を含む二百萬エーカーの土地は…全く荒蕪に委せられてゐる。グレン・チルト地方の自生草は、パイス州に於ける最も榮養に富む草の中に數へらるゝものであつた。ベン・アウルダーの鹿獵林は、廣大なるペードノック地方に於ける最良の牧地であつた。ブラック・マウント林の一部は、蘇格蘭に於ける黒面羊の最良牧場であつた。純娛樂の目的を以て荒蕪に委せられてゐる蘇格蘭の土地が如何に廣大なるかは、それがパイス全州よりも大なる一面積を占むると云ふ事實に依つて之れを知ることが出来る。我々はベン・アウルダーの森林に含まるゝ資源に依つて、強制荒蕪に基く損失が如何に大なるかを推知し得るであらう。即ち此森林の土地は一萬五千頭の羊を養ふを得べく、而も其れは蘇格蘭に於ける古林地全體の十三分の一を超えなかつたのである。…此の森林は悉くみな不生産的のものであつて…北海の水底に陥没したも同然である。…斯くの如き即製的荒蕪又は荒蕪は、立法の斯乎たる干渉に依つて之を抑止すべきである。』

寺領の奪取、國有地の詐偽的割讓、共同地の盜掠、横奪的なる又顧慮する所なき威嚇主義を以て遂行されたる、封建的並に民族的所有の近世的私有化等は、本來的蓄積の、丁度それと同數の牧歌的方法であつた。之れ等の方法は、資本制農業に勝利を與へ、土地を資本に併合せしめ、都市的産業の爲に、釋放された自由プロレタリアの必要供給を造り出したのである。



(三) 十五世紀末以降行はれたる被收奪者に對する  
 殘虐なる立法。勞銀低減の法律

封建的家臣團の解體及急激なる暴力的土地收奪に依つて驅逐された人々——此の釋放された自由プロレタリアは、自己が世に突き出されると同時に新興マニユファクチュアに依つて吸收されることは不可能であつた。他方に於て、其慣れたる生活軌道から突然投げ出された之等の人々は、さう突然には新狀態の訓練に順應することが出来なかつた。彼等は、一部分は趣好から、大抵は事情の強制に依つて餘儀なく、大糧めに乞食、盜賊、浮浪者などと化した。かくて十五世紀末、及び全十六世紀中、歐羅巴全體を通じて浮浪者に對する殘虐なる立法が生じたのである。現勞働者階級の父たちは先づ、自己が餘儀なく浮浪人及び被救恤的窮民と化せることに對して懲罰を受けた。立法は彼等を「自發的」犯罪者として取扱ひ、彼等がもはや存在せざる舊事情の下に勞働を續くると否とは、其の善意に懸るものと假定した。

英吉利に於ては、右の立法はヘンリー七世の下に始まつた。

ヘンリー八世(一五三〇年)——老年にして勞働能力なき乞食等は、乞食するの許可を與へられる。されど身體頑丈なる浮浪等は鞭打と監禁とを與へられる。彼等は荷馬車の後ろに繋いで鞭打たれ、其身體から血が滴る迄に至らしめられた後、自己の生地へなり最近三年間居住した場所へなり立ち歸つて、「勞働に携はる」と云ふ誓を立つべきである。何と云ふ恐ろしい皮肉だらう！ヘンリー八世の治世第二十七年に、従前の法令は繰返され、而も新たなる諸追補を以て強められた。二度目に浮浪罪で捕まると、犯人はまた鞭打たれ耳を半分切り取られるが、三度目に捕まると重罪犯人及び公共の敵として處刑されるべきである。

エドワード六世——其の即位第一年に制定された一法令は、勞働を拒みたる者は之れを懶惰者として摘發せる當人に奴隸として引渡すべきことを規定してゐる。主人はパンと水と、稀弱なる飲料と、自己が適當と見做した屑肉とを以て、其奴隸を養ふべきである。彼れは鞭と鎖とを以て、其奴隸に如何に厭なものでも有らゆる勞働をさせる權利を有してゐる。逃亡十四日間に及ぶと、奴隸は終身奴隸たらしめられる。そして額又は背にSの字を烙印され、三度目に逃亡すると叛逆者



として處刑さるべきである。主人は、他の動産や家畜と全く同様に彼れを販賣し遺贈し、奴隸として賃貸する事が出来る。主人に逆つて何事かを企圖する時は、奴隸等は又處刑される。治安裁判官は訴出に従ひ、斯る者共を搜索せねばならぬ。浮浪者にして三日間無爲に暮らすことあらば、之れを其生地連れ行き、眞赤に焼いた銀を以て其胸にVの字を烙印し、同地に於て鎖に繋いだまゝ、街路勞働又は其他の勞役に使用すべきである。虚偽の生地を申立てたる時は、刑罰として其地の居民なり自治體なりの終身奴隸たらしめ、Sの字を烙印すべきである。如何なる人も浮浪者から其子女を取り去り、之れを徒弟として男子は二十四歳まで、女子は二十歳まで止め置く權利を有してゐる。彼等は逃亡すると右の年齢まで主人の奴隸たるべきであり、主人は欲する儘に之れを鎖に繋いだり鞭打つたりなどすることが出来る。すべての主人は其奴隸の首、腕、又は脚に鐵の環を嵌め、以て之れを見分け易くし、より確實に保有するを許される(三百二十一)。此法令の最終部分は、町村なり一個人なりが、自から進んで飲食を給し、又勞働を見つけてやる一定貧民に對して、之れを使用し得べきことを規定してゐる。此種の教區奴隸は「巡歴夫」

てふ名稱の下に、十九世紀のズット中頃まで英吉利に保存されてゐた。

(三百二十一)「貿易及び商業論、一七七〇年刊」の著者は述べて曰く、「エドワード六世の治世に、英吉利人は實際眞銀にマニユファクチュリーアの獎勵及び貧民の使用を始めたやうに見える。此事は「總べての浮浪者は烙印せらるべし」云々を規定せる顯著なる一法令に依つて之れを知ることが出来る。」

エリザベス女王(一五七二年)——十四歳以上にして許可證を有せざる乞食に對しては、之を二年間雇入れんとする者なき時は、烈しく鞭打ちて左の耳朵に烙印すべきである。十八歳以上の者で再び捕まつた場合、之を二年間雇入れんとする者なき時は、刑に處せられ、三度目に捕まると、容赦なく叛逆者として處刑される。之れと同様の法令——エリザベス女王第十八年法(第一三章)及び一五九五年法(三百二十一)。

(三百二十一)トマス・モリス(モリア)は其著『理想郷』中に述べて曰く、「斯くて、其生地の眞の疫病なる食糞飽くなき慾張屋は、幾千エーカーの土地を一纏めにして之れを播又は垣にて圍ひ、或は暴力及び不法手段を以て所有者等を苦め其有する一切を取賣せざるを得ざるに至らしめ得ると云ふ状態が生ずる。彼等哀むべき愚直な窮乏者——男も、女も、良人も、妻も、孤兒も、寡婦も、乳呑兒を抱へた傷ましき母親も——賣力は乏しいが人数は多



き(農業には多数の人手が要るから)彼等の一家全體は、曲げるなり挫くなり、何等かの手段に依つて、立退きを餘儀なくされるのである。彼等は住みなれた家を立ち、身を休める場所も見出し得ずトボクと惶ひ行く。彼等の家具類は何等の値打なきものであるが、他の場合であつたなら其れを賣つて幾許かの錢を得るとも出来るであらうが、何しろ突嗟の場合のとして、捨て賣りするの外はない。そして一文なしになるまで惶ひ歩いた揚句の果は、盗みをして結局法律の有ゆる形式を以て送られるか、それとも乞食をするかの外に道はないのである。が、乞食をすれば、今度は勞働せずに惶ひ歩くと云ふ廉て浮浪者として獄に繋かれる。彼等は勞働したいは山々だが、何人も勞働させて呉れないのだ。』トマス・モルスが強ひて盗人になつたのだと述べてゐる之等の哀れむべき被追放者の中から、『七萬二千人の大盜小盜がヘンリー八世の治下に處刑された』(ホリングシェッド著『英國記』第一卷、第一八六頁)。(44) エリザベス女王の時代に『無賴者はソロク』と列をなして繋かれた。而して實に三百又は四百人の者が絞首臺に吸ひ込まれざる年はないと云ふ常態であつた』(ジョン・ストライプ著『エリザベス女王の聖代に於る宗教の改革並に設定及英國國教會に生じたる其他諸事變の編年記』第二版、一七二五年刊、第二卷)。(45) 此同じストライプに依れば、サマーセット州に於ては一年間に、處刑を受けたる者四十人、烙印されたる者三十五人、鞭打たれたる者三十七人、『矯治の望みなき浮浪者』として釋放されたる者百八十三人に及んだ。されど彼れは曰く、『斯る多数の囚人も、裁判官の怠慢と人民の愚劣なる同情とに基き、實際の犯罪者數の五分の

一をも含まぬ』と。而して彼は附言して曰く『此點に於て、英蘭の自餘諸州はサマーセット州以上に良好ではなく、若干州に至つては寧ろ一層不良なのである』と。

ジェームス一世——放浪し乞食する者は、無賴者及び浮浪者と見做される。輕罪即決法廷に於ける治安裁判官は、彼等を公然鞭打たしめ、初犯者は六ヶ月、再犯者は二ヶ年の禁獄に處するの權能を有してゐる。入獄中は、治安裁判官の適當と認められた都度、又適當と認めただけ、之を鞭打たしむることが出来る。……矯治の望みなく危険性なる無賴者に對しては、其の左肩にRの字を烙印して懲役に就かしめ、再び乞食として捕へられたる時は、容赦なく之れを處刑すべきである。十八世紀初葉に至るまで有效であつた之等の法令は、アン女王第十二年法令(第二三章)に依つて始めて廢止された。

十七世紀中葉、巴里に一の浮浪者王國(66)が設けられた佛蘭西に於ける、同様の法律。ルイ十六世の初期に於ても尙、十六歳より六十歳に至る強壯者にして、生活資なく何等かの職に従事し居らざるものは、ガリイ船の奴役に服せしめられる規定であつた。ネザールランドに對するカール五世の法令(一六一四年三月十九日)、和



蘭の州及都市に關する第一勅令(一六一四年三月十九日)、聯合州の『告示』(一六四九年六月二十五日)等も亦同様のものである。

斯くの如くにして、強行的に土地を收奪され、驅逐されて浮浪者と化された農民は、奇怪に威嚇的な法律に依り、鞭打と烙印と苛責とを以て賃銀労働の制度に必要な訓練を仕込まれたのである。

一方の極には労働諸條件が資本として現はれ、他方の極には自己の労働力の外賣るべき何物をも有せざる人々が現はれると云ふことだけでは充分でない。又彼等が自發的に自己を販賣するを餘儀なくされると云ふことだけでも充分でない。資本制生産の進行中、教育や、因襲や、習慣などの結果、此生産方法の要求を自明の自然律と認める所の労働者階級が發達して來る。完成せる資本制生産行程の組織は、總ての抵抗を打破し、相對的過剰人口の絶え間なき造出は、労働の需給律隨つて又労働を資本の價值増殖慾に應當せる一軌道内に保持し、經濟的事情の無言の強制力は資本家の労働者支配を封印する。經濟的以外の直接の暴力も、依然使用されることは事實であるが、然しそれは例外たるに過ぎぬのである。事態の進

行が常軌を逸せざる限り、労働者は『生産の自然律』換言すれば資本に對する自己の隷從——生産諸條件その者から發生し、生産條件に依つて保證され永久化される所の——に委せられる。所が資本制生産の歴史的創生期中にあつては、さうてはない。新興ブルジョアは、労働を『調節』し、換言すれば之れを貨殖に適合せる制限内に保持し、労働日を延長し、労働者自身を標準程度の隷從に保持すべく、國家の強力を必要とし、又それを使用する。之れ、謂ゆる本來的蓄積の本質的一要素なのである。

十四世紀後半期中に成立せる賃銀労働者階級は、當時及其翌世紀に於ては極めて少數の人民部分たるに過ぎず、田舎に於ける獨立自作農民制度及都市に於けるツンプト制度に依つて、著しく其位置を保護されたものであつた。田舎に於ても都市に於ても、雇主と労働者とは社會的に密接してゐた。資本に對する労働の隷從は、形式的たるに過ぎなかつた。換言すれば、生産方法その者はまだ何等の特別資本制的な性質を有さなかつたのである。資本の可變部分は、其不變部分を著しく凌駕してゐた。かくて賃銀労働の需要は、資本の蓄積行はるゝ都度急激に増大し



たが、而も賃銀の供給はたゞ徐々と隨行するに止まつてゐた。國民的生産中、後に至り資本の蓄積基金に轉化せる少なからざる部分は、當時尙勞働者の消費基金中に入るものであつた。

最初から勞働者の搾取を目的とし、而して其進行中も絶えず等しく勞働者に敵抗せる、賃銀勞働に就ての立法(二百二十二)は、英蘭に於ては一三四九年に於けるエドワード三世の勞働者法令を以て始まる者である。佛蘭西に於て此法令に相當するものは、國王ジャンの名を以て發布せる一三五〇年の勅令これである。英佛兩國の立法は互ひに並行して進み、内容に於ても一致してゐる。勞働者法令が勞働日の延長を強行しやうとする點は、予の既に(第八章、第五節)究明せる所であるから、此點に就ては予は勞働者法令に立戻らぬこととする。

(二百二十二)アダム・スミスは曰く『立法が雇主と其勞働者との間の争議を調停せんとする時、其の相談相手はいつも雇主である』と。リッゲは言ふ。——『法律の精神は所有なり』と。

勞働者法令は、下院の切なる要求に依つて制定されたものである。トリー派の

一人は素朴に言ふ。——『従前、貧民等は産業と富とを危くするほどな高賃銀を要求してゐた。今では、彼等の賃銀は従前と同じく、恐らく又従前以上に、但し異つた様式で、産業と富とを危くするほどに低いのである』(二百二十三)と。都市と田舎、請負仕事と日仕事とに就て、一の法定賃銀率が確立された。田舎勞働者は年傭され都市勞働者は『自由契約にて』雇傭さるべきである。法定以上の高賃銀を支拂ふことは禁ぜられ、之れに違犯するものは禁獄に處せられる。されど法定以上の高賃銀を受くる者は、其れを支拂ふ者よりも酷に處罰せられる。斯くてエリザベス女王の徒弟法令第一八及一九節に於ても尙法定以上の高賃銀を支拂つた者は十日間の禁獄に處せられるが、反對に斯る賃銀を受けた者は二十一日間の禁獄に處せらるべきことを規定してゐた。一三六〇年の一法令は刑罰を一層酷ならしめ且つ體罰に依り法定賃銀率にて勞働を強取するの權を雇主に附與した。石工及び大工が依つて相互に拘束し合へる一切の聯合作業、契約、誓約等は無効とせられ勞働者の集團は、十四世紀より、集團禁止法廢止の年たる一八二五年に至る迄、重犯罪として取扱はれた。一三四九年の勞働者法令及び其れより派生せる諸法律の



精神は賃銀の最高限は國家に依つて命令せられたに相違なきも、最低限は決して命令されなかつたと云ふ事實の裡に、明かに現はれてゐる。

(二百二十三)一辯護士著『自由貿易の論辯』倫敦、一八五〇年刊、第五三頁。彼は意地悪く附言して曰く『我々は常に雇主の爲に容喙しやうと充分待構へてゐた。今や被働者の爲に何事もなされ得ないのであるか?』と。

十六世紀に至り労働者の状態は、人の知る如く、極めて悪化した。貨幣賃銀は昂騰したが、然し貨幣が下落しそれに準じて物價が騰貴した割りには昂騰しなかつた。即ち賃銀は、事實上低減したのである。しかも賃銀低減を目的とする法律は『何人も雇入るゝを欲せざる』人々に對する、耳切りや烙印と共に存續してゐた。エリザベス女王第五年の徒弟法令第三章に依つて、治安裁判官は若干の賃銀を確定し、之れを季節及び物價に準じて變更するの權を授けられた。ジェームス一世は此労働規定をまた織工、紡績工及び出来るだけ多くの種類の労働者にも及ぼさしめ(二百二十四)デオード二世は、労働者の集團を取締れる法律をば、有らゆるマニユアアクチュアに及ぼさしめた。

(二百二十四)ジェームス一世第二年の法令第六章中の一項に依り、我々は、若干製布業者等が治安裁判官として公式に自己の作業場に對し賃銀率を命令するの舉に出たことを知る。——獨逸に於ては、賃銀低減を目的とする法令は別して三十年戰役後に頻繁であつた。『人口稀少なる土地の地主等を取つて、僱婢及び労働者の不足は極めて厄介なことであつた。すべての村民は獨身の男女に部屋を賃貸することを禁ぜられ、斯る宿泊者ある時はすべて之れを官廳に届出で、若し僱婢たるを欲せざる時は、日賃銀を受て農民の爲に播種をなすか、又は穀物買入さへの如き他の活動に依つて生活せる場合と雖も——之れを賦に投すべきであつた(シレジアに對する帝國の特權及法令、第一章第一二五條)。全一世紀を通じて、苛酷な條件に従ふを欲せず法定賃銀に満足するを欲せざる、惡心あり我儘なる無賴者に就ての痛嘆が、繰返々々々地主等の布告中に現はれてゐる。個々の地主は州が賃銀率を以つて定めた以上の高賃銀を支拂ふとを禁ぜられる。それでも三十年戰役後に於ける服務條件は、それから百年後に比べて往々優るものがあつたのである。一六五二年にはまだシレジア農僕は一週に二度肉を食してゐた。然るに現世紀に入つてからも、農僕が年に三回切り肉を食せぬと云ふ地方が其同じシレジアに存してゐたのである。又日賃銀も、三十年戰役後に在つては、其後の諸世紀に比べて優つてゐた』(グスタフ・フライタゲ)。

嚴密のマニユアアクチュア期中、資本制生産方法は賃銀の法律上の調節をば不要にして且つ實行不可能のものたらしむるに充分鞏固となつたが、それでも



力階級は、必要の場合の用意として舊工廠の武器を缺かさず、備へて置きたかつのである。デューク二世第八年の法令は、尙、倫敦及其附近の裁縫職人に對して、公喪の場合を除き二志七片以上の日賃銀を支拂ふを禁じ、デューク三世第十三年の法令(第六八章)は、尙、絹織工に對する勞銀調節を治安裁判官に一任してゐた。一七九六年に於ても尙、勞銀に就ての治安裁判官の命令は、之れを非農業勞働者に對しても適用し得べきや否やを定むるには、高級諸法廷に於ける二重判決を必要とし、一七九九年に於ても尙一議會條例は、蘇格蘭坑夫の賃銀はエリザベス女王の一法令及び一六六一年並に一六七一年の兩蘇格蘭條例に依つて之れを調節すべきことを規定してゐた。此間、事態が如何に激變せるかは、英國下院に於ける未曾有の一事件が之れを證明してゐる。英國下院に於ては、勞銀が其れ以上に騰ること、を絶對に許されざる最高限に就ての法律が、四百餘年來製造されてゐたのであるが、一七九六年ホイットブレットは、農業日傭勞働者に對する法定賃銀最低限案を同院に提出した。ビットは此案に反對したが、然し「貧民の狀態が慘澹たりし」とは之れを認め、最後に、一八一三年に至つて、賃銀調節に關する諸法律は廢止

された。之等の法律は、資本家が自己の私的立法に依つて工場を調節し、救貧税に依つて農業勞働者の賃銀を必要缺くべからざる最低限に達するまで補充するを得せしむるに至りし以來、馬鹿々々しき一變則となつてゐたのである。雇主が契約に違犯した場合には、民事訴訟のみを許すに止まるが、勞働者が契約に違犯した場合には、刑事訴訟を許す所の、雇主對賃銀勞働者間の契約、告知解除その他に關する勞働法令の諸規定は、今日に至るまで尙滿開狀態を呈してゐる。

集團を取締れる殘酷なる法律は、一八二五年、プロレタリアの脅威的態度の前に倒れた。だが其れは、僅かに一部分倒れたに過ぎぬのである。舊法令の美しき若干斷片は、一八五九年に至り始めて消滅した。最後に、一八七一年六月二十九日の議會條例は、法律上勞働組合を承認することに依つて、斯る階級立法の最終痕跡を除去しやうとした。然るに同日附の一議會條例(暴行、脅迫及妨害に關する刑法改正に就ての條例)は、事實上舊來の狀態を新たなる形に於て再興したのである。斯る議會的手品に依つて、罷工又は締出(相互盟約せる工場主等が同時に其工場を閉鎖して行ふ罷業)の際、勞働者等が使用し得る手段は、普通法から引抜かれて格外的



刑法——其解釋は治安裁判官たる資格に於ける工場主等自身に一任されたる——の下に屬せしめられた。其の二年前、同じ下院及び同じグラッドストーン君は人の良く知る公明正大なる道方で、労働者階級を取締れる總ての格外的刑法を廢止すべき一法案を提出したのであつた。されど其れは二議會以上に及ぶことを許されなかつた。かくて問題はダラ／＼に長引かされ、遂に「大自由黨」はトリア黨と聯合し、勇を鼓して斷然、自己を權勢の地位に引上げて呉れたプロレタリアに背反するの舉に出たのである。「大自由黨」は此背信を以て満足せず、「陰謀」に就ての既に廢止された法律をまた掘り出して之れを労働者の集團に應用することを、權力階級の爲めに絶えず尾を振つてゐる英國裁判官等に許した。我々は見る——英國議會は五世紀間に互り、破廉恥なる利己主義を以て、みづから労働者に對する資本家の一常設労働組合たる位置を保持したものであるが、斯る經歷を有する同議會が罷工及び労働組合を取締れる法律を斷念したのは、たゞ厭々ながら、衆民の壓迫の下に餘儀なくなせるに過ぎぬことを。

革命動亂の初期早くも、佛蘭西のブルジョアは、労働者から其贏取したばかりの

團結權を又挽ぎ取るとを敢てした。彼等は一七九一年六月十四日の法律に依つて、總ての労働者集團をば五百リッタルの罰金並に一ヶ年の現有公民權剝脱を以て處罰すべき、「自由及び人權宣明に對する加害」なりとした(二百二十五)。資本對労働の競争戦をば國家警察權を以て資本に好都合なる制限内に強制的に押込めた此の法律は、革命及び王朝轉變後にも尙ほ存続した。恐怖政治でさへも、それを其の儘にして置いたのだ。それは極く最近に至り、漸く刑法典中から削除されたに過ぎぬのである。

(二百二十五)此法律の第一條に曰く、「同一階級及同一職業に屬する有らゆる種類の集團を絶滅するは、佛蘭西憲法の一基礎たるが故に、如何なる口實、如何なる形式を以てするも、之れを再實施するは禁ずる所なり」第四條は宣明して曰く、「同一の職業、技術又は手工業を營む市民等が同盟して其産業又は労働に携はるを拒絶し、或は一定の價格に對してのみ之れに従事せんと目的を以て、相互に評議協約をなす時は、斯る評議協約は……之れを違憲にして自由及び人權宣明に對する加害と(隨つて舊労働者法に於けると全く同一の國事犯と)見做すべきなり」云々。(『巴里の革命』巴里、一七九一年刊、第三卷、第五二三頁)の。

此ブルジョアのクーデターの口實以上に特徴的なる者はない。右の法律に就



ての報告委員シアブリエーは曰く、『勞銀が現在に於けるよりも増進し、其れを受ける者が生活要品の缺乏に基く殆ど奴隸状態に等しき絶對的隷従より免るゝは望まじきとであるが』、さりとて勞働者等は自己の利害に就て相互協議をなし、又は同盟的行動に出て、かくして『殆んど奴隸状態に等しき其の絶對的隷従』を輕減せんとしてはならぬ。なぜならば、彼等は正に斯くすることに依つて『其舊來の親方、今の企業者の自由』(勞働者等を奴隸状態に維持するの自由)を毀損し、且つ舊來の手工組合親方等の専制に敵抗する集團は——それが何うするの當て、見よ！——佛蘭西の憲法に依つて廢止せられたる手工組合を復興するものであるから！(二百二十六)と。

(二百二十六)ビュシエー及ルー共著『議會史』第一〇卷、第一九三—一九五頁(註)。

#### (四) 資本家的小作農業者の發生

我々は釋放された自由プロレタリアの強行的造出、此プロレタリアを賃銀、勞働者化する殘虐なる訓練、警察力に依つて勞働の搾取率を増進し、以て資本の蓄積を増大せしめたる主要にして國家的なる汚辱的行動等を考察したが、更らに、資本家

は元來何處から來たかと云ふ問題が起る。蓋し農民に對する收奪は、直接にはただ大地主を造り出すに止まるのである。小作農業者の發生に就ては、我々は謂はば其れを手索りすることが出来る。なぜならば、其れは幾世紀にも互つて轉展し來たれる徐々たる一行程であるから。農奴自體並に自由な小地主等は、種々様々な所有事情のもとにあつた、隨つて又種々様々なる經濟的條件のもとに解放されたのである。

英吉利に於ける小作農業者の最初の形態は、みづから農奴たるベリッパこれである。彼れの位置は古羅馬のサイリクス(註)の位置に類似し、たゞ其活動部面がより狭小なだけである。十四世紀の後半期中に彼れは、地主から種子や、家畜や、農具などの供給を受くる小作農業者に依つて取つて代はられた。此小作農業者の状態は、自作農民の状態と著しく異なる者ではない。たゞ彼れは、より多くの賃銀勞働を搾取するだけである。彼れは應て、半小作農業者たるメテヤ(註)となつた。彼れは農業資本の一部を提供し、地主は他の部分を提供して、總生産物を契約に定めた割合で相互に配布するのである。此形態は英吉利に於ては急激に消滅し、賃



銀労働者を使用して自己の資本を増殖し、而して餘剰生産物の一部をば或は貨幣或は現物の形で地代として地主に支拂ふ所の、眞の小作農業者に依つて取つて代はられた。

十五世紀中、獨立農夫や、賃銀勞務と同時に自作をなせる農僕が、自己の勞働に依つて自から富を積んで居た間は、小作農業者の状況と其生産部面とは等しく平凡たるを免れなかつた。十五世紀の七十年代に始まり、殆んど全十六世紀中（但し其最後の數十年を除く）繼續せる農業革命は、農民を貧窮にしたと同じ急速力を以て小作農業者を富裕者にした（二百二十七）。共同地の收奪その他は、殆ど無料にて自己の畜産を著しく増大するとを彼れに許し、家畜は又土地耕耘上より豊富なる肥料を彼れに供給したのである。

（二百二十七）ハリソンは其の英國記中に曰く「從前四磅であつた地代は恐らく四十磅に増大したが、それでも小作農業者は其小作契約満了の際、六ヶ年又は七ヶ年分の地代五十磅乃至百磅を貯蓄し居らざる時は、業務頗る思はしくなかつたと考へる」と。

十六世紀に至り、更らに、極めて重要なる一要素が加はつた。當時、小作契約は長

期にして九十九ヶ年に互るものも屢々あつた。貴金屬隨つて又貨幣の價值が絶えず低落せるとは、小作農業者等に黄金の果實を齎らした。此低落は——曩に考究せる他の總ての事情は暫く措き——勞銀を下落せしめた。勞銀の一部は小作利潤中に加へられた。穀物、羊毛、肉等、約して言へば一切農産物の絶え間なき價格昂騰は、小作農業者側に於ける何等の努力なしに、其の貨幣資本を増大した。而も彼れの支拂ふべき地代は、舊來の貨幣價值を標準として契約されたものであつた（二百二十八）。斯くて彼れは、其の賃銀労働者と地主とを同時に犠牲として、富を積んだのである。されば、十六世紀末の英吉利が、當時の状況に鑑みて富裕なる、「資本小作農業者」階級を有したことは、毫も怪むを須ひないのである（二百二十九）。

（二百二十八）十六世紀に於ける貨幣の價值低落が、社會の各種階級に及ぼせる影響に就いては、蘇格蘭認師なる紳士著『現今本邦人の各種方面に通例なる若干不平に就ての概略的又は簡單なる一調査』（倫敦、一五八一年刊）を見よ。此書は問答體に書かれてゐる爲、世人は久しく之れをシェイクスピアの手になれるものと信じ、一七五一年にも尙彼れの名の下に刊行された。此書の著者はウキリアム・スタッフオードである。同書中の或箇所で騎士は斯う推論してゐる。



騎士——『予の隣人にして農夫なる汝、雜貨商なる汝、銅鍛治匠その他の手工業者なる汝——汝等は眞に自己の利益を擁護する事が出来る。なぜならば今や總ての物は、従前に比べて騰貴してゐるが、汝等が賣る品物や勞働も亦夫だけ高價となつてゐるから。然るに我々は賣るべき何物も有たぬので、單に高價となつた品物を買ふのみで、高價となつた品物を賣るとに依つて其れを補ふ道がないのだ。』他の箇所に於て、騎士はドクトルに問ふて曰く『貴方の仰つしやるのは何んな人々の事ですか？先づ其際少しも損を蒙らない人と云ふのは？』——ドクトル『それは賣り買ひして生活してゐる總ての人々の事です。なぜと云つて、之れ等の人々は、物を高價に買ひますが、次いでまた高價に賣るからです。』——騎士『では、貴方が其際儲けをすると仰つしやるのは何んな人々のことですか？』——ドクトル『それは元の儘の地代を納めて小作地を耕してゐる總ての人々のことです。なぜと云つて、之等の人々は舊相場で支拂ひ、新相場で賣るからです。つまり其の土地に就て支拂ふ地代は安いのに、其土地に出来る作物は之れを高く賣るのです……』——騎士『では、其際右の利益よりも大きな損を蒙ると仰つしやるのは何んな人々のことですか？』——ドクトル『それはすべての貴族、騎士、其他固定の地代なり給料なりで生活し、自ら土地を耕したり賣り買ひしたりせぬ人々のことです。』

(二百二十九)佛蘭西に於ては、中世紀の初葉封建諸侯に對する給付の管理人たり徴集者たりレデシネーア<sup>(66)</sup>は、總て、收斂、欺瞞等に依つて一躍資本家と妖變せるオムダフェール<sup>(67)</sup>(實務家)となつた。之等のレデシネーアは往々みづからが貴族であつた。例へば

『これは、パーガン侯伯に納入すべき一三五九年十二月二十五日より一三六〇年十二月二十八日に至る地代に就て、ベサンソンの城守リアック・ド・トレイン氏が借地人に提出せる計算書である』(アレキシス・モンテュー著『重要稿本史』第二四四頁)。社会生活の有らゆる部面に於て、如何に最大の配當が仲介者の有に歸するかは、既に此場合に現はれてゐる。例へば經濟的部面に於ては、金融業者、株式取引業者、卸商人、小賣商人等は、業務のクリームを掬ひ取つて了ひ、民法に於ては辯護士は依頼人から捲き上げ、政治に於ては議員は選舉人、大臣は主權者よりも重要であり、宗教に於ては神は『仲介者』(基督)に依つて背後に押し遣られ、『仲介者』は又善き牧者と其羊との間の避け難き仲介者なる祭司に依つて押し遣られて了ふ。英吉利に於ける如く佛蘭西に於ても、大なる封建諸領は無数の小農地に分割されたが、それは農民に取つて英吉利とは比較にならぬ程不利益な條件の下に行はれたのである。十四世紀中に小作地<sup>(68)</sup>が出現した。其數は絶えず増大し、十萬を遙かに超えたのである。之等の小作地は、生産物の十二分の一乃至五分の一に互る地代を、或は貨幣或は現物で支拂つた。斯る小作地は、其領域——その多くは僅々數モルゲンに過ぎぬ所の——の價値及び範圍に従つて、或は封土<sup>(69)</sup>、或は副封土<sup>(70)</sup>等であつた。之れ等の小作地は總て、其土地の住民に對して、何等かの等級の裁判權を有してゐた。裁判には四箇の等級があつたのである。之等すべての小暴君の下に、農民が如何なる壓迫を受けたかは推知し得る所である。モンテューに依れば、當時佛蘭西には十六萬の法廷があつた。而も今日の佛蘭西ならば、治安裁判法廷をも込めて四



千あれば充分なのである。

(五) 農業革命が工業に及ぼせる反作用。

工業資本に對する國內市場の造出

間歇的にして絶えず更新せられたる農民に對する收奪及び驅逐は、我々の既に見た如く、全然ツンプト事情の圏外に立てるプロレタリアの一塊りを繰返し々々都市の工業に供給した。之れは老アダム・アーンダーソン（ジェームス・アーンダーソンと混同すべからず）をして、其商業史中に攝理の直接の干渉を信ぜしめた所の幸運な一事情である。我々は尙暫らく、本來的蓄積の此要素に就て述べねばならぬ。獨立自作農民の稀薄化は單に——デニエオフロアサン・ヒラクルが、甲方面に於ける宇宙物質の濃厚化を、乙方面に於ける其稀薄化に依つて説明せる如く（二百三十）——工業オロレタリオの濃厚化を齎らしたのみではなかつた。耕耘者の數減少せるにも拘らず、土地は依然從來と同量又はより多量の産物を齎らした。なぜならば、土地所有事情の革命は耕耘方法の改善協業の増進生産機關の集中等を伴ひ農業上の賃銀労働者等はより能率的に労働せしめられた（二百三十一）上に、彼等が自

分自身の爲に労働せる生産範圍は益々縮小したからである。かくして農民の一部が遊離さると同時に、其従前の榮養資料も遊離されることとなる。此の榮養資料は、今や可變資本の素材的要素に轉化するのである。驅逐された農民は此の榮養資料の價值をば、自己の新主人たる工業資本家から勞銀の形で購はねばならぬ。國內農業の産物たる工業原料に就ても亦、生活資料に於けると同關係であつた。此原料は、不變資本の一要素に轉化したのである。

（二百三十）其著『自然哲學概論』（巴里、一八三八年刊）中。

（二百三十一）之れはサー・ジェームス・スチュアートが強調せる一點である。

例へば、フリードリヒ二世の時代に、いづれも——絹は紡績しなかつたが——亞麻を紡績せるウェストファリアの農民の一部は、暴力的に收奪されて土地から驅逐され、其殘部は大なる小作農業者の日傭労働者に轉化したと假定せよ。同時に大規模の亞麻紡績所及機械所が興り、『遊離者等』は今や其處で賃銀労働する。亞麻の外貌は全く従前の儘である。其絨維の一條と雖も變化しなかつた。然し其體には一の新たなる社會的靈魂が宿つたのである。今や亞麻は、マニユファク



チューリア業者の不變資本の一部を成してゐる。其れは以前には、みづから之れを栽培し自家族員と共に小量づつ紡績してゐた多數の小生産者間に配分されてゐたのであるが、今では、自己の爲に他人をして紡績せしむる一資本家の手に集中してゐる。亞麻紡績業に支出さるゝ格外労働は、従前には無數農家の格外收入、或はまたフリードリヒ二世の時代ならば、馬鹿々々しい租税<sup>(8)</sup>に於て實現されたものであるが、今では僅少資本家の利潤に於て實現されてゐる。紡錘や織機は、以前には地方一面に配分されてゐたのであるが、今では労働者や原料と同様、僅少の大労働營舎に詰め込まれてゐる。そして紡錘や織機や、原料は、紡績匠及び機織匠に取つての独立的生存の要具であつたが、今では彼等を指揮し<sup>(233-232)</sup>彼等から不拂労働を吸ひ取る要具に轉化してゐる。大なるマニユファクチュリア場や、大なる小作農地を眺めても、其等が多數の小生産場を打つて一丸となしたもので、多數の獨立小生産者に對する收奪に依つて成立せるものなることは見られないのである。されど無私なる觀察に錯誤はないのだ。

(233-232) 資本家は曰く、『子が汝等を指揮するに就て費す努力の報酬として、汝等の手

に存する僅少のものを予に與へると云ふ條件の下に、子は汝等を予に仕へさせてやらう』<sup>(8)</sup> ジアンジャック・ルソー著『經濟學論究』チエネヴァ、一七六五年刊<sup>(8)</sup>と。

革命の獅子ミラポールの時代には、大なるマニユファクチュリア場はまだ聯合マニユファクチュリア場<sup>(9)</sup>、換言すれば統合せる作業場——統合せる田畑てふ名稱ある如く——と呼ばれてゐた。ミラポールは曰く、『世人は、幾百の人々が一指揮者の下に労働する所の、通常聯合マニユファクチュリア場と稱する大マニユファクチュリア場のみに注意を拂ひ、反對に、極めて多數の労働者が、夫々個別的に、自己の計算を以て、従業する所のマニユファクチュリア場に對しては殆んど目もくれず之れを問題外に置く。之は非常な誤りである。なぜならば、民富の眞に重要なる一成分を成すものは、單り之等の個別的マニユファクチュリアのみであるから。……聯合工場は、一二人の企業者を非常に富ませるであらう。されど労働者は或は厚給或は薄給を受くる日傭人たるに止まり、毫も企業者の幸福に與かるものではない。反對に個別的工場に於ては、富裕となる者なきも、多數労働者は全體として幸福に暮してゐる。……勤勉にして節儉なる労働者の數は増大するであらう。



なぜならば、彼等は賢明なる生活方法、即ち活動をば、將來に對し重要なるものたり得ず幾分かマシに其日暮らしをさせる位が關の山なる、少許の賃銀増騰を獲得すべき一手段と見ず、自己の状態を本質的に改善すべき一手段と見るからである。……個別的マニユファクチュアは、大抵は小農業と結合し居るものであつて、實に唯一の自由マニユファクチュアである(二百三十三)。農民の一部に對する收奪及驅逐は、工業資本の爲に労働者と並んで其の生活資料及労働材料を遊離せしむるのみではない。其れは又、國內市場を造り出すのである。

(二百三十三)前掲ミラボー著『普魯西君主國』論叢、一七八八年刊、第三卷、第二〇—一〇九頁。隨所。ミラボーがまた分散的作業場を『集合的』作業場よりも一層經濟的にして生産的なりと解し、後者に於て政府の培養に基く單に人工的なる温室植物を見たことは、歐洲大陸に於けるマニユファクチュアの少なからざる部分が當時有してゐた状態に依つて説明し得る所である。

小農民を賃銀労働者に轉化し、其の生活資料及び生産機關を資本の素材的要素に轉化する出來事は、事實上、資本に對して同時に其の國內市場を造り出すものである。従前には農民家族は、自から其大部分を消費すべき生活資料を造り出し原

料を加工生産したのであつた。之等の原料及び生活資料は、今や商品となつた。大なる小作農業者は其れを販賣する。彼はマニユファクチュアに於て、其市場を見出すのである。紡絲、リンネル、粗織毛織物等、換言すれば其原料は各農家の園内に在り、而して各農家が自から使用する爲に紡織せる諸物品は、今や田舎諸地方が正に其販路を成してゐる所のマニユファクチュア品に轉化する。従來自己の計算を以て労働せる多數小生産者から成つてゐた許多の分散せる顧客は、今や工業資本から供給を受くる一大市場に集中する(二百三十四)。斯くて従前の自作農民等が收奪され、彼等が其生産機關から分離さるゝと提携して、田舎に於ける副業の破壊換言すれば工業と農業との分離行程が進行する。而して單り田舎に於ける家内工業の破壊のみが一國の國內市場に對して資本制生産方法の要する範圍と鞏固とを與へ得るのである。

(二百三十四)「労働者の一家が他の仕事の合間々々に、自己の勢力に依つてぢみちに年々の衣類に變へてゆく二十斤の羊毛——それは何等の注意を引かないのである。然し其れを市場に持行き、工場に送り、それから仲買人、次いで商賈に送ると云ふ段になると、大なる商業上の操作と、此品の價値の二十倍にも上る名目資本とを要するであらう。……」



斯くして労働階級は、悲惨なる工場民、寄生的小賣商階級、並に虚構的なる商業貨幣並に金融制度を維持すべく利用されるのである』(前掲デヴィッド・アーカー著『通語集』倫敦、一八五五年刊、第二一〇頁)。

されど嚴密のマニユファクチャー期は、斯る轉形を根本的に遂行せしむるものではない。我々の記憶する如く、嚴密のマニユファクチャー期は極めて斷片的に國民的生産を征服するに止まり、常に都市の手工業及び田舎の家庭的副工業を廣大なる背景として其れに立脚してゐる。若し之等のものを一の形態の下に、特殊の職業部門内、一定の點に於て破壊するとすれば、他の何處かに又夫を呼び起すのである。なぜならば嚴密なるマニユファクチャー期は、原料の加工生産上或程度までは其れを必要とするからである。斯くて此マニユファクチャー期は、土地耕耘を副業とし、工業労働を主業として營み、此労働の生産物を直接、または間接に商人の手を経て、マニユファクチャーに販賣する所の、小田舎人てふ新階級を造り出す。此事は、英國史の研究者をして困惑せしむる現象の主要理由ではないにしても一理由たるものである。蓋し十五世紀の七十年代以降、英國史の研

究者は、田舎に於ける資本農業の増大と小農階級破壊の増進とに就ての、連続的にして折々中斷さるゝ怨言を見出すが、他方に於て彼れは常に此小農階級が——其人數はより少なく其形態は絶えず惡化してはゐるが(二百三十五)——また新たに現はれてゐるを見出すのである。其主なる理由は左の通りである。——英吉利は時代に依つて交互に、或は主として穀物耕作業者であり、或は主として牧畜業者である。て其都度、農民の經營の範圍は動搖するのである。大工業興るに及び始めて、機械の供給に依つて資本制農業の不易の基礎は供給され、農民の大多數は根本的に收奪され、而して農業と田舎に於ける家庭的工業——大工業が其根柢なる紡績業と機械業とを引抜いてしまふ所の(二百三十六)——との公離は全うされる。斯くて大工業はまた始めて、工業資本の爲めに國內市場全體を征服するのである(二百三十七)。

(二百三十五)之れに就て、クロムウエルの時代は例外たるものである。共和制の存立せる間、有らゆる部層に互れる英國民衆はチニードル王朝の時代に陥れる其墮落の中から救ひ出されてゐた。

(二百三十六)タケットは、機械の採用さるゝと共に、嚴密なるマニユファクチャーと田舎



的又は家庭的マニファクチュアの破壊との中から大羊毛工業が發生せることを知る(前掲タケツ下著『勞働民の過去及現在状態史』倫敦、一八四六年刊)。「犁と軋とは」神々の發明に係り英雄等に使用されるものであつた。織機、紡錘、紡車等は斯程に高貴ならざる素性のものであるか？汝等は紡車と犁、紡錘と軋とを分離し、而して工場と救貧院、信用と恐慌、農業的と工業的との二箇の對抗的國民を得るのである。『前掲デヴィッド・アーカート著『通語集』第一二二頁。所が其處へケリーがやつて来て、確かに不當ではなく英吉利に苦情を向けて曰く、英吉利は他の總ての國を單なる農業國民に轉化し、自らは其工業者たらんと努めてゐる。彼れは主張して曰く、斯くして土耳其は破滅した、なぜならば「土地の所有者及耕種者等は、犁と織機と、鋤と耙との間の、かの自然的聯合を造つて自己を鞏固にすることを、英吉利に依つて許されなかつたから」と(奴隸貿易』第一二五頁)。ケリーに依れば、當のアーカート自身こそ、土耳其——彼が英吉利の利益の爲に自由貿易の宣傳を試みしことある——を破壊せしめた主動者の一人である。愛嬌なのは、ケリー(序に曰ふ、大の露西亞風たる)が、保護制度に依つて促進される右の分離行程をば、保護制度に依つて防止しやうとしてゐることである。

(二百三十七)ミル、ローヂアリス、ゴドウキン、スミス、フオーセット等の如き博愛的なる英國經濟學者、及びジョン・ブライト一味の如き自由主義の製造業者等は、神がカインに其弟アベルに就て尋ねた如く、英吉利の土地貴族に向つて我が幾千の獨立農民は何處へ行つてしまつたかと尋ねる。だが全體、貴公等は何處から來たのか？曰く、之等の獨立

農民の破滅から。貴公等は何故更に、獨立の織匠、紡績匠、手工業者等は何處へ行つてしまつたかと尋ねないのか？

#### (六) 工業資本家の發生

工業(二百三十八) 資本家の發生は、小作農業者の發生の如く徐々に行はれたものではない。若干の小ツンフト親方、更らに多くは獨立の小手工業者、または賃銀勞働者までが、小資本家に轉化し、而して賃銀勞働の搾取を徐々に擴大し、それに準じ蓄積の進むに依つて、眞の資本家に轉化せることは疑を容れざる所である。資本制生産の幼少期に於いては、事態は屢々、逃亡せる農奴中の何人が主たり何人が僕たるべきかの問題が主として其逃亡時日の早いか遅いかに依つて定まつた中世都市の幼少期に於けると同様に進行した。

(二百三十八) Industrial と言葉は、此場合、『農業的』に對立せる(即ち『工業的』てふ)意味に使用される。『經濟的』(即ち『産業的』てふ)意味に於ては、小作農業者も製造業者と同じく Industrial Kapitalist である。

が、此方法の蝸牛歩は決して、十五世紀末に於ける諸發見に依つて造り出された新なる世界市場の貿易要求と一致するものではなかつた。されど中世紀は、種々



様々の經濟的社會形態に於て成熟し資本制生産方法の時代以前にあつては一般資本と見做さるべき、二箇の異なる資本形態——高利貸資本と商業資本とを後世に遺した。

「現在に於ては、社會の有らゆる富は先づ資本家の掌中に入る。……彼は地主に其地代を、勞働者に其賃銀を、收税吏及び十分一稅徵收者に其要求する額を支拂ひ、勞働の年産額中少なからざる、實際最大にして絶えず増大する部分を自己に保留する。今や資本家は社會に於ける有らゆる富の最初の所有者と云ひ得るのである——如何なる法律も、彼れに此所有權を附與した譯ではないが。……斯る變化は、資本に對する利子を得ることに依つて行はれたのである。……而して歐羅巴に於ける總ての立法者が、法令、即ち高利貸業を取締れる法令に依つて之れを防止しやうとしたことは、少なからず注目すべき事柄である。……一國に於ける總ての富を資本家が支配すると云ふことは、所有權の完全なる一革命である。而して此革命は如何なる一法律又は一列の諸法律に依つて全うされた者であるか？」(二百三十九)。革命は法律に依つて生ずるものではないと、此著者は自答すべきであつた。

(二百三十九) 匿名者著『對照せる自然的所有權と人為的所有權』倫敦、一八三二年刊、第九八及九九頁(6)。此匿名書の著者は、トマス・ホッチキンである。

高利貸業と商業とに依つて形成された貨幣資本は、田舎に於ては封建制度、都市に於てはツンプト制度の爲に其の工業資本化を妨げられた(二百四十)。之等の制限は、封建的家臣團が解體し、農民が收奪され一部分驅逐さるゝと共に消滅した。新たななるマニユファクチュアは、海港、又は舊都市及び其ツンプト制度の手の届かざる平地内の諸地點に設けられた。斯くて英吉利に於ては、之等の新たななる工業的育種場に對する、舊來の特權都市の激烈なる抗爭が生じたのである。

(二百四十) 加之、一七九四年にも尚、リーツ市の小製布業者等は、如何なる商人にも製造業者たるを禁ずべき一法律の制定を請願すべく、一の總代を議會に送つたのである。

亞米利加に於ける金及銀産地の發見、土著民の剝絶、奴隸化並に鑛山内への埋没、東印度に對する征服及び劫掠の開始、亞米利加の商業的黒人狩獵場化等は資本制生産時代の曙光を特示するものである。かゝる牧歌的諸行程こそ、本來的蓄積の主要因なのである。これらの行程に踵を接して、歐洲諸國民の地球を舞臺とせる



商業戦が随伴した。此の商業戦は西班牙に對するネザールランドの離反に依つて開始され、英吉利の反ジャコピン黨戦争に於て巨大の範圍を占め、支那に對する阿片戦争等に於て今尙續演されてゐる。

本來的蓄積の種々なる要因は今や、多かれ少なかれ時間的順序に於て、特に西班牙、葡萄牙、和蘭、佛蘭西、英吉利等に配分される。英吉利に在つては、之等の要因は十七世紀末、植民制度、國債制度、近世租税制度、保護制度等に於て組織的總合に達してゐる。之等の方法は、一部分は殘虐極まる強力例へば植民制度に立脚するものである。が、何づれも、封建的生産方法の資本制生産方法への轉化行程を溫室的に促進し、其の過渡を短縮すべく、社會の集中的並に組織的強力たる國家權力を利用した。強力は、新たなる一社會を孕める各舊社會の産婆である。其れは一の經濟力なのである。

基督教的植民制度に就いて、基督教の研究を専門としてゐる一人ウキリアム・ハウィットは言ふ。「世界の有ゆる方面を通じて、謂ゆる基督教人種が其征服するを得たる總ての種族に對して加へたる殘虐と無鐵砲なる暴行とは、世界史上如何なる時代に於ける他の如何なる人種——それが如何に犇猛、如何に無教育、如何に無情無恥なるものであつても——の殘虐暴行とも比較にならぬほど甚だしいものである」(二百四十一)。和蘭に於ける植民經營の歴史——而して和蘭は十七世紀に於ける資本制的模範國であつた——は、「背信、賄賂贈受、虐殺、卑劣行爲等の極端なる一光景を展示する」(二百四十二)。和蘭人が瓜哇にて使用すべき奴隸を得んとしてセレベス島に實行したる人間盜掠の制度以上に、特徴的なる者はないのである。

此目的の爲に、人間盜人が訓練された。盜賊と通譯者と、販賣業者とは、此貿易の主なる關係者であり、土著の王族等は主なる販賣者であつた。擄渡つた少年等は奴隸船に送り出すに充分成育する迄、之れをセレベス島の秘密監獄内に拘禁して置いた。政府の一報告中に曰く、「例へばマカッサラの此一市には、秘密監獄が充滿し居り、其最も恐ろしき一には、無理強ひに自家族から引裂かれ、鎖に繋がれた、貪慾と暴虐との犠牲なる不幸者が一杯詰込まれてゐる」と。和蘭人等はマラッカ市を得んとして葡萄牙の總督を買収した。一六四一年、總督は彼等が市内に入るを許した。彼等は直ちに總督邸に駈付けて、二萬一千八百七十五磅の賄賂額の支拂



を『節慾』すべく彼れを虐殺した。彼等が足を觸れた所には、荒廢と人口消滅とが随伴した。瓜哇の一地方なるバンジュウワンギは、一七五〇年には八萬以上の住民を有してゐたが、一八一一年には僅かに八千人を有するに過ぎなかつた。實にうまい商賣だ！

(二百四十一) ウェリアム・ハウイト著『植民と基督教。歐羅巴人が其總ての植民地に於てなせる土人待遇の通俗史』倫敦、一八三八年刊、第九頁(6)。奴隸の待遇に就ては、シアール・コムト著『立法論』(第三版、ブルッセル、一八三七年刊)の中に、結構な材料編纂がある。ブルジョアは自己の保に從つて世界を自由に形作り得る場合自分自身及び労働者を如何なるものにするかを知るには、我々は斯る問題を立入つて研究する必要がある。

(二百四十二) 前瓜哇副總督トマス・スタムフォード・ラッフルズ著『瓜哇及び其屬領』倫敦、一八一七年刊(註)。

英國東印度會社は、人の能く知る如く、東印度に於ける政治上の覇權以外、茶貿易並に支那貿易一般及び歐洲より又歐洲への貨物輸送等に就ての絶對的獨占權を保有してゐた。が、印度沿海貿易、諸島嶼間沿海貿易、並に印度内地貿易は、同會社に於ける高級吏員等の獨占到歸した。鹽、阿片、蔴、其他の商品の獨占は、富の無盡藏

鑛山であつた。東印度會社吏員等は自から價格を定め、意の儘に不幸なる印度教徒を劫掠した。印度總督も此私商賣に關與した。彼の寵人等は、鍊金術師よりも尙賢明に無から金を造らしめたる條件の下に、請負契約を下附された。大資産は雨後の筍の如く一夜にして簇生し、本來的蓄積は豫め一志をも投ずることなくして進行した。ウォーレン・ヘスチングに關する裁判記録には、斯様な實例が充滿してゐる。茲に一例を擧げる。スリヴァンなる者は、阿片地方からは頗る遠隔せる印度の一方面へ公務を帯びて出發する間に、一の阿片請負契約を下附された。彼れは此契約をピンと稱する者に四萬磅で賣却し、ピンは同日更らに之れを六萬磅で他に賣却した。此契約の最後の購買者たり履行者たりし人は、次いでまた之から巨利を打出したと言明してゐる。議會に提出された一の表に依れば、一七五七年より一七六六年に至る間、東印度會社と其吏員とは、印度人をして自己に六百萬磅を寄贈せしめた！一七六九年より一七七〇年に至る間、英人は米を悉く買占め、法外の價格を以ての外は之れが再販賣をなすを拒絶することに依つて、一の飢饉を造り出した(二百四十三)。